

平成24年 第3回

宿毛市議会定例会会議録

平成24年9月3日開会

平成24年9月21日閉会

宿毛市議会事務局

平成24年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成24年9月3日 月曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時30分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 宿毛市立小中学校再編調査特別委員会最終報告	5
○日程第4 議案第1号から議案第25号まで	8
(提案理由の説明)	
市 長	8
散 会 (午前11時06分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (平成24年9月4日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成24年9月5日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成24年9月6日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成24年9月7日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成24年9月8日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成24年9月9日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 8 日 (平成24年9月10日 月曜日)	
議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 1

欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	1 3
1 高倉真弓議員	1 3
市 長	1 3
教 育 長	1 4
高倉真弓議員	1 5
市 長	1 5
教 育 長	1 5
高倉真弓議員	1 7
2 浅木 敏議員	1 8
市 長	2 2
保健介護課長	2 7
浅木 敏議員	2 8
市 長	3 0
水道課長	3 2
浅木 敏議員	3 2
市 長	3 3
浅木 敏議員	3 3
市 長	3 4
浅木 敏議員	3 4
市 長	3 5
浅木 敏議員	3 5
3 松浦英夫議員	3 5
市 長	3 6
松浦英夫議員	3 6
市 長	3 7
松浦英夫議員	3 7
市 長	3 7
松浦英夫議員	3 8
市 長	3 8
松浦英夫議員	3 9
市 長	3 9
松浦英夫議員	3 9
市 長	4 0

松浦英夫議員	4 0
市 長	4 0
松浦英夫議員	4 1
市 長	4 1
松浦英夫議員	4 1
市 長	4 2
松浦英夫議員	4 2
市 長	4 2
松浦英夫議員	4 3
市 長	4 3
松浦英夫議員	4 4
市 長	4 4
松浦英夫議員	4 4
市 長	4 5
松浦英夫議員	4 5

延 会 (午後 2時31分)

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 24 年 9 月 11 日 火曜日)

議事日程	4 7
本日の会議に付した事件	4 7
出席議員	4 7
欠席議員	4 7
事務局職員出席者	4 7
出席要求による出席者	4 7
開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第1 一般質問	4 9
1 岡崎利久議員	4 9
市 長	4 9
岡崎利久議員	4 9
市 長	4 9
岡崎利久議員	4 9
市 長	4 9
岡崎利久議員	5 0
市 長	5 0
岡崎利久議員	5 0
市 長	5 0
岡崎利久議員	5 0

市 長	5 0
岡崎利久議員	5 1
市 長	5 1
岡崎利久議員	5 1
市 長	5 1
岡崎利久議員	5 1
市 長	5 1
岡崎利久議員	5 2
市 長	5 2
岡崎利久議員	5 2
市 長	5 2
岡崎利久議員	5 3
市 長	5 3
岡崎利久議員	5 3
市 長	5 4
岡崎利久議員	5 4
市 長	5 4
岡崎利久議員	5 4
市 長	5 4
岡崎利久議員	5 5
市 長	5 5
岡崎利久議員	5 5
2 濱田陸紀議員	5 5
市 長	5 5
濱田陸紀議員	5 6
市 長	5 6
濱田陸紀議員	5 6
市 長	5 6
濱田陸紀議員	5 6
市 長	5 6
濱田陸紀議員	5 6
市 長	5 6
濱田陸紀議員	5 7
市 長	5 7
濱田陸紀議員	5 7
市 長	5 7
濱田陸紀議員	5 7

市 長	5 7
濱田陸紀議員	5 7
市 長	5 8
濱田陸紀議員	5 8
市 長	5 8
濱田陸紀議員	5 9
市 長	5 9
濱田陸紀議員	5 9
市 長	5 9
濱田陸紀議員	5 9
市 長	5 9
濱田陸紀議員	6 0
市 長	6 0
濱田陸紀議員	6 0
市 長	6 0
濱田陸紀議員	6 0
市 長	6 1
濱田陸紀議員	6 1
市 長	6 1
濱田陸紀議員	6 1
市 長	6 2
環境課長	6 3
濱田陸紀議員	6 3
市 長	6 3
濱田陸紀議員	6 3
市 長	6 4
環境課長	6 4
濱田陸紀議員	6 4
市 長	6 4
濱田陸紀議員	6 5
3 寺田公一議員	6 5
市 長	6 5
寺田公一議員	6 6
市 長	6 6
寺田公一議員	6 6
市 長	6 6
寺田公一議員	6 7

市 長	6 7
寺田公一議員	6 8
市 長	6 8
寺田公一議員	6 9
市 長	6 9
寺田公一議員	6 9
教 育 長	7 0
寺田公一議員	7 0
教 育 長	7 0
寺田公一議員	7 0
教 育 長	7 1
寺田公一議員	7 1
市 長	7 2
寺田公一議員	7 2
市 長	7 3
寺田公一議員	7 3
市 長	7 3
寺田公一議員	7 3
市 長	7 4
寺田公一議員	7 4
市 長	7 4
寺田公一議員	7 5
市 長	7 5
寺田公一議員	7 5
市 長	7 5
寺田公一議員	7 6
市 長	7 6
寺田公一議員	7 7
市 長	7 7
総務課長	7 7
寺田公一議員	7 7
市 長	7 7
寺田公一議員	7 8
市 長	7 8
寺田公一議員	7 8
市 長	7 9
寺田公一議員	7 9

教育長	79
寺田公一議員	79
教育長	80
寺田公一議員	81
教育長	81
寺田公一議員	81
散 会 (午後 2時39分)	

----- . . ----- . . -----

第10日 (平成24年9月12日 水曜日)

議事日程	83
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	83
事務局職員出席者	83
出席要求による出席者	83
開 議 (午前10時09分)	
○日程第1 議案第1号から議案第25号まで	85
質疑	85
1 山上庄一議員	85
建設課長	86
総務課長	86
千寿園長	87
山上庄一議員	87
千寿園長	88
山上庄一議員	88
2 山戸 寛議員	88
産業振興課長	88
建設課長	89
山戸 寛議員	90
産業振興課長	90
山戸 寛議員	90
3 松浦英夫議員	91
総務課長	91
企画課長	92
松浦英夫議員	93
総務課長	93
松浦英夫議員	93

3 浅木 敏議員	9 3
総務課長	9 4
教育次長兼学校教育課長	9 5
浅木 敏議員	9 5
総務課長	9 6
教育次長兼学校教育課長	9 6
浅木 敏議員	9 6
委員会付託（議案第 1 号から議案第 2 5 号まで）	9 7
散 会（午前 1 1 時 3 5 分）	
議案付託表	9 8
----- . . ----- . . -----	
第 1 1 日（平成 2 4 年 9 月 1 3 日 木曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 2 日（平成 2 4 年 9 月 1 4 日 金曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 3 日（平成 2 4 年 9 月 1 5 日 土曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 4 日（平成 2 4 年 9 月 1 6 日 日曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 5 日（平成 2 4 年 9 月 1 7 日 月曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 6 日（平成 2 4 年 9 月 1 8 日 火曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 7 日（平成 2 4 年 9 月 1 9 日 水曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 8 日（平成 2 4 年 9 月 2 0 日 木曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 1 9 日（平成 2 4 年 9 月 2 1 日 金曜日）	
議事日程	9 9
本日の会議に付した事件	9 9
出席議員	9 9
欠席議員	1 0 0
事務局職員出席者	1 0 0
出席要求による出席者	1 0 0
開 議（午前 1 0 時 3 0 分）	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 2 5 号まで	1 0 1
（議案第 1 4 号から議案第 2 5 号まで）	

委員長報告	
予算決算常任委員長	101
総務文教常任委員長	101
質疑	102
(議案第14号から議案第25号まで)	
討論・表決	102
(議案第1号から議案第13号まで)	
継続審査	102
○日程第2 陳情第9号外1件	102
(陳情第9号及び陳情第10号)	
委員長報告	
総務文教常任委員長	102
質疑	103
(陳情第9号)	
討論	
松浦英夫議員(反対)	103
寺田公一議員(賛成)	105
浅木 敏議員(反対)	106
表決	107
(陳情第10号)	
討論	
浅木 敏議員(反対)	108
表決	109
○日程第3 委員会調査について	109
継続調査	109
○日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号	109
(提案理由の説明)	
今城誠司議員	109
質疑	110
委員会付託省略	110
討論・表決	110
○日程第5 議案第26号及び議案第27号	111
(提案理由の説明)	
市長	111
質疑	112
委員会付託省略	112
討論・表決	112

(閉会あいさつ)	
市 長	1 1 2
閉 会 (午後 2時15分)	
委員会審査報告書	1 1 5
陳情審査報告書	1 1 7
閉会中の継続審査申出書	1 1 8
閉会中の継続調査申出書	1 1 9
意見書案第1号	1 2 2
意見書案第2号	1 2 4

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-2
議 案	付-2
陳 情	付-4

平成24年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成24年9月3日 月曜日）

午前10時30分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 宿毛市立小中学校再編調査特別委員会最終報告

（委員長報告・質疑・討論・表決）

第4 議案第1号から議案第25号まで

議案第 1号 平成23年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 2号 平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 3号 平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第 4号 平成23年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 5号 平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認
定について

議案第 6号 平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 7号 平成23年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 8号 平成23年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 9号 平成23年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第10号 平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第11号 平成23年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第12号 平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第13号 平成23年度宿毛市水道事業会計決算認定について

議案第14号 平成24年度宿毛市一般会計補正予算について

- 議案第15号 平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第16号 平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
議案第17号 平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第18号 平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
議案第19号 平成24年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
議案第20号 平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
議案第21号 平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について
議案第22号 宿毛市防災会議条例の一部を改正する条例について
議案第23号 宿毛市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 宿毛市立小中学校再編調査特別委員会最終報告
日程第4 議案第1号から議案第25号まで

3 出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

- 事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 柏木景太君

6 出席要求による出席者

市長	沖本	年男	君
企画課長	出口	君男	君
総務課長	山下	哲郎	君
市民課長	河原	敏郎	君
税務課長	佐藤	恵介	君
会計課長補佐	沢田	美保	君
保健介護課長	村中	純	君
環境課長	岩本	克記	君
人権推進課長	岩田	明仁	君
産業振興課長	三本	義男	君
商工観光課長	松岡	博之	君
建設課長	岡崎	匡介	君
福祉事務所長	滝本	節	君
水道課長	川島	義之	君
教育長	岡松	泰	君
教育委員会 委員長	松田	典夫	君
教育次長兼 学校教育課長	沢田	清隆	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増	信幸	君
学校給食 センター所長	野口	節子	君
千寿園長	杉本	裕二郎	君
農業委員会 事務局長	児島	厚臣	君
選挙管理委員 会事務局長	嵐	健	君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時30分 開会

○議長（中平富宏君） これより平成24年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において松浦英夫君及び浅木 敏君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（浦尻和伸君） おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る8月30日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から9月21日までの19日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月21日までの19日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月21日までの19日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を9月4日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で報告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） 本日は、平成24年第3回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙のところ御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

それでは、報告事項の説明をいたします。

報告第1号及び報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法ですが、これに基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。

この報告は、財政健全化法第3条第1項及び同法第22条第1項により、財政の悪化状況を見きわめる四つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて議会に報告することが義務づけられているものです。

お手元の報告書にありますように、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっていませんので、数値は出ていません。

また、実質公債費比率は、昨年度19.5%より1%減少し、18.5%で、早期健全化基準の25%を下回っています。

さらに、将来負担比率についても、昨年度166.3%より36.9%減少し、129.4%で、早期健全化基準の530%を下回っています。

次に、資金不足比率については、水道事業会計、定期船事業特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎運営事業特別会計、土地区画整理事業

特別会計の5会計とも資金不足はありませんので、数値は出ていません。

このように、おおむね堅調な状況ではありますが、今年度は消防庁舎の本体建設等、財源として市債を多く借り入れる大規模な事業を実施しており、一般会計では、市債の借入金が償還額を大幅に上回る予算となっております。

今後も、南海地震対策に関連し、大規模な事業が控えていますので、このような状況がしばらく続くと想定されますが、健全化判断比率等に留意しつつ、事業の優先順位等を考慮しながら、引き続き、効率的で適正な行財政運営を推進していかなければならないと考えています。

議員の皆様には、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、報告事項の説明といたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、訂正をいたします。

早期健全化基準を530%と報告しましたけれども、350%として訂正をいたします。

○議長（中平富宏君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「宿毛市立小中学校再編調査特別委員会最終報告」を議題といたします。

宿毛市立小中学校再編調査特別委員会に付託し、閉会中の継続調査となっている本件について、委員長の報告を求めます。

宿毛市立小中学校再編調査特別委員長。

○宿毛市立小中学校再編調査特別委員長（今城誠司君） 宿毛市立小中学校再編調査特別委員長。

平成24年第1回宿毛市議会定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております宿毛市立小中学校再編について、会議規則第103条の規定により、調査報告を行います。

本委員会は、宿毛市立小中学校の再編について、

(1) 宿毛小中学校耐震改築案の検証。

(2) 現在の学校再編計画の検証。

(3) これまでの再編への取り組みについての検証、を主な調査項目として設定し、執行部への質疑や現地視察、住民との意見交換会を踏まえて、20回にわたり委員会を開催し、議論、協議を積み重ねてまいりました。

その調査結果について、報告いたします。

(1) 宿毛小中学校の耐震改築について。

本委員会においては、

(A) 宿毛小学校を現グラウンドに改築し、宿毛中学校を松田川小学校用地へ改築する案。

(B) 両校とも現在地で耐震改築する案。

(C) 宿毛小学校は耐震改修の上、速やかに高台に移転し、宿毛中学校は耐震改修の上、一定期間使用する案。

の三つの案について、慎重に審査をしてきたところだが、一定の議論が尽くされたと判断し、8月23日開催の委員会において、各委員による討論の後、採決を行った。

以下、討論の概要について、報告する。

まず、B案を指示する山上委員より、宿毛小学校の1階部分を柱で構成する（ピロティー構造）とし、想定津波高以上の人工的な形状を確保することで、避難場所とすることを検討すべきではないか。

昼間に地震があるとは限らないことから、多くの地域住民に親しみがあり、通いなれている学校が避難場所として適所ではないか。

現在のところ、高台移転にかかる土地代や造成費は、補助対象ではなく、市の単独事業となるため、人工地盤のほうが安価にできるのではないか。

本案の場合、北側宅地の買収が必要になるが、購入が可能となれば、仮設校舎の必要性がなく

なり、仮設校舎費程度で土地が確保できる可能性があるし、高台移転より現在地での建てかえのほうが、校舎建設の実現が早いのではないかと。

また、例えば新校舎は、夜学や市民学級等にも積極的に利用できるようにし、特に特別教室等は、時間的な使い分けで施設の有効活用を図るようすべきではないかと。あるべきところにあるべきものがある状態を継続することは、まちをつくっていく上で大切なことであり、今後のまちづくりは、コンパクトの方向で、分散ではなく、集積を図るべきではないかと。

仮に公共施設の高台移転を推進するのであれば、町全体、浸水エリア全体の高台移転計画まで策定する必要があるのではないかととの討論がなされた。

同じく、B案を指示する濱田委員より、街の歴史は、旧町内の住民にとっては、重大な関心事であり、学校を他地区に移転すると、街の核がなくなる。また、震災は、いつ発生するかわからない。子供たちが学校に滞在する時間は、年間を通じて約200日、1,600時間程度にすぎない。

また、最新の建築技術をもってすれば、校舎は想定される最大震度でも、倒壊は考えにくい。したがって、現在地に小学校を新築しても、20分から30分で忠霊塔に避難させる訓練をしておけば、子供たちの生命は十分に守ることができるし、多くの市民が、津波から避難することが可能となり、高台に移転した場合には、登下校時に地域の人たちとの触れ合いや見守りの機会が少なくなり、子供たちの安心安全が保ちにくい。

また、この場合、用地買収や造成等に長期間を要し、一日も早い、新しい校舎を望んでいたPTAの従来の要望と相反するとの討論がなされた。

続いて、C案を指示する寺田委員より、昨年

3月11日の東日本大震災の津波の恐怖を思い出すと、5メートル80の浸水予想地域に教育施設を新築することは理解ができない。

宿毛小中学校とも、新築するのであれば、本来なら両校とも高台に移すべきと考えるが、2校を同時に新築することが、財政的、時間的に問題があるとするならば、意見交換会でも多くの保護者が望んでいるように、災害弱者である小学生や保育園児の安全安心を最優先に考えるべきであり、最も老朽化の著しい宿毛小学校を、先行して高台に新築すべきである。

現在地に3階建てで計画されている新校舎案は、住民の安全を確保できるものではなく、避難場所として指定すべきでない。住民の安全を確保するには、津波避難タワー等、必要にあわせて整備すべきである。

高台に小学校を移せば、市街地の多くの住民が災害時に利用できる大規模な二次避難所として活用することができる。

高台移転にかかわる経費については、用地購入費、造成費など、多額の経費が発生するが、将来的に考えると、無駄な経費とはならないとの討論がなされた。

同じく、C案を指示する浅木委員より、基本的に新築学校は津波想定地域に建てるべきではなく、小筑紫小学校の建築のときにも反対した。今度の場合も、最初から津波想定地域への学校新築は認められない。

本来なら、全部の小中学校を高台移転すべきだが、そんな財源はないから、当面、新築される学校については、高台移転を支持する。

この考え方の根底には、子供の命をどう守るかということが、全ての面で最優先すべきではないかという思いがある。

また、津波が来た場合、親の心理からいうと、子供のところへ駆けつけていって、子供を守りたいと思うのが当然で、先の震災時も、子供を

連れて帰る途中で事故に遭ったという事例もある。その点から見ても、子供が安全な場所にいるということになれば、津波でんでんことという言葉があるように、親自身も子供の心配をすることなく、自分自身の身を守ることに専念ができる。

確かに造成費には金がかかり、それをどう工面するかという問題があるが、津波にやられてそれを修復する費用を考えた場合に、土地造成費が高いといえるのか。あくまでも津波がくるということを前提として考えるべきではないか。

なお、高台にすれば、木造校舎にすることが可能になる。木造にすれば、教育環境という面でもよくなるし、宿毛市産材を使うとすれば、地元の木材業界をはじめ、地元産業の発展と、それに従事する関係者の仕事もふやすことができるとの討論がなされた。

なお、A案に対する賛成討論は行われなかった。

以上のような討論の後、採決の結果、賛成多数をもって、本委員会としてC案を採択すべきであると決したところである。

(2) 学校再編計画について。

教育委員会は、平成19年11月に沖の島を除く当時の市内10小学校を5に統合し、同じく沖の島を除く市内5中学校を1校に統合するとの再編計画を策定した。

本計画策定の背景には、当時、全国の自治体に課せられていた行政改革の推進という目的とともに、おこなわれていた学校耐震化を一気に進展させたいとの意図があったのではないかと推察される。

計画では、専科教員の配置、クラブ活動の充実、将来の児童生徒数の推移から考えた適正規模の確保など、統合による教育的効果がうたわれているが、住民の十分な理解を得ぬままの計画策定はいささか拙速であったといわざるを得

ない。

その結果、地域からの反発などを理由に、当初、計画策定から3年を経ずして、平成22年5月には、計画の見直しが行われ、適正規模の観点と、一定の地域性を考慮したとの理由で、小学校がそれまでの5校から6校に、中学校がそれまでの1校から4校に変更されることとなった。

調査の過程で、特に中学校の再編に関して、クラブ活動の充実、専科教員の配置等、子供たちに良好な教育環境を提供するため、1校に統合する予定だったものが、この計画では、その目的が達成できない学校が残ることになり、1校から4校になった明確な根拠が乏しい。

教育委員会の姿勢は、余りにも一貫性に欠けるとの意見や、学校が地域コミュニティーにおいて、重要な役割を果たしていることは理解できるが、子供たちが主役であるはずの学校再編に関して、地域性に過度な配慮をし過ぎると、適切な教育環境の提供が困難になるとの意見が出された。

このように、現在の再編計画は、幾つかの問題を抱えており、この計画が果たして最善の枠組みかどうかについては、疑問の余地がある。

また、県内でもおこなわれている耐震化への取り組みは、待ったなしの状況にあることを踏まえ、この際、全ての小中学校を早期に耐震化し、児童生徒の安全をひとまず担保した上で、子供たちにとって、真に望ましい教育環境の提供ができるよう、現在の学校再編計画を再考すべきであるとの意見で一致した。

(3) 学校再編に対する取り組みについて。

平成19年に策定された学校再編計画は、市内全域が対象となる計画であったにもかかわらず、目先の統合予定校である小筑紫地区小学校を除けば、橋上中学校で1回説明を行っただけで、その他の学校には一切説明に出向いていな

い。

また、平成21年度には、当初、再編される予定であった大島小学校が、国からの予想外の交付金が入るようになったことから、急遽、耐震工事が行われることになり、結果的に再編計画の一部見直しとなった。

これらの事実は、平成19年の再編計画が最初から住民不在の改革ありきの計画でなかったかという疑念を抱かせるものであり、その後の再編の動きを混乱させる大きな要因となったと考えられる。

平成22年5月の全面的見直しの際には、全市を対象に2回の教育懇談会を開催しているが、これで十分な民意の把握ができたのかについても、疑問が残る。

平成23年3月に、PTA連合会から提出された陳情の内容は、決定した計画を説明するのではなく、複数案の時点で保護者と協議を行うこと。正確な情報を速やかに保護者に届けることを求めるものであり、保護者がもっと自分たちの声を再編計画に反映させる機会を望んでいたことを裏づけている。

行政として、明確なプランを固めた上で、信念を持って住民を説得していくという姿勢は、決して間違っていないが、本市の場合は、計画策定過程の住民の声を反映させる機会が余りにも乏しく、そのことが結果として、住民に不信と反感を抱かせる要因となったことは、容易に推察できる。

ほかの多くの自治体では、さまざまな方法により、あらかじめ地域の声を吸い上げ、それを具体的なプランづくりに生かしている事例が数多く見られる。本市においても、教育委員会が今後の学校再編を進める上で、今まで以上に保護者、地域との話し合いを密にするとともに、施設設置の最終決定権者である市長とも、十分な協議を重ねる中で、ベストと思われる計画を

策定し、その後は、ぶれることなく、粘り強い取り組みを進めるよう求めるとの意見で一致した。

本委員会は、設置以来、鋭意積極的に調査研究を進めてまいりました。今回の調査結果を踏まえ、速やかに、具体的な取り組みが行われることを切望し、本委員会の最終報告といたします。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「宿毛市立小中学校再編調査特別委員会最終報告」を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第25号まで」の25議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 提案申しあげました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第13号までの13議案は、平成23年度宿毛市一般会計及び各特別会

計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものです。

各会計の決算書とともに、監査委員の監査意見書を添えて提出していますので、説明は省略させていただきます。

議案第14号は、平成24年度宿毛市一般会計補正予算です。

総額で2億7,616万8,000円を増額しようとするものです。歳入で増額する主なものは、地方交付税が3,136万5,000円、県支出金が2,584万2,000円、繰越金が6,435万2,000円、市債が2億6,731万5,000円です。

また、減額する主なものとしては、地方特例交付金が666万8,000円、繰入金が1億958万5,000円です。

歳出の補正の主な理由は、人事異動に伴う人件費の調整のほか、増額する主なものは、総務費では本庁舎をSRF工法で耐震補強するための設計委託料として、本庁舎耐震改修設計委託料を150万円、平成12年に作成しております宿毛市地域防災計画の見直しを行うため、地域防災計画作成業務委託料として525万円を計上しています。

民生費では、平成23年度実績に伴う生活保護費、国庫負担金返還金として1,342万1,000円を計上しています。

衛生費では、市内救護病院へ災害時の連絡確保のための衛星携帯電話購入に伴う追加経費として、126万円を計上しています。

農林水産業費では、宿毛市森林組合が導入を予定している高性能林業機械の購入の補助として、宿毛市高性能林業機械等整備事業補助金を1,540万円、漁港の浚渫等の、漁港市単独工事費として760万円を計上しています。

土木費では、通学路の交通安全施設の整備として、交通安全施設整備工事費に145万円、

国直轄港湾事業負担金として1億4,867万2,000円を計上しています。

教育費では、災害時の児童の安全を守るため、小学校防災ヘルメット購入費として600万円を計上しています。

災害復旧費では、過年度土木災害復旧費として、598万4,000円を計上しています。

議案第15号は、平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算です。

総額で5,690万3,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整のほか、平成23年度実績に伴い、療養給付費等負担金などを返還しようとするものです。

議案第16号は、平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算です。

総額で、414万4,000円を減額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整です。

議案第17号は、平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算です。

総額で、656万6,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整、及び備品購入費の追加に伴うものです。

議案第18号は、平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算です。

総額で、56万5,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整です。また、債務負担行為として、平成25年度から平成27年度までの学校給食センター調理業務委託料を、限度額1億3,640万円を計上しております。

議案第19号は、平成24年度宿毛市下水道

事業特別会計補正予算です。

総額で、316万7,000円を減額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整のほか、施設修繕費の追加によるものです。

議案第20号は、平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算です。

総額で、374万7,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整と、平成23年度実績に伴う負担金等返還金によるものです。

議案第21号は、平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算です。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整です。

議案第22号は、宿毛市防災会議条例の一部を改正する条例についてです。

内容につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法が改正され、その中で防災会議等の見直しが行われました。

防災会議の所掌事務について、「災害が発生した場合において、情報を収集すること」を削除し、「防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べること」を追加し、また委員の定数を25人以内から30人以内に変更することなどにつきまして、改正しようとするものです。

議案第23号は、宿毛市防災対策本部条例の一部を改正する条例についてです。

内容につきましては、災害対策基本法の改正に伴い、本条例の関係条文が変更となりましたので、改正しようとするものです。

議案第24号及び第25号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

沖の島辺地につきましては、診療施設の整備を、また栄喜辺地につきましては、簡易水道施

設の整備について、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月4日から9月7日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、9月4日から9月7日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月4日から9月9日までの6日間休会し、9月10日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時06分 散会

平成24年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（平成24年9月10日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
市民課長 河原敏郎君
税務課長 佐藤恵介君
会計管理者兼
会計課長 弘瀬徳宏君

保健介護課長	村 中	純 君
環 境 課 長	岩 本	克 記 君
人権推進課長	岩 田	明 仁 君
産業振興課長	三 本	義 男 君
商工観光課長	松 岡	博 之 君
建 設 課 長	岡 崎	匡 介 君
福祉事務所長	滝 本	節 君
水 道 課 長	川 島	義 之 君
教 育 長	岡 松	泰 君
教育委員会 委員 長	松 田	典 夫 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田	清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	金 増	信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	野 口	節 子 君
千 寿 園 長	杉 本	裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島	厚 臣 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	嵐	健 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） おはようございます。

1番、高倉でございます。一般質問をいたします。

大きくは2項目、5点についてお伺いいたします。

一つ、消防活動について2点、市長にお伺いいたします。

消防関係の皆様には、日夜、市民の安心安全のためにありがとうございます。私ごとですが、先ごろ救急を要する出来事がありました。浦尻議員に教えていただいたんですが、1日平均7台、救急車の出動があるとのことでございます。私は、通報するには至りませんでした。万一の場合のことを考えたとき、どのような仕組みになっているのかをお伺いいたします。

1点目、平常時の業務、活動について。救急要請があった場合の受入態勢について。尋常の状態でない通報者は、正確に現場を伝えることができるか。地区に同じ名字があった場合、出動先を誤認するようなことはないのか、確認、伝達、再確認はどのようになっているのかをお伺いいたします。

2点目、災害時の体制、仕組みについて。国、県からの情報が日々変わる状況下の中、災害を想定した業務継続計画について、お伺いいたします。

続いて、大きく二つ目、教育環境について3点、教育長にお伺いいたします。

1点目、いじめ問題について。このところ、いじめ問題が報道されない日はないくらい、大

変な現状です。そして、啞然とすることは、学校、教育委員会が把握していなかった、残念にも死者が出てからも確認されていない実例が目につきます。

宿毛市において、心配はないのか、児童、生徒、教師はきざしを見つけたとき、安心して相談できる体制にあるのかを伺います。

2点目、本定例会初日に、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会より、調査の経過概要及び結果の報告がありました。決議を受けて、教育委員会としては、学校再編計画はどのように対応されるのかをお伺いいたします。

3点目、同じく学校再編に対する取り組みについて、どのように対応されるのかをお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、救急受入態勢についてでございますが、救急車が2台運用体制にあり、受付の職員が場所、フルネーム、病歴、そして今かかっている病院等を確認をし、その旨を救命救急士に告げ、救急車は救急現場へ出動をいたしております。

次に、現場に着くまでに不明な点などがあれば、無線及び電話等で確認しながら、救急現場に向かっています。

次に、尋常でない場合の通報者が、正確な場所を伝えられるのかということでございますけれども、通報者が取り乱している場合などには、受付の職員が慌てず、相手を落ち着かせるよう誘導しながら、対応をしております。

また、通報してきた方が何らかの異変で対応できないときは、電話会社に発信元の逆探知を依頼して、場所の特定をしています。

また、地区に同じ名字があった場合ですが、救急受入態勢のときに、場所やフルネーム等を

確認をしていますので、出勤先を間違えるようなことはございません。

次に、災害時を想定をした態勢等について、消防も含めた市の災害時の対応については、宿毛市の防災会議でつくられる地域防災計画の中で定められているところがございますが、高倉議員がおっしゃられましたように、東日本大震災を踏まえ、本年3月以降、南海トラフの巨大地震の新想定の情報も、順次、公表されているところがございます。

こうした状況の中、宿毛市におきましても、現在の体制等を見直し、新たな想定に対応できるよう、地域防災計画を改正していきたいと考えており、今回の補正予算案には、地域の防災計画作成業務の委託料も計上をいたしているところがございます。

私のほうから、1回目の答弁は以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 皆さん、おはようございます。教育長、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

学校におけるいじめ対応についての御質問がありました。まず、本市のいじめの認知件数につきましては、残念でありますけれども、全く発生していないというわけではございません。ここ数年の推移といたしましては、年間10数件ほど発生をいたしております。

その都度、対応をしておりますけれども、傾向といたしましては、減少をしているということでございます。

質問の相談体制でありますけれども、学校においては、児童生徒、保護者が相談しやすい環境づくりを目指して、児童生徒と担任との生活日誌のやりとりであるとか、個人面談の実施、悩みを聞く機会をつくったり、直接、言いにくい児童生徒、相談をしにくい児童生徒につきま

しては、適時、アンケート調査を実施すると。教師が児童生徒の悩みを、兆候を、合図に対して、早い段階で気づける取り組みを実施しております。

また、教職員にだけ負担をかけるのではなくて、臨床心理の専門的な知識を持ったスクールカウンセラーを配置をいたしまして、専門的な見地から、相談を受けることができる体制を整えております。

また、保育士を経験をした方などに、教員とはまた違った視点で、子供たちの様子を見てもらい、相談体制がとれるように、小学校に子供と親の相談員を配置をいたしております。

教育委員会といたしましても、子供たちが一人で悩みを抱え込むということがないように、どこで相談できるか、そのような体制づくりを継続して取り組みをしていきたい、このように考えております。

それから、2点目の教育環境についてであります。学校再編でありますけれども、特別委員会からの報告、決議を受けまして、教育委員会として、学校再編計画をどのように対応されるかという御質問がありました。そのことについて、お答えをいたします。

特別委員会からの報告におきましては、現在の再編計画については、幾つか問題点を抱えておりまして、再編計画を考慮するべきではないかという御意見でありました。

教育委員会といたしましても、市民の代表であります審議会の特別委員会の審議を経て、本会議で議決をされたものにつきましては、重く受けとめておりまして、今後、市長部局と再編計画の見直しの必要性について、協議をしてみたいと、こういうふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 市長に再質問いたします。

消防関係についての御答弁、ありがとうございます。私が言いぬかっておりました、浦尻議員に教えていただきました救急車の件ですが、けんみん病院で1日平均7台、救急を受け入れているという情報でございます。

市民の皆様の中には、新しい消防庁舎の場所選定のいきさつを知りながらも、もしものときには大丈夫であろうかと、いまだに不安が拭えずにいます。

震災の現状を見聞きすれば、無理からぬことと存じます。

市長がおっしゃいましたように、今回も、防災に関する多額の予算が計上されています。市長におきましては、平常時も災害時も、市民の安心・安全に最善の努力をしていただくよう、再度、決意をお伺いいたします。

教育長に再質問いたします。

3点目の返事が、改めて後で頂戴いたしたいと存じます。

教育環境については、安心したり、一抹の不安を残したりですが、8月5日の人権教育研究大会の講師、谷口先生のお言葉にありましたように、いじめは心配をかけたくない。いつか終わるでは終わらなかった。そっとしておいてはだめなんだ、アクションを起こすことだと伺いました。

先ほどお答えにありましたように、いろいろお心配りをいただいているとわかりました。小さなきざしを見逃さず、子供さんたちの未来をはぐくみ、現場の先生方を守ってください。教育長にしかできないことですし、教育長のお仕事であると、お願いいたします。

教育長に御意見がございましたら、お伺いたしたく存じます。

また、再編問題取り組みについては、しっか

りと御協議いただき、住民の声を聞き、子供たちが、輝ける教育環境の実現に力を注いでいただきたい。

これらは、改めて申すまでもなく、早急に対応していただきたい。何月何日までとはいかなくても、教育長のほうに目安があれば、お伺いいたします。

2度目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 高倉議員の再質問にお答えをいたします。

東日本大震災を受けて、今、国や県が津波や、あるいは震度等による新たな想定が、だんだんと出される中で、市民の皆さんは、本当に今、それぞれいろんな形の中で御心配をされていると思います。

先ほど質問いただきましたような、お話ございましたような、消防庁舎の件もでございます。これは、前回の質問でもお答えさせていただいておりますけれども、今後の我々の行政としての取り組みとしては、とにかく市民の皆さんの命を守っていくということを最大の目的として、可能なところから津波対策、あるいは防災対策等について、全力で今後も取り組んでいく、そういう決意を持っておりますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長。先ほど、私が答弁をした中で、1点、3点目の御質問に対してお答えが抜けておったと思っておりますので、そのこともつけ加えて返答をさせていただきたいと思っております。

まず、学校再編の取り組みでありますけれども、先ほど申しましたように、先日の特別委員会からの報告の中で、計画策定の過程におきまして、住民の声を反映させる機会が乏しいので

はなかったか。結果として、住民に不信と反感を抱かせる要因になったのではないかという、厳しい指摘がその中ではありました。

教育委員会といたしましては、現在の計画策定時におきましても、住民の意見を反映させるべく、まず住民の代表、学校の関係者や知識人、それから当然、構成をされる教育審議会におきまして、平成19年度に策定をいたしました再編計画の検証を初めといたしまして、改めて学校の適正規模であるとか、適正な配置等につきまして、審議をいただいたものであります。

その審議結果に基づきまして、答申をいただいた内容を、教育審議会、教育懇談会で説明をさせていただきました。

参加者の中から、さまざまな御意見を賜りました。そこで出されたそれぞれの意見を、教育委員会で協議をいたしまして、最終的な方針を決定したものであります。

一定、市民の意見を反映したものと、我々は判断をしておりました。

しかしながら、今回の議会からの厳しい御指摘もいただきましたので、今後、計画を進める上におきましては、計画の見直しの必要性が生じた際には、これまで以上に住民にわかりやすいように、より住民の意見を反映できるように、市長部局と一体となって取り組みを進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと、こういうふうに思います。

そして、今ほど質問がありました、何月何日とは言わないけれども、目安があれば答えていただきたいという御質問があったと思いますけれども、目安につきましては、教育委員会なり、それから市長部局との協議も必要でありますし、この場において、私が具体的な期日を申し上げることは、なかなかできかねますけれども、議員御指摘のように、子供たちが望ましい教育環境の中で、いろいろな教育活動ができますよう

に、市長部局と一体となりまして、早急な対応をしてみたいと考えております。

それから、いじめ問題でありますけれども、先ほどお答えをいたしましたように、子供たちに悩みを抱え込んだままさせるのではなくして、安心して相談ができる体制づくりを、今後も継承をしてみたいと思います。

また、教職員や、学校に配置をいたしておりますスクールカウンセラーなどとも協力しながら、子供たちの小さなサイン、兆候を見逃すことのないように、学校全体で取り組んでいくように、校長会の中でもお願いをしております。

私自身も、学校を訪問をいたしまして、学校の取り組みの強化をお願いをしております。

それから、先日、民生委員さんの会がありまして、その中におきましても、いじめ不登校の現状を報告をさせていただきました。

そして、いじめについては、学校内だけで起こるものではありませんので、学校外で起こるものもありますので、民生委員の方々にも、地域で気になる子供がいないか、見守っていただくようお願いをいたしました。

また、高倉議員からの御指摘もありましたように、いじめを対応している教職員に対して、その教職員一人が負担になり、心が疲れて病気にならないように、学校全体の問題として、組織的な取り組みができて、いろいろな機関が有機的につながりをして、問題解決を図るよう、お願いをしております。

教育委員会といたしましても、子供たちの人権を守り、一人一人を大切に重要な取り組みとしてまいっております。

大変、いじめ問題につきましては、報道等いろいろな御意見がございますけれども、宿毛市の現状の中では、やはり一番課題となっておりますのが、いじめとふざけとの境がつきにくい。自分たちは遊びでやっている、けれどもやられ

ている者に対しては、大変しんどい思いをしているという現状があります。その辺のところを、周りの者が、学校関係者、それから保護者が学校と連携をして、協議をして取り組みをしなければならぬし、それから、やはり学校と保護者、地域が連絡を密にして、信頼関係をもとに取り組んでいくということが、一番いじめの対応になるのではないかとということがあります。

全国的に申しますと、いじめはますます陰湿化をしていると。それから、犯罪といじめとの線引きが難しいと、いろいろ問題がありますけれども、今、宿毛市で一番対応していかなければならないのは、そういうふうな、今の段階では陰湿化をしているという状況では、私はないと把握しております。

ふざけといじめとの境がつきにくい。それを教師が、我々が、家庭がどういふふうにしてキャッチをして、対応していくかということになると。

それから、先ほど議員から御指摘もありましたように、一人の先生で対応していくのではなくして、組織体として、みんなが責任を持ってかかわっていくと、こういうことが大事ではないかと思っております。

いずれにしても、重要な問題であります。人権を守り、命を守るという、取り組んでまいりますので、一生懸命頑張っていきたい、こういうふうにお思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 市長、教育長の再答弁、ありがとうございます。本当に御丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございます。

救急に対する仕組みは、本当によく理解できました。日ごろの訓練、研さんの結果が、現場で生かされるように、ぜひともよろしくお願

いを申し上げます。

また、昨日、四万十市で開催されました高知県主催日本赤十字高知県支部所管の地域住民を守る災害救援救護研修会に、福祉事務所の担当の方と、ほか婦人13名で参加いたしました。

東日本大震災の災害医療から、南海大地震における県民の医療を考えるとの御演題のもとに、現地において災害医療に従事された高知赤十字病院形成外科部長 中川宏治先生のお話の後、一次救命措置を初めとし、応急手当の実技を研修いたしました。

心肺蘇生、AED、これは本当にやってみましたら、大変でした。体力も気力も要ります。このことから、消防の方の日々の努力が、本当によくわかりまして、頭が下がる思いがいたしました。

残念ながら、参加者に自主防災関係の方、特に男性の方は数名しかお見受けしませんでした。今後は、このような機会を生かし、配慮し、市民全体の防災意識を高め、自助努力の周知のため、日本赤十字宿毛地区長でもあられます沖本市長は、みずから音頭をとっていただくようお願いをします。

教育問題は、文部科学省がいじめ対策総合推進事業を来年度予算の概算要求に、また、岐阜県可児市におきましては、いじめ防止条例を制定、9月議会に審議、10月施行と伺っております。

いじめについては、是非を問わず、取り組まなければなりません。9月6日の子供高知新聞にも、いじめは一人で解決できない問題であるとありました。

また、学校問題は、教育委員会の皆様方が努力していただいているにもかかわらず、まだ市民に周知がという部分がありますので、今後、これまで以上のお話をいただきましたので、ぜひよろしくお願

学校問題につきまして、議会内会派、当市民クラブでも現地視察し、高台にという同僚議員と、まちづくりの上で、あるべきところにあるべきものがあるとの意見が交錯いたしました。

私は、当初、現地に宿毛小学校との意見でしたが、新しく浸水の高さを聞くにつけ、母親の立場からも、避難が難しいと考える保育園児、低学年の小学校だけでも高台にとの考えが改まり、特別委員会の意見に賛成をいたしました。

教育委員会におきましても、是非はありましても、火急の案件であります。どちらの問題も、市民一丸となって事に当たらなければなりません。

主役である子供たちに、よろしく対処をしていただきますように、お願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） おはようございます。8番議員の浅木です。ただいまから一般質問を行います。

まず、市長の政治姿勢について、お尋ねします。

まず、1番目に、地震と津波の対策についてであります。

地震と津波の対策については、これまで多くの議論を積み重ねてきましたが、去る8月29日に、政府が南海トラフの巨大地震が発生した場合の被害想定を公表したので、そのことを受けて、宿毛市としての今後の南海地震に対する取り組みをお尋ねします。

その1番目として、次期南海地震の宿毛市における被害想定と、減災対策についてであります。

この地震と津波による高知県の人的被害は、最悪の場合、4万9,000人と見込まれています。また、最大津波高は、室戸と黒潮町で34メートルとなり、津波到達時間は、室戸へは最も早く、地震発生3分後には、3メートルの津波が来るとなっております。

そこで、この宿毛市における地震と津波の規模、被災状況を、どのように想定されているのか。また、政府は、大被害を想定しつつも、耐震対策や迅速な避難、発生時の気象条件によっては、人的被害が約7分の1にまで減少できるとしています。宿毛市として、人的災害を大幅に減らすために、どのように取り組むか。

2番目に、宿毛市における民間住宅の耐震対策状況についてであります。

高知県下では、建築物の滅失件数は23万9,000棟となっておりますが、そのうち16万7,000棟は、地震の揺れによる倒壊となっております。県下では、耐震化未実施の民間住宅がまだ71%、約5万8,000戸もあるといわれています。家屋の倒壊は、圧死、火災の発生、避難困難など、被害の拡大につながります。宿毛市における民間住宅の耐震状況をどのように把握されているか、お聞きします。

また、本年度の耐震改修とブロック塀の耐震対策の申込状況の現状はどうなっているか。

3番目に、避難施設など、避難に必要な対策の完了年度についてであります。

津波対策の基本は、逃げるであります。県は、その避難に必要な避難路や避難所の整備、避難タワー建設などの避難施設を、この2年間でおおむね完了させることになってはいますが、宿毛市も来年度で全て完了できるか。

4番目に、避難はまず情報を得た本人の避難

行動が大切であります。この点で、市民への啓発活動の取り組みについてお聞きします。

5番目に、学校など、今後新築予定の公的施設の地震と津波対策についてであります。

中央防災会議が今年7月16日に、南海トラフ巨大地震対策の中間報告の素案を公表しました。その中では、大津波が来るところは、自治体庁舎や学校、医療施設などは、必要に応じて移転を検討となっています。これは、当然と言えることでもあります。

津波による危険性、そして津波で破損した施設の莫大な修理費等を考えるのは、新築の公的施設は原則として、津波の来ないところへ建設するべきであります。

黒潮町では、町営住宅や新庁舎の高台への移転を決め、須崎市は、消防庁舎の高台移転を決定したようであります。

この点から見ても、改築期を迎えた宿毛小学校を、7メートルもの津波が来るところへ新築するのは、防災会議報告の趣旨からも逸脱するものではないか。特に、学校を設置し、施設管理をする市行政としては、子供の命が守られる施設をつくるのが最優先であります。

学校は津波のおそれのないところに建築されておれば、津波時に親が子供を心配して学校へ駆けつける必要もありません。安心して避難ができるわけであります。

このことは、保護者の命を守ることにもなります。

また、津波のおそれのないところへ学校を建設しておけば、被災時に校下の市民が体育館等を二次避難所として、すぐに利用することもできます。政府による災害規模の見直しがされた今日、情勢を受け、学校建設についても、市長の新たな考えをお聞きいたします。

6番目に、ライフラインの耐震対策についてであります。

電気やガスも大切ではありますが、水は1日たりとも暮らしに欠かすことができません。

浄水場等の基幹水道構造物や、管路の耐震化はどうなっているか。また、浸水の長期化を防止するための下水道部ほか排水ポンプ設備の保護対策はできているか、現状をお示し願いたい。

大きな2番目で、特定健診とがんの検診についてであります。

特定健診は、2008年から各医療保険に、40歳から74歳の加入者に対する特定健康診査と、生活習慣病予防に向けた特定保健指導を義務づけました。

これまで、自治体は老人保健法に基づき、40歳以上の全住民を対象に、基本健康診査を全額公費で実施してきました。この特定健診導入によって、実施主体がこれまでの市町村から国保にかえられ、費用の市町村分は、国保財政負担とされました。さらに、75歳以上の住民は、健診対象外にできることになり、健診内容や保健指導もメタボリックに偏ったものに改悪されました。

また、受診率が正規の定めた基準に達しない市町村国保には、保険料負担を上積みするペナルティーを課すなど、極めて問題の多い制度改悪となっています。

この医療制度の改悪は、財界主導によるものであり、財界は医療給付費の伸びをGDPの伸び率以下に抑制するために、厚生労働省が5年ごとに給付計画策定をし、総額管理を求めたものであります。これをもとに、2006年に医療改革法が強行され、医療給付費抑制の仕組みがつけられました。

各都道府県では、医療適正化計画がつけられ、その一つが特定健康診査のメタボ偏重であります。

そうした健康診査では、受診対象者の受診意欲も向上しない状況となっております。

第1期計画年度が終了する本年度末までに、政府指定の受診率にしないと、来年度にはペナルティーを課せられるおそれがあります。宿毛市としても、今年から受診料を無料にしたので、受診率向上が期待できますが、なお、以下の3点について、お尋ねします。

1番目に、特定健康診査の受診状況と、受診率向上についてであります。

74歳未満の受診状況と、75歳以上の受診状況、並びに受診率向上を目指す取り組みをどのように行っているかについて、お聞きします。

2番目に、特定保健指導の実施状況について、実施率の現状をお示し願いたい。

3番目に、今年度末が政府の決めた受診率等の最終年度であると思いますが、目標達成の見込みはあるか、また保険料値上げのペナルティーはどうか、このことについてお聞きします。

次に、がん検診についてお尋ねします。

今、日本では、がんによる死亡率が上昇し、政府や自治体、医療機関あげて、がん対策に取り組んでいるところであります。

その一環として、自治体でも特定健診とあわせてがん検診の受診に取り組んでいます。宿毛市でも、市民の啓発活動ほか、受診率を向上させる各種の取り組みをされています。

ところが、先日、私のところへ市民からがん検診を受診したが、異常ありの通知が数カ月もたってから届いた。1カ月以内に通知が来なかったもので、異常がなかったものと思い込んでいた。市役所の人から、検診結果の通知を持って謝りに来てくれたが、何でこんなことになったのか、調べて再発防止をしてほしい、とのお話がありました。

私もお話の内容に驚くとともに、このことは市役所行政に対する市民の信用失墜にもなるので、現課長や担当者の問題にとどめるのではな

く、市役所機構として、今後の再発防止を確立する必要があると判断し、この場で取り上げ、まず次のことをお尋ねします。

1番目に、がん検診受診者への検診結果通知の手順はどうなっているか。

2番目に、今回、発生した結果通知遅延の内容を御説明願いたい。

3番目に、今後再びこうした事案を発生させない対策をお聞きします。

次に、大きな3番目で、県道宿毛城辺線の路面冠水対策についてであります。

この道路は、長田町の元県立宿毛病院前から貝塚橋を経由して西町、藻津方面に延びる県道7号線であります。

沿線には、農漁業を中心に生活を立てた人々に加え、近年は勤務者主体の住宅団地が形成され、生活道として、また通勤道としても、ますます利用者が増大しております。

ところが、この道路は、大雨ごとに路面が数十センチも冠水し、通行が危険な状態となり、たびたび通行どめとなっております。幹線道路のこうした状態は、関係する人々の暮らしに大きな困難をもたらしています。

この路面冠水の原因は、この道路に沿って流れる2級河川与市明川の氾濫にあります。また、この氾濫の主たる要因は、流域での住宅開発等にあると思われます。

流水域の消滅、保水力の低下が、出水量の増加を招いていると思われます。

あわせて、土地の開発を承認しておきながら、必要な河川整備をしてこなかった行政の責任は重大であります。この道路の冠水防止策については、私が平成15年9月以降、改善を求め、たびたび一般質問を繰り返し、中平現議長も質問をしております。

これまでの宿毛市長も、前向きな答弁をし、宿毛市の重点事業として、市議会議長と連名で、

毎年、県に要望を出しているようであります。

市長は、新しく沖本市長になりましたので、改めて市民の切実な要望をどう実現していくのか、次の点についてお尋ねします。

1番目に、対策の現状と、今後の取り組みについてであります。

与市明川河川改修事業は、宿毛市の重点事業として、宿毛市長と宿毛市議会議長の連名で、事業の促進を毎年、県に求めているが、遅々として進行しないのはなぜか。

市長は、県議時代に、この問題を予算委員会で質問し、知事が平成22年から宿毛市と錦地区の排水施設を含めた内水処理計画の検討を開始したと、議会報告をしておりますが、その後の結果はどうであったか。

また、昨年の市長選挙では、宿毛市東部と西部の浸水対策は、国、県の治水事業と連携して推進すると公約していますが、具体的な実現策をお聞きしたい。

2番目に、抜本的な対策についてであります。

氾濫防止のためには、河川の浚渫と護岸工事の実施、流入水量をくみ上げることができる排水ポンプの設置等が必要だと思いますが、市長はどう考えているか、お聞きします。

3番目に、当面の安全対策と被害防止対策についてであります。

路面冠水した道路の通行中の車両の転落防止柵は、前回の私の一般質問後に設置されましたが、現在でも車両がエンジンまで水没して、走行不能になることもあります。

また、通学中の自転車が、通行車両のあおり水で押され、道路外に転落しそうなこともあります。

さらに、冠水路面を車両が通行するたびに、路面の水があおられ、民家に流入し、被害を与えています。

こうしたことから、路面冠水時には、安全対

策上、すぐに車両通行どめをすること。路面の水が民家へ流入しないよう、流入前に土のう積みなどの対策を講じること。この2点について、市長の答弁を求めます。

最後の大きな4番目ですが、循環型自然エネルギーの推進についてであります。

地球の温暖化防止のためには、化石燃料の使用を削減する必要がありますが、それよりも恐ろしいのは、原発事故による放射能汚染であることは、福島原発の事故によって、全国民の前に明らかになりました。

こうしたことから、原発や化石燃料への依存から脱するためにも、循環型自然エネルギーの活用を推進する必要があります。この政策を押し進める観点から、次のことについてお尋ねします。

なお、電気のことについては、沖本市長は、職としてきた専門家であります。素人の私のにわか知識の質問ではありますが、市民の安全と生活向上を目指し、質問しておりますので、適切な答弁をお願いします。

まず、1番目に、太陽光発電についてであります。

太陽光発電は、高知県の気候風土を生かした事業であり、公害等のおそれがほとんどありません。宿毛市でも、今年度初めて補助事業としましたが、現在の利用状況をお聞きします。

この事業は、非常によい取り組みと思いますが、来年度以降も継続するかどうかお聞きします。

次に、宿毛市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の第3条(1)で、「電力会社と電灯契約及び電力受給契約を締結する個人」これが条件になっております。

なぜ電力会社との契約が必要なのか。昼間の余剰電力を蓄電池に蓄え、夜間に利用する独立型太陽光発電等、普及し始めています。

このような電力会社と事務契約をしない独立型であっても、補助金交付対象にするために、要綱の第3（1）は削除する考えはないか、お聞きします。

運動公園でのメガソーラーシステムについても、自然エネルギーの生産では有意義であります。しかし、大手金融資本の事業となる可能性が高く、宿毛市民の収益にはならないのではないか。市民が共同体をつくり、事業をする可能性はないか。また、メガソーラーで発電した電力の利用方法についても、お聞きします。

2番目に、小水力発電についてであります。

豊富な宿毛市の水資源を生かして、小水力発電を普及することは、自然エネルギー生産の上で大切なことであります。

市長は、昨年の選挙で、楠山の旧水力発電所に小水力発電所建設と公約しています。自然エネルギー拡大の観点からも、非常によい政策だと思えます。いつから、どのようにして実行に移すのか、お聞きします。

3番目に、木質バイオマスについてであります。

木質バイオマスは、そのままではストーブやボイラーなどのエネルギーとして、また木質バイオマス発電として、各地で普及しつつあります。

今、宿毛市では、山林で切り捨てられた間伐材、丸太生産後の残材、製材や建築切り込み時の残材など、多くの未利用木材があります。

こうした木材を、暖房やふろの熱源として、また木質バイオマスボイラーとして、園芸施設等で利用が進むよう、行政として支援する考えはないか、お聞きします。

4番目に、原発を必要としない地域づくりについてであります。

四万十川流域の首長が、7月6日に原子力に頼らない自然エネルギーの転換という内容の四

万十川アピールを発表し、原発をなくする方向を明らかにしました。

沖本市長も、これまでの議会答弁で、原発廃止の方向性を明示しました。そこで、この議会では、原発をなくする具体的な方途をお聞きしたい。

特に、四万十川流域首長のように、周辺自治体とも協力して、原発を必要としない地域づくりに取り組む考えはないか、お聞きします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、浅木議員の質問にお答えをいたします。

まず、国の第2次報告として公表されました10メートルメッシュでの宿毛市の状況についてでありますけれども、前回の報告の50メートルメッシュと比較すると、浸水域については、大きな変化はないようですが、山際が少し広がっております。

浸水深については、両者はおおむねプラスマイナス1メートルの範囲で一致しているようですが、50メートルメッシュで市役所が5.8メートルだったのに対し、10メートルメッシュでは7.3メートルと1.5メートル上昇しており、場所によっては、今回の推計結果がより高くなる場所や、より低くなる場所があるようでございます。

被害想定につきましては、都道府県単位での数値でしかありません。これによると、最悪のケースで、高知県は人的被害4万9,000人と、大きな被害が想定をされております。今後は、現在、提供されている情報をもとに、各地域の津波避難計画、避難マップの作成や避難道、避難場所の見直しや整備、またさらなる避難の徹底や住宅の耐震化などの対策を行い、被害額を限りなくゼロに近づけるよう、取り組みを行っていきたいと考えております。

次に、宿毛市が行っている住宅耐震対策及び今年度から開始しているブロック塀への補助制度の現在の状況についてであります。現在の予算と申請数は、耐震診断20件に対して2件、改修計画、改修設計2件に対して1件、改修工事2件に対しては、これはございません。ブロック塀30件に対しては、現在、7件となっております。

耐震診断とブロック塀については、申請とは別に、問い合わせや相談なども数多く受け付けており、6月号の広報や8月15日の地区長文書、さらに宿毛市ホームページなどでも周知してきておりますが、今後も補助制度を啓発し、地震対策の推進を図っていきたいと考えております。

次に、避難道、避難場所の整備についてであります。宿毛市としましても、これまで、各地区などから出されている要望については、平成24年、25年度のこの2年間で財政的に有利な事業を活用し、おおむね完了できるものと思っております。

今後も、各地域での協議をしながら、避難道、避難場所の整備を順次進めていきたいと考えております。

続いて、津波避難の啓発対策についてですが、国の被害想定被害軽減対策でもありますように、いかに避難開始の迅速化を図るかが重要だと考えております。

今までも、防災学習会や、説明会などでも、揺れたら逃げるとの、この徹底を啓発してきておりますが、今後もさらなる意識向上と、津波避難の徹底を啓発していきたいと考えております。

行政関連施設や、その中でも学校など、高台への移転等についてでありますけれども、私としましても、高台の用地確保や、それに伴うインフラ整備など、課題や問題も多いとは思われ

ますが、可能な限り、高台への移転を十分協議し、検討していかなければならない、このように考えております。

続きまして、水道施設の耐震対策について、お答えをいたします。

本市の水道は10施設で、そのうち8施設の配水池は、昭和56年の建築基準法施行令改正による新耐震基準に対応して、建設、建築されております。

昭和56年以前に建築された2施設は、小筑紫簡易水道と、沖の島の長浜飲料水供給施設で、いずれも鉄筋コンクリートづくりであります。

小筑紫簡易水道の配水池は、昭和28年に建設されておりますので、来年度以降に改築を検討したいと考えております。

なお、小筑紫簡易水道は、宿毛上水道と配水本管を連結しておりますので、配水管等に破損がなければ、送水することができるようになっております。

長浜飲料水供給施設の配水池は、昭和49年に建築されています。ここは、受益戸数が少ないため、大型の給水タンクを仮設すれば、当分の間、対応できるため、貯水槽の耐震化は、今のところ考えておりません。

次に、水道管についてですが、市内の水道管は、延長約274キロであり、昭和41年以前は石綿管、その後は塩化ビニール管、鋳鉄管などが混在しております。

東日本大震災発生により、昨年度に高知県から水道管の耐震化調査依頼を受け、基幹管路の状況を調査いたしました。

この調査によると、基幹管路とは、取水池から浄水池までの導水管、浄水池から配水池までの送水管、配水池から本管で給水管の分岐がないメインの管であり、これらの管が、鋳鉄管などの耐震適合性があるか調査した結果、耐震適合性のある管の割合は、宿毛市上水道で86%、

東部広域簡易水道は100%、簡易水道合計で43%でした。

耐震適合性のない管は、宿毛市上水道で2キロ、簡易水道合計で2.8キロありますので、来年度以降、計画的に耐震適合性のある管に布設がえしていきたいと考えています。

続いて、特定健診とがん検診についてでございますが、御質問をいただいておりますけれども、この件に関しましては、私のほうからは、がん検診後の結果通知についてお答えさせていただき、その他の項目については、所管課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

がん検診受診後の結果通知について、どのような流れで受診者の手元に結果が返るようになっているか。結果通知がおくれた経過と、その遅延防止策との御質問であります。

この問題につきましては、私としても、担当課長から報告のあった際、ことの重大性を深く認識し、直ちに関係者の皆様への謝罪と、詳細な説明をするよう、指示するとともに、二度とこのようなことを起こさないために、再発防止策を講じるよう、厳重注意したところであり、担当課におきましても、課長と課長補佐により、関係者の皆様に対して、謝罪と説明に回っております。

まずもって、皆様に深くおわびを申し上げます。

がん検診の結果につきましては、検診の委託先である高知県総合保健協会幡多健診センターより、約二、三週間程度で受診者全員の結果が宿毛市に届けられ、精密検査が必要と判定された方につきましては、受診後1カ月をめどに、各御自宅へ簡易書留により郵送しております。

なお、異常がなかった方につきましては、受診の際に、結果通知はいたしませんとの説明をさせていただいております。

前立腺がん検診の受診者につきましては、結果内容が数値で出されますので、全員に簡易書留により郵送させていただいております。

次に、昨年、がん検診の結果通知がおくれた遅延理由とおくれた期間、及びその人数は何人であったのかということについてであります。結果がおくれた理由につきましては、業務に対する認識の甘さと、日ごろの書類整理の不十分さ、及び課内でのチェック機能が作用していなかったものであると認識しております。

人数は、大腸がん検診が25名、前立腺がん検診が7名の、全員で32名であります。

おくれた期間につきましては、ほとんどの方が受診後約2カ月でありましたが、一部には1年にまで及んだ方もおり、大変な御迷惑をおかけいたしましたことを、深くおわびを申し上げます。

遅延防止対策につきましては、まず、処理、未処理書類がはっきりわかるように、書類整理や保管場所の指導を徹底するとともに、受診者名簿による結果通知を、課内で供覧した後、簡易書留により郵送したものが受領されたかどうか確認できる書留・特定記録郵便物等受領書と、名簿とを再度照合するなどして、さらにチェック体制を強化充実し、二度とこのようなことを起こさないよう、再発防止に努めております。

続いて、県道宿毛城辺線の路面冠水対策について、お答えいたします。

与市明川は、部分的に改修された箇所もありますが、一番重要である河口が改修されておらず、河口部に隣接して設置している農業用の配水ポンプは、設置後、40年を経過しております。

高知県の改修計画は、自然流下方式で、十分な能力があるとしておりますけれども、河川流域の地盤は低く、河川改修計画どおりに整備を行っても、与市明川への流入エリアも含めた総

合的な改修が実施されない限り、根本的な浸水対策にはならないと考え、河口部に強制排水のためのポンプ設置を、宿毛市議会議長との連名で、連続して要望してきた経過がございます。

一時中止となっております与市明川関連の事業は、本年度再開され、500万円の委託料が計上されております。内容は、地質調査と用地調査を実施すると聞いております。

改修が進まない要因として、河川改修計画となっている土地の一部が、地図混乱地域となっており、取得用地の確定に時間を要していることも、工事進捗に影響していると考えられます。

宿毛市としては、懸案となっております四季の丘への入り口付近の廻角橋についても、高知県と協議する中で、改修に向けた取り組みを行っているところであります。

次に、浅木議員の述べられた防止対策以外に手法はないかとの質問でございますけれども、流域の森林に対し、間伐材の水源涵養施策があると思っておりますけれども、森林に対しては、そういう効果があると思っておりますが、与市明川については、森林面積があまりないために、この対策は適用できないと思っております。

副次的ではありますが、秋沢ホテルの裏にある宿毛市の管理する都市下水路ポンプ場へ、与市明川の水を誘導する方法について、検討をしているというところでございます。

次に、路面冠水対策につきましては、早期に通行どめ等の措置を実施し、道路等についても、早期に対策をとっていただくよう、県に対して要望をいたしてまいりたいと考えております。

次に、循環型自然エネルギーの推進についての質問でございます。

その中における太陽光発電について、宿毛市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱は、国の補助要綱に準じて、今年度、制定いたしました。

国の補助金を受けるためにも、電力会社との受給契約は必要とされておりますし、蓄電システムを導入したとしても、現時点では、電力買い取り制度は、かなり有利な価格で売電できません。

このことから、太陽光発電システムを設置し、売電契約を締結しないケースというものは、想定をしておりません。

このような状況ですので、現段階では、要綱改正は考えておりませんが、最近では蓄電池の価格も下がり始め、蓄電システムの開発も進みつつあって、国の補助制度も廃止されておりますので、この蓄電システム導入に関する普及推進も視野に入れる必要があると感じております。

また、再生可能エネルギーに関するシステム等について、日々、技術が進歩し、情勢が変化しておりますので、今後、国や他市町村の動向も踏まえ、よりよい制度となりますよう、検討を重ねてまいりたいと考えております。

来年度のこの補助制度については、今年度の状況を見ながら、考えてまいりたいと、検討してまいりたいと思っております。

続いて、太陽光発電におけるメガソーラーについての質問にお答えをいたします。

本市におけるメガソーラーの取り組みにつきましては、宿毛市総合運動公園の約2ヘクタールについて、発電事業者の公募を行うこととしており、10月には、事業者の募集を行い、11月には、業者の決定をする予定となっております。

募集対象の事業者につきましては、6月議会の松浦議員の一般質問に対してお答えさせていただきましたが、大手の県外資本を誘致した場合は、設置工事費や販売収益などのほとんどが県外に流れ、地域へのメリットがあまりなくなる可能性があるかと、私自身も考えておりますので、地域内の資源を、地域で活用できるよう、

事業者の募集につきましては、市内企業、もしくは市内企業と県内企業との共同体などを予定をしております。

なお、応募企業は市民出資などを検討していただければ、市民協働型の発電事業として、先進的な取り組みにもなり、より地域の活性化にもつながるのではないかと考えております。

続いて、小水力発電について、お答えをいたします。

私の公約である楠山地区での小水力発電につきましては、これまでも高知県公営企業局によって、旧取水口等の流量を初めとする施設調査などが実施されておりますが、本年度におきましても、引き続き、県内の小水力発電の有望地点における現地調査や、発電計画の作成が、県公営企業局において実施されることとなり、楠山地区におきましても、有望地点の1カ所として調査を実施していただけることとなっております。

現在、楠山地区の小水力発電につきましては、民間主導で事業の検討がなされておりますので、調査結果をもとに、より具体的な検討が進むのではないかと考えております。

小水力発電に対する支援策についてでございますが、本市における再生可能エネルギーの導入を促進するため、小水力発電だけでなく、再生可能エネルギー全般についても、検討する必要があると考えており、現在、宿毛市においては、家庭用の、先ほど言いました太陽光発電に対する助成制度を実施しておりますが、今後におきましても、国や県の動向を踏まえながら、制度の拡充を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、木質バイオマスについてでございます。

木質バイオマス燃料を利用する考えはないか、また、支援策についてはという質問でございます

ですが、本市及び幡多管内の、まず園芸調査の状況及び木質バイオマス燃料の利用状況等について、説明いたしますと、市内にはニラやミョウガ、イチゴなどの施設園芸を営んでいる農業者の方は48名いますが、木質バイオマス燃料を活用している方は、現在のところおりません。

県の幡多農業振興センターへ、幡多管内の状況調査を確認したところ、幡多管内でも、木質バイオマス燃料を施設園芸に導入している農業者の方はいないとのことでございます。

木質バイオマス等の循環型自然エネルギーを推進することは、自然環境保護、林業の活性化、資源の地産地消、ひいては雇用確保という観点からも、積極的に推進していく必要があると考えております。

私としまして、新しいエネルギーとしての木質バイオマスを利用推進するために、木質ペレット製造工場などの企業誘致を、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

また、エネルギー効率がよく、安価で安定した供給が図られるということになりますと、園芸施設を営んでいる方々に対して、木質バイオマス燃料への移行促進を図るため、更新及び設備に対する補助制度について、周知を図り、循環型自然エネルギーとしての木質バイオマスの利用の推進を、今後、全力で推進、検討してまいりたいと、このように支援してまいりたいと考えております。

次に、原発を必要としない地域づくりについてということでございますけれども、東日本大震災による福島第一原発の事故を受けまして、原発の安全性に対する国民の信頼は大きく損なわれる中、想定された結果ではありましたが、原発に反対をとるだけでなく、説明や、新たなエネルギーの開発、生産に向けた取り組みが、喫緊の課題であります。

現在、日本では、宿毛市などの地方、中でも中山間地域においては、生活の糧である仕事がなく、高齢化と人口減少等による後継者不足によりまして、農地や山林の放棄地が拡大しています。

雇用の場の減少は、山間地域にとどまらず、地方の小都市でも同様、若者が生まれたまちに暮らすことができず、高齢化と人口の自然減少が、急速に進んでいます。

こうした地方を再生、活性化するために、太陽光発電等の再生可能エネルギーの固定価格買取制度を、絶好の機会でありますので、原発にかわる新しいエネルギー、地方ならではの再生可能エネルギーに率先して取り組み、宿毛市を再生エネルギーのモデル地域に指定していただけるような取り組みを強化していきたい、このように考えております。

こうした中では、当然のことながら、他市町村とも連携を図り、協働できる部分は協力して取り組むことを検討したいと考えております。

また、再生可能エネルギーにより、生産、再生したエネルギーの重要性を市民に対し、啓発を進め、節電の重要性についても、積極的に周知してまいります。

私からの答弁は、以上でございます。

○議長（中平富宏君） 保健介護課長。

○保健介護課長（村中 純君） 8番、浅木議員の一般質問にお答えいたします。

平成23年度における特定健康診査の74歳以下及び75歳以上の受診状況についての御質問ですが、40歳以上74歳以下につきましては、対象者数5,381人に対しまして、受診者数1,154人の21.4%。75歳以上につきましては、対象者数4,026人に対しまして、受診者数104人の2.6%となっております。

受診向上のための取り組みにつきましては、

各種がん検診と特定健診を組み合わせたセット健診の実施や、より多くの人たちが受診しやすいように、土曜、日曜日、夜間健診の実施、その他、かかりつけ病院でも特定健診が受けられるように、個別健診を取り入れるなどの取り組みを実施してまいりました。

また、高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用して、特定健診の受診勧奨を目的とした臨時職員を雇用し、対象となる皆さんのお宅へお伺いして御案内するなど、訪問や電話による受診勧奨にも取り組んでまいりました。

次に、平成23年度の特定保健指導の実施率についてですが、29.7%となっております。国が示した平成23年度の達成目標は、40%となっており、宿毛市においては、目標に到達していません。

目標に到達できなかった理由としましては、特定保健指導の実施者は、医師、保健師、管理栄養士の3職種と規定されており、他職種の者が実施しても、実施率にカウントされないこととなっております。

ここ数年、正規職員である保健師の長期休暇により、保健師が減少し、その代替職員として、看護師の雇用しかできておらず、保健師の確保ができなかったため、実施までの準備期間や対象者への受診勧奨にかかる時間が減少し、受診者数の確保ができなかったことが、大きな要因としてあげられます。

しかし、そうした中でも、指導内容の充実には、積極的に取り組んでまいりました。

平成22年度から臨時雇用であります。管理栄養士を常勤で雇用し、今までは集団指導をメインに実施してまいりましたが、希望者がその都度、必要な保健指導を受けられるように、個々人にあわせて開始時期を設定することや、食生活改善指導等の栄養指導に重点を置くなど、内容的な充実を図っております。

今後、保健師が復帰し、実施者不足が解消できれば、栄養指導だけでなく、運動指導も効果的に実施できるよう、プログラムを組み、実施率向上に努めてまいりたいと考えております。

3点目の、平成25年度から実施されることになっております到達受診率に対するペナルティー制度についてですが、これは、後期高齢者支援金に対するペナルティー制度でありまして、医療費の適正化に対する貢献度を評価するものです。

特定健診の実施率が65%及び、特定保健指導の実施率が45%を、ともに達成している市町村に対しては減算、実施率ゼロ%の市町村に対しては0.23%の加算を行う制度となっております。

当市としましては、特定健診21.4%、特定保健指導29.7%の実施率となっておりますので、減算も加算も受けることはありません。

全国的に見ても、平成22年度の全国市町村国保の平均実施率は32%で、達成目標である65%を達成している県はないという結果となっております。

以上であります。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番、再質問をいたします。

地震と津波の対策については、この間、見直しが出たばかりで、これから、今、取り組みにかかっているという説明を受けました。

数字としては、非常に、先般の新聞等でも厳しい数字になっておりますので、その分、しっかりつかまえて、十分な対策をしてもらいたい。

なお、各自治体で、本年は、市長も言いました災害時予算が、申請すれば出してもらいやすいということで、避難タワーの設置、これは南国やったかな、11基も予算ついたとかいうところも、14基か、あります。

宿毛においても、そういうものが必要なところあるんじゃないですかということで、私は3月議会でも取り上げてます。この問題が、見直しがあったら考えてみるという、あのときの答弁だったと思いますので、避難タワーがなければ逃げられない地域については、この予算がもらえるうちに、早いうちに準備すべきじゃないかと思いますが、このことについてお聞きします。

それから、公的な施設、特に学校も含めて、市長の基本的考えはわかりましたので、これから、先ほどの答弁に基づいて、やはり可能な限り、高台の方向を目指すと。新築する分については、方向だと思いますので、それを待ちたいと思います。

それから、ライフライン、特に水道の問題につきましては、まだ耐震対策ができていないのは2カ所あるということですが、これについての予算を組んでいくということですが、今年度4月時点で、水道管に対する特別な法助成というか、そういうものができたんじゃないかと。私の知るところでは、そういうものができておるといふふうに思うわけです。4月の前半に。

そういうものは、うちの場合、投入できるのか、できないのか、これをお聞きしたいと思います。

できるのであれば、そういうものを活用して、早いうちに水道の対策をしていくべきだと思います。

それから、特定健診については、先ほどの説明でわかりましたが、まだまだ受診率が低いということで、今後の取り組み、啓発活動等を期待したいと。

なお、市長のほうから、がん検診の問題について、おわびも含めてお話がありましたが、やはり心配するのは、命にかかわると。早期発見、早期治療が、病気にとっては一番大事だと。そのために、皆さん受診するわけですので。受診

したら、最も早い時期に知らせるということは大事だと思います。今回のようなことは、絶対、あってはいかんわけです。

それとともに、該当者の方からも聞いたんですが、今、市長は、全身体制でチェックをして、書留で送ろうかというお話もありましたが、はがき、保護したはがき、こういったもので、異常のない人も、異常はありませんでしたという通知を、それを出すことはできるのか。そのことによって、あっ、来たきに、異常はないと思えるわけですが、今回の場合は、何もないきに異常がないというふうに、本人は判断しとったということですので、今のところ異常ある人にだけということになってますが、異常のない人についても、そういう方法をすれば、より早く安心できるんじゃないかと思います。

なお、今回のような問題で、もしこれが悪化して死亡につながるというような事態になってきたら、因果関係次第では、裁判沙汰にもなりかねんと、私は思うわけです。行政の責任という面で。

今後、そういうことも含んでおりますので、気を引き締めて、対策をとってもらいたいと思います。

それから、県道の路面冠水対策ですが、本年、やっと調査に入ったということで、私も平成15年からこの問題、取り上げているわけですが、非常に進みぐあいが遅いと。今年も500万の経費で、しかもちょっと言葉の説明がわかりにくかったんですが、いわゆる周辺を買い取る、一部買わないかんところがあって、それが筆界未定になっておるような感じでして、決着がつかないと。だから進まないということですが、私は、せめて水路のよせをのけるとか、浚渫をするとか、そういう目に見える、どうせいずれはやらないかん、ということからでも、筆界未定があったとしても、そういうことはでき

るんじゃないかと。できることからでも、先にやっていくという考え方はないのかどうか。

根本的には、河口整備ですね。これも以前から議論してきましたけれども、全部廃止にすると、何か200億円ぐらいのポンプをつけないかんとかいう回答もあります。しかし、それより容量の低いもの、力の低いものでも排水できるということですので、今の筆界未定だと関係なしに、河口の処理は、予算をつければ可能んじゃないかと思いますが、そのところは、市長、どう考えているか。ポンプの設置ですね。この分を説明願いたい。

それと、さっき、市長のほうから答弁がなかった部分ですが、当面の安全対策と被害防止対策ですね。これについて、私は先ほど、路面冠水時に車をとめると。通行どめに早くすると。車が水が入ってとまったら、それから周辺の人に危害を、被害を与える前に、路面冠水で通れなくなった、通行困難になったら通行どめを早くするということについて答弁がなかったの。

それともう一つは、民家へ、車があおって水が入ってくると。これに対しては、土のうを積みくるけど、もう水が大方入ったうちにきたりするというので、これは早いうちに、水が入らんうちに土のうを積まんと、意味がないんじゃないかと。そういう被害を与えるところについては、被害を与えないような措置をどうするのか。

これは、さっき答弁がなかったの、これをお聞きします。

それから、循環型エネルギーの問題については、前向きのお話も聞きましたが、私の聞き漏らしかもわかりませんが、現在の利用、120万予算を組んでおたわけですわね。これの利用状況はどうだったのか。私が聞き漏らしたのか、市長が言うてくれなかったのか、ちょっとわからんですが、再度、その内容を知らせても

raitaidesu.

なお、要綱の改定を、私は求めていたわけですが、特に電力と契約がなかったら、補助金は出しませんよというような内容。これは恐らく、国のこういうものに追随したんじゃないかと思いますが、国のそういうものに、宿毛市があえて追随する必要はないと思います。

この項目は、別につけなくても、この事業を実施することにおいて、問題はないはずです。

今、独立型ソーラーシステムを導入して、そういう電力と売買関係を結ばなくて、独立型でやっていこうという人もできてくるということです。この項目をあえて入れないかんということはないと思うわけですね。これは、今後、再度どうするのかお聞きしたいです。

それから、小水力発電等について、これ、幡多地域、こっちの西のほうにはないと、市長答弁ありましたが、私の聞くとところでも、どうも、それは違います。木質バイオマスのほうです。

これは、幡多地方のほうにはないということですが、実際、幡多地方のほうでは、これがやられておりません。しかし、全体としては、各地で、東のほうでは大分取り組まれています。特に、木質バイオマスでの発電という面では、須崎で13万3,000キロワットの発電をしているという何があります。また、発電それ自体は少ないんですが、いろいろな形で、田野町、四万十町、仁淀川町、土佐市、そのほかたくさんところで木質バイオマスを活用しております。

これから研究ということですが、ほかでこれほど利用が進んでいるわけですので、宿毛市としても、早いうちに取り組みをしていただきたい。

以上について、質問いたします。

○議長（中平富宏君） この際、浅木 敏君の質問に対する答弁保留のまま、午後1時まで休

憩をいたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時01分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

浅木 敏君の質問に対する答弁を求めます。
市長。

○市長（沖本年男君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、避難タワーが必要ではないかということで、御質問がございました。質問通告にはございませんでしたけれども、我々のほうで、具体的に検討もしておるところでございますけれども。

現在は、地域からは具体的な要望はございません。そういう形で、現在は検討しておりませんが、しかし、対象の地区である、例えばですけども、高砂地区などには、福祉センターへ外階段を設置をして、そこを避難場所とするということで、ほぼめどがついておりますので、今後、事業化に向けて、予算化をしていく方向で検討をいたしております。

さらに、そういう非常に危険な被害が想定される場所等につきましても、高砂等につきましても、先ほどの与市明川の河川改修でも出てきましたけれども、廻角橋、あれは以前はなくなるという方向でありましたけれども、避難の場所として、今後、高台に地域の人たちが避難できるような形で、車が通れるかどうかも含めまして、今、検討もしているというところでございます。

そのような形での避難タワーにかわるものではないんですけれども、ただ今後、地域の避難計画等を各地域でずっとつくっていきます。そうした中で、新たな要望が出てくるならば、それしか対応ができないという避難方向になれば、

当然のことながら、検討はしていかなきやいかんことだというふうに認識をいたしております。

それから、ライフラインのことについては、担当課長のほうから、詳細についてお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、健診のことについての結果、疑いのない人たちに対しても、その通知を出すべきではないかというふうな質問もいただきましたけれども、現在、今回の事態を受けまして、二度とこのような事例が発生しないような形での対策を、今回とっておりますので、今のところ、異常のないという方々に対する対応は、健診時に、異常のない方は通知しませんという形で、今後も対応してまいりたい。きちっと再発防止をする対策を、現在、行っておりますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、県道の問題についてでございます。この浸水の問題について、特に、その与市明川の河川改修計画が、事業が非常に進まないんじゃないかということで、その原因等についての御指摘もいただいたわけでございますけれども、市としても、地域の改革、河川の改修、浸水対策としては、今の河口のところ、10トンから20トンのポンプを設置してほしいということ、御答弁をいたしました。議長や、我々ともに、県に要望もいたしているところでございます。

そのような方向の中で、ぜひとも個々の地域の問題を解決していく方向、先ほど言いました廻角橋のことであるとか、あるいは地権者との関係も含めまして、できるだけ早く、我々としても、取り上げて、県に対して要望をしてまいりたいと思っております。

さらに、浸水したところに対しての県の被害対策について、答弁がないということでございましたけれども、きちんと答弁はさせていただ

いたというふうに認識しておりますけれども、ただ、土のうにつきましても、今後は、いざというときに、即対応できるように、近くに確保しておくということも含めて、県とも今後、相談をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、再生エネルギーのことにつきまして、太陽光発電のことでの再質問をいただきました。家庭用のシステムでございますけれども、このシステムの設置費補助金の、現在の状況についてでございますけれども、1キロワット／アワー当たり3万円の補助率で、上限4キロワット／アワーまでとしており、10軒の120万円を予算措置をしておりますけれども、申し込みの期限を決めて、6月11日から6月25日まで募集したところ、19軒の申し込みがありました。

予算の範囲を超えていましたので、7月2日に抽せんを行い、10軒の方に決定をして、補助金交付申請を提出していただき、交付決定をいたしました。

その後、設置工事が完了し、補助金を支払済の方が5軒、残る5軒の方も、設置工事を、現在、進めているところでございます。

国の方針に、その要綱が追随しているのではないかという御指摘もあつたわけでございますけれども、我々としては、今の公定価格買取制度の中で、現在の制度は最善のものであるという認識のもとに、要綱を定めておりますので、決して追随したということではございません。

ただし、最初にお答えもいたしましたように、日進月歩の科学技術の進歩でございます。そういう発展に沿った技術の進む内容に沿って、我々としても、当然のことながら、新たな対応はしていかなきやいけないというふうに思っております。

私からの再答弁は以上でございます。よろし

くお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道課長、浅木議員の再質問にお答えします。

ライフラインの耐震対策で、水道管の耐震化補助制度についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、平成24年4月1日から、上水道、簡易水道とも補助制度が新たに創設されております。

まず、上水道管路の補助制度ですが、補助の基準として、資本単価がありまして、宿毛市はその基準以下ですので、対象にはなっておりません。なお、高知県全体でも、該当する市町村はありません。

続きまして、簡易水道の管路の補助整備ですが、こちらは、資本単価等の基準はありませんので、制度の活用ができるよう、来年度以降、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番、再質問します。

津波対策の関係では、地元と話し合っ、福祉センターの活用ということがありましたら、話し合っ、必要なものはするという答弁だったと思いますので、それは受けとめておきます。

当然、一時避難所の見直しも、今、やりよるんじゃないかと思うので、これについても早急に進めていただきたい。これは答弁を求めません。

それから、今の水道の件について、基準が非常に厳しいということで、該当せんということですので、それは該当せんかったら、もうしゃあないですので、新しい補助制度について、対策するということですが、そちらのほうへお願いしたいと思います。

がんの検診について、私の提言した、悪うない人にも出したらどうですかということに対し

て、そうすれば、今回みたいな事態はないと、私は思うわけです。

そのはがきを出さなくても、市長は二度とこういうことを発生させない体制をつくるということですので、こういうことを二度と起こさんというのに、それ以上、求める何もないので、この問題については、責任を持って、そういうことをするということですので、きょうの時点では、これ以上の質問はしません。

それから、県道の問題ですが、これ、何回も何回もやってきて、今、答弁を待つわけですが、

先ほど、私が再質問で言うたのは、できることからやりませんかということですね。

確かに筆界未定とか、いろんなことで、周辺の土地が確保できんとかいう問題が発生しているのは聞いてますが、川底を浚渫するとか、よせをのけるとか、それからまた、先の話にあったポンプの据えつけ、こんなことはやろう思うたら、予算さえ組めばできると思うわけですね。

市長、今の答弁で、10トンから20トンということですが、実際の流入量が一番多いときでは、7、80トン毎秒入るように聞いているわけですね。それ、今のに追加して、10トンから20トンぐらいなものをつけたきいうて、それほど効果が出るのかなど。せめて、前回議論していた、30トンで、30億円ぐらいは、30トン排水ができると、そういうものを求めてやってみて、それでまだかつ浸水がするようだったら、新たにもう1基ということも考えるべきじゃないかと。

200億円もの1基構える余力を、小型でも、30トン排出できる30億円のを、必要に基づいてふやしていく、こういうことも大事だと思うんですね。

その部分について、10トン、20トンじゃない細かいものじゃなしに、せめて30トンを超えるようなものを考えていただきたい。

そのことについて、再度、答弁を求めます。

それと、周辺への被害防止については、土のうについては、近いとこへ置いといて、間に合うようにするということですが、いつも地元の人が困るというのは、そういう冠水状態になっても、車をとめにこんど。通行どめにしないという現実があるわけです、毎年。

こらまあ、市長の責任ではないですが、県の土木のほうの管轄ですので、そっちのほうがいち早く、近くの住民から通報があったら、即動いて、通行どめにする。水が入らんように土のうを積む、こういう必要な対策を当面して、被害を与えんようにしていくべきじゃないかと。

そのところは、もうちょっと、市長としてはっきりした、どう対策をとるのか、はっきりしたものを言ってもらいたい。

このことを求めます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員の再質問にお答えをいたします。

冠水対策についてでございますけれども、とにかくできるところから実施すべきではないかというお話も、質問もございました。

県としては、これは市の要望等も、当然ながらございまして、県管理河川の改修等は、この市域の河川についても、相当程度、東部の中筋川水系も含め、あるいはこの与市明川水系も含めて、非常にこの河川内の樹木の伐採等は、与市明川はほぼ済んでいるという状況がございます。

そういう点で、できるところからの事業というのは、やってきているというふうに思うわけですが、今後、500万円のそういう今回の予算も組んで、これからの調査も含めて、どういうところから進めていくのかという、その使い方も含めて、我々としても、県にも要望しながら、その止水対策に資するような形を、

ぜひとも強めていただきたいということを要望していきたくと思います。

先ほど、具体的に、河口に10トンや20トンの排水能力の持つポンプ設置しても、無駄ではないかと。30トンをとということでございました。

もともと県の流量調査等では、80トンが、完全に水を流してしまうには、それだけ要ると。しかし、200億円の事業費が要するということでもございましたので、そういう点で、ぜひとも我々としては、その中の、具体的に県として対応していただけるんじゃないかということで、このようなポンプの設置を求めて、これからもずっと、要望を強めていかなきゃいかんというふうに思っております。

非常に市内の中でも、一番重要な浸水対策の一つに入るというふうな認識は持っております。

それから、その沿線の皆さんへの浸水の被害についてのことでございますけれども、交通規制等を早くすべきではないかということでした。この間の浸水したときも、私も直接駆けつけて行ったんですけれども、既に県の職員は来られて、交通規制をやってくれておりました。

そういう点では、県としても、できるだけ情報をいただいたら、即座に対応できる形はとっていただいていると思うんですけれども、我々もそういうことを要望を、ずっとしてきておりますので、しかし、実際、浸水を始める状況を含めて、もっと連絡網として、地域の皆さんと県や市との関係ができないのかということについては、我々としても、検討して、地元の皆さんのそういう情報をいち早くとらえて、この浸水被害を軽減していく対応を検討してまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 再度、質問します。

先ほどの市長の説明に、市長自身も1秒間に80トンという数字は明らかにしたけど、10トン、20トンでええだろうというようなものにも、今、聞こえたわけです。

私は、それほど流入してくるようやったら、せめて30トン据えて、それでいかなかったら、また何年か後に、また30トンぐらいのものを据えるとか、そういうふうな、考えていかんと、10トン、20トンぐらいでは、今の状況が解消できる見込みはないと思うんですね。

そういう、前は30トンぐらい必要だというような話もあったように思うんですが、そこらあたり、せめてこの程度まで、県に要望してもらえませんか。

それと、もう一つ、後のほうで説明がありました連絡が云々と、職員も動きよるということですが、地元の人から、連絡してもすぐに動いてくれないということで、夜中にも、私のところへも連絡もきて、行ってみたこともあるわけですが、そのとき、まだ来てなかったこともあります。

そういう状態になって、連絡が入ったらすぐに動いて、通行どめにするという、早い対応をせんと、家の中に水が入った後に対策してもろても間に合わんということで、県のほう、どういうシステムになっているのか、私にはわかりませんが、早い対応ができてないというのが現実だと。

これをどう、即座にやってもらおうようにするか、当面の措置として、市長としてどう考えるか、はっきりしてもらいたいです。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほども、沿道の皆さん方に対しての対応について、早く対応できるようにということでございます。

私もかつて、東部で消防団なんかやっている

ときに、国道が浸かったり、県道はありませんでしたけれども、市道が浸かったり、そういうときに消防団の皆さんに、当時消防でしたから、そういうことで、いち早く駆けつけて、そういう対応をしたこともあります。国道を規制したこともございます。

そういう点で、地元の住みよる皆さん方も、そういうところで消防の方々といろんな、仕事の性格として、いろいろ課題解決せないかんところもありますけれども。勝手に交通規制をするとかいう形になったりして、それが一般の人がすると、またそこを通ろうとする人が、何でそこを規制するなどということと言われる場合もよくあります。

そういう点で、きちっとした形での対応をしなければいけないと思うんですけれども、かつて、連絡してもなかなか来なかったということについては、県のほうに対しても、そのことの我々も理由も聞きたいし、きちっと今後は連絡があれば、あるいは県として調査し、状況の判断をする中で、このような対応をすべきだということ判断していただく。あるいは、市のほうから要請する、そういうことも含めまして、できるだけ早く、このことが対応できるように、重ねて県とも調整をしながら、対応策を練ってまいりたいと、行ってまいりたいというふうに思っていますので、どうか御理解を、よろしくお願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 再質問をします。

先ほど、市長の答弁の中で、前向きの話がなかった部分ですが、補助金要綱ですね、この3の（1）の分、これについて、より前向きに、もっとしてもらいたいと。

ということは、太陽光発電、御存じのように、電柱へトランス装置つけますでしょう。トランスからじかで発電したやつは、トランスまでは

行くけど、そこから分かれて、周囲の家には分配できるけど、これを戻して送電線へ送るといことはできんわけですわね。

だから、3軒あるうちの1軒がつけば、あと2軒分について、この太陽光の誰かがつけたやつをそっちへ供給するというシステムになっているので、この家庭で起こしたやつを戻すということにはなっていないわけです。

そういった面から見ると、42円かで四電は買うけど、そっちへ戻ってくる分は全部捨てよと。だから、3軒とも皆、太陽光をつけてしまたら、みんな3軒から買うけど、トランスから向こうへは持っていけないので、そこですたってしまうということになるわけです。

それを防ぐためにも、バッテリー、蓄電方式ですね。それは大いに必要なわけ。それを進めるためにも、この3の(1)の条項、これはのけて、独立型でも認めるとい方向で、今すぐ結論出んでも、検討できるかできんかだけでも、はっきりしてもらいたい。それだけ、聞いておきます。

○議長(中平富宏君) 市長。

○市長(沖本年男君) 浅木議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、太陽光の、いわゆる家庭の太陽光発電システムを、宿毛市での補助金要綱のことが問題になっております、質問されておりますけれども、我々として、今回の市民に対しての募集というのは、もう既に締め切っております。

今年度は、このような形になっておまして、まだ追加するかどうかとかいうことについても、今後の状況の判断をしなきゃいかんという考えは持っておりますけれども、私としては、この日進月歩の、いろんな形でのそういう発電、送電、充電、さまざまな技術進歩していく中で、当然ながら、今後、考えていかなければいけないことだと思っておりますけれども、今回の要

綱では、今の宿毛市として求められている、そういう家庭での補助制度、私は十分、発揮しているのではないかなというふうに考えておりますので、とにかく今後の状況の変化等によって、検討はしていきますということは、最初の答弁でもお答えはさせていただいたというふうに思っております。

どうか、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長(中平富宏君) 8番浅木 敏君。

○8番(浅木 敏君) 8番、答弁ありがとうございました。

太陽光発電は、今後また補正予算も考えていただきたい。このことをお願いして、終わります。

○議長(中平富宏君) この際、10分間休憩をいたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時41分 再開

○議長(中平富宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番松浦英夫君。

○7番(松浦英夫君) 7番、松浦でございます。通告いたしております内容について、市長に一般質問をいたします。私自身、初めての一问一答という形での質問になりますので、多少、戸惑いもありますが、よろしく願いいたします。

これまで、私自身、宿毛市における保育園のあり方や、抱える課題について質問をした経緯があります。また、本年の第1回定例会においては、市民クラブの山上議員から、市立保育園の耐震化問題や、再編計画について、執行部に質問をいたしております。

今、宿毛市の大きな行政課題として、宿毛小中学校の再編計画における宿毛小学校の建設場所をめぐる問題があります。

一方、予想される大津波から、いかに幼い子供や市民の命を守っていくか、これまた大変重要な課題であります。

これまで、執行部より保育園の再編計画についての基本的な考え方として、保育園の再編は必要不可欠である。再編に当たっては、一小学校区一保育園を基本にしながら、保育園の統廃合を進めていきたい。そして、南海地震対策を含め、保護者や地域の方々と協議をしながら、保育園の統廃合を進めてまいりたいとの方針が示されております。

そこで、今回は、災害から保育園児の命を守っていくかという観点から、保育園における防災対策について、以下質問をいたします。

午前中の浅木議員の質問と重複する部分がありますけれども、御承知よろしくお願いをいたします。

市内に10ある公立保育園のうち、最大で五つの保育園が津波の浸水域の中にあると予想されております。保育園児や地震発生時においては、避難をする場合に、非常に高いリスクがあり、早急に対策を講じなければならない喫緊の課題であります。

そこで質問させていただきますが、まず、地震の発生時において、避難場所としては、とにかく高台に避難することが重要であることは、東日本大震災からの貴重な教訓であります。宿毛小中学校再編調査特別委員会の中でも、新たな宿毛小学校の建設場所として、高台へ建設すべきであるとの意見が多かったようであります。

委員会審議の中でも、高台に移転する場合には、給食センターや保育園を同一敷地に建設をすべきではないかとの議論もあったようにお聞きします。

これまでも、集中改革プランに基づく再編計画が策定されておると存じますが、3. 11の東日本大震災を受けて、新たに防災対策上の問

題、いわゆる高台移転という大きな課題が発生しました。

そこで、震災後、財政のシミュレーションを含め、今までの再編計画を見直して、高台への移転計画を含む新たな計画がされておるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市の行政改革大綱集中改革プランに基づく宿毛市立保育園の統廃合計画につきましては、小学校の再編計画に合わせて、一小学校区に一保育園を基本に、統廃合計画を進めているところでございます。

昨年の3月11日に、東日本大震災が発生し、本市においても、防災計画の見直しを含め、その対応に追われているところでございます。

保育園の統廃合計画につきましては、効率的な保育所運営はもとより、当然のことながら、園児や職員の安全が確保されるものでなければなりません。今後の統廃合計画につきましても、高台への移転を含め、園児や職員の安全安心を担保するために、計画を進めてまいりたいと考えております。

財政的な部分につきましては、国の緊急防災、減災事業や超巨大地震対策関連法案等の動きがあることから、従来の統廃合計画を継続しながら、そこへ3. 11東日本大震災を受けての新たな防災対策を加味する中で、有利な事業を探ってまいりたい、このように考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長のほうから、高台も含め、検討していくということで、現時点では、まだ具体的な部分は明らかにされませんでしたけれども、基本的な考え方としては、理解をいたしますし、財政の問題についても、

本市の状況、大変厳しい、脆弱な市でございますので、そういう面で国からの有利な事業を探っていただきたい。

そして、何よりも子供たち、そしてまたそこで働く先生方、保育士さんの命を守るという観点で、今後の取り組みをしていただきたいということを申し上げておきます。

それでは、2点目であります。

保育園における避難計画について、お伺いいたします。

それぞれの保育園における地震発生時における対策としての避難訓練の実施状況や、避難するに当たっての避難用具の整備、それぞれの保育園における避難場所の確保状況等、避難計画は作成されているのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

各園の避難訓練等につきましては、地震火災等、非常災害に備えるために、避難計画に基づいて、月1回実施をいたしております。

避難用具などにつきましては、各園の職員で話し合いをする中で、準備をして、避難場所のスペース等により、そこへ配備している園と、リュック等を入れて、園で準備しているところがあります。

話し合いを重ねて、また不足しているものについては、準備もしてまいりたいと考えております。

なお、避難場所につきましては、各園において、場所を定めておりますけれども、今回の新想定を受けて、小学校と連携しながら、より安全な場所を検討している園もございます。

以上、このような形で、各園での対策をとっているところでございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今の答弁について、若

干、質問させていただきます。

今、各保育園においては、月1回、定期的に避難訓練を行っておると。そしてまた、避難用具についても、一定、配備をされておるという答弁であります。

そこでお伺いするわけですが、予想される津波の到達時間との関係でありますけれども、浸水域にある保育園において、それぞれが設けております、設定しておる避難場所への訓練時における各保育園から避難場所へかかる時間と、園児が避難する。それと、予想されておる津波の、その保育園に到達時間ですか、そこから当たり、具体的には難しい部分があるかと思っておりますけれども、一番心配するのは、一定、時間的な計画の中で、避難と到達との関係で、時間的な余裕があるのかどうか、疑問に思いますので、わかっている範囲で答弁をしていただきたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

津波の浸水が予測される保育園において、避難場所へ要する時間と、津波が到達する時間との関係で、避難できる時間的な余裕があるかとの質問でございます。

各園については、それぞれありますけれども、総体についてお答えを申し上げますと、今回、8月29日に公表されました10メートルメッシュの津波浸水深予測に係る津波の到達時間につきましては、詳細なデータが公表はされておられませんけれども、先の50メートルメッシュの津波浸水深予測における津波の到達時間としましては、大体20分から30分程度であるということを確認しております。

各園から避難場所への避難時間である5分から15分程度、各園でそれぞれ想定しているところあるわけですが、計算すると、各園における日ごろからの避難訓練等により、対応

できるのではないかと考えております。

今後におきましても、1分でも早く避難できるような体制づくりや、訓練に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 現時点で予想される避難訓練実施における時間と、津波到達時間との関係、御説明がありました。

この災害が起きたときの、そういう社会的なパニックの状態の中における避難場所へかかる時間、そこらあたりも、現時点では予想はつかんというふうに思いますけれども、それは何よりも、日ごろの訓練が一番になってくるというふうに思いますので、そこらあたり、現実には月に1回行っておるとい部分でございますけれども、なお一層、内容も工夫をしながら、取り組みをしていただきたいということを申し上げておきます。

そして、次は、予想される津波の浸水域の中にあります保育園の対策について、全ての保育園の問題を取り上げたらええわけですけれども、何項かについて申し上げながら、提起をしながら、質問をさせていただきます。

まず、最初は、松田川小学校区におけるすみれ保育園と二ノ宮保育園の防災対策について、お伺いいたします。

先ほども触れましたが、すみれ保育園と二ノ宮保育園は、ともに津波の浸水域の中にあると予想はされております。

御案内のとおり、すみれ保育園については、耐震診断の結果、NGが出された施設でもあり、過去何回かにわたって、この議場で同僚議員より耐震工事等についての質問がなされております。

答弁として承っておるのは、保護者や地域の方々の御理解、御協力をいただく中で、二ノ宮

保育園との統廃合を進めていきたいとの考えであります。

そこで、同園の防災対策や再編計画の観点からして、現在、どのような取り組みがなされ、対応しようとしているのか、現時点での状況について、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

すみれ保育園と二ノ宮保育園との統廃合計画についての質問でございます。

すみれ保育園と二ノ宮保育園につきましては、議員がおっしゃられたように、8月29日に、内閣府が公表した10メートルメッシュによる津波浸水予測によりますと、細部まではわかりにくい部分がありますが、最大で0.3メートルから、3メートルの範囲にあります。

また、すみれ保育園につきましては、非耐震の診断結果が出ている施設であることから、二ノ宮保育園との統廃合計画につきまして、先日、保護者会を開催をしていただき、計画についての提案をさせていただいたところであります。

二ノ宮保育園との統廃合計画につきましては、過去に2回ほどお話しさせてもらっている経緯がありますが、現在の保護者につきましては、初めて聞く話でもございます。今後も継続して、協議していただくこととなっております。

その中で、すみれ保育園の保護者及び地域の皆様との合意が整い次第、二ノ宮保育園の統合による増築工事に着手してまいりたいと考えております。

なお、すみれ保育園との統廃合が予定されている二ノ宮保育園につきましては、10メートルメッシュによる津波浸水予測では、ここも最大で30センチから3メートルの範囲で浸水するとの予測が出ておりますけれども、保育園のすぐ裏が避難地域となっており、浸水深も非常に低いほうに位置するのではないかと考えて

ございますけれども、定期的な避難訓練等によって、早急な、そういうことで避難訓練ができるというふうに考えておりますので、そのような、二ノ宮保育園のほうへ統合していただくように、現在、話を進めているというところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今のお答えで、ある程度、理解をいたしました。

次は、咸陽保育園の問題について、私なりに伺いをいたします。

皆さん御案内のとおり、咸陽保育園は、海岸沿いに立地しております。津波の発生を考えた場合、その被害が大変危惧をされております。

保護者の皆さんも、高台への移転を強く希望されておりますし、先日、開催をされました市政懇談会においても、地区長連合会の西支部の皆さんから、私立であります大島保育園とともに、高台への移転を求める要望があったようにお聞きをいたしました。

保護者の皆さんや地域の方々のこうした強い要望に対して、市長としてどのように考えておられるのか、今までの取り組みを含めて、所見をお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

咸陽保育園と大島保育園の高台の移転についての質問でございますが、南海トラフを震源とする、地震の際に発生する津波につきましては、先ほどからお話しております、8月29日に、内閣府から10メートルメッシュによる津波浸水深予測が公表されました。それによりますと、咸陽保育園につきましては、10メートルから20メートルの範囲、大島保育園は、5メートルから10メートルの浸水深予測となっております。

議員がおっしゃられたように、先日の市政懇においても、宿毛市地区長連合会の西支部より、津波被害が想定される咸陽保育園と大島保育園の2園について、園児が避難することなく、津波から逃れるために、早期に高台へ移転していただきたいとの要望がありました。

市としましても、園児並びに職員の安全を確保する意味からも、津波浸水が想定される保育園の高台移転につきましては、喫緊の課題として、取り組まなければならない問題として、考えておりますけれども、多額の事業費が見込まれることから、国の東日本大震災に関する緊急防災・減災事業や超巨大地震対策関連法案等の動向をうかがいながら、実施年度等について、検討してまいりたいと考えております。

なお、大島保育園につきましては、社会福祉法人が運営する保育園であり、高台への移転問題についても、基本的には、法人の方針をもって、取り組んでいただきたい旨のお話をさせていただいておりますけれども、宿毛市としても、保育に欠ける子供を預かっており、園児と職員の安全安心を確保する意味からも、連携をとりながら、進めてまいりたい、このように考えております。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長のほうから、咸陽保育園の問題等については、喫緊の課題である。そして、早急に取り組まなければいけないという答弁でございました。どこの保育園を先にするという部分については、私の口から、そういうことは申しませんが、一定、立地条件等も考えながら、取り組みをしていただきたいというふうに思います。

そこで、確認をする意味でお尋ねいたします。

今、市長のほうから、大島保育園に対する答弁の中で、社会福祉法人が運営主体の場合の、

宿毛市としての対応の仕方について、一定、述べられたわけですが、御案内のとおり、市内には私立の保育園、もう1園ございます。宿毛保育園があるわけですが、この宿毛保育園に対する対応についても、大島保育園と同様の対応をしていくということでしょうか。確認の意味でお尋ねします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

社会福祉法人が運営する宿毛保育園につきましても、大島保育園と同様の対応を考えておるところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） わかりました。

次は、小筑紫小学校区における保育園の問題について、お伺いをいたします。

小筑紫小学校区には、小筑紫保育園とみなみ保育園の二つがあります。この問題につきましては、これまでもこの議場で一般質問をしてきた経緯がございます。

これまでの答弁の中では、特に小筑紫保育園においては、園舎の老朽化はもちろんのこと、砂じん対策や、海岸沿いに立地しております地震発生時の津波対策を考えれば、早急に場所の移転を含め、検討しなければならないと答弁をされております。

このように、防災対策や環境面を考えた場合に、大きな課題を、小筑紫保育園は抱えております。保護者の皆さんも、大変危惧をいたしております。

いつまでも先送りするのではなく、解決に向けて、早急に対策をしなければなりません。

そこで、私なりに提案をさせていただきたいというふうに思います。

宿毛市の所有する旧田ノ浦小学校の跡地は、みなみ保育園に隣接をしております。しかも高

台であります。いずれは移転をしなければならないこの小筑紫保育園でありますので、この場所に移転をし、新たな保育園を建設することが考えられないのか。

これまでいろいろと努力はされておと思いますが、その取り組み内容を含めて、これまた市長の所見をお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほど言われましたように、質問ありましたように、小筑紫小学校区にあるみなみ保育園と、小筑紫保育園の統廃合計画につきましては、平成23年第1回定例会における松浦議員の一般質問への答弁として、みなみ保育園の園舎の老朽化、小筑紫保育園についても、園舎の老朽化及び砂じん対策、また地震による津波対策として、小筑紫保育園への統合だけでなく、移転等も、移転新築も含めて、取り組んでまいりたいと、このように答弁を、前の市長のほうからした経緯がございます。

両保育園の統廃合計画につきましては、小筑紫保育園が沿岸部に位置していることから、津波浸水対策がメインとなっております。

津波浸水対策としましては、高台への移転しかございません。市としても、先ほど、松浦議員から御提案もございました旧田ノ浦小学校の跡地への移転新築案につきましては、総合的に考えて、効果的な方法であると思っております。

両園の保護者会に対しましては、昨年度1回ずつ、今年度におきましても、現在、それぞれ1回ずつ、参加させていただき、移転新築に向けての協議を行っております。

それによりますと、両保育園の保護者とも、今回の移転計画案については、少子化や、地震津波等のことを想定する中で、園児、職員の安全を確保するには、高台への移転しかないということで、旧田ノ浦小学校跡地への移転新築案

につきましては、一定の御理解をいただいているところでございます。今後においては、関係地域の皆様方との協議が残っておりますが、地域の皆様にも、本趣旨を理解していただき、早急な事業着手ができるように、取り組んでまいりたいと、このように考えております。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

今、保育園の防災対策について、何点か質問をしてみたい。

それぞれ、現在の取り組み状況、そしてまた前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、災害発生時における問題については、保育園児は、児童生徒等に比べると、非常に高いリスクがあるわけでございます。そこで、保育園全体の防災対策について、耐震化も含めて、市長としての、基本的にどのように考えておられるのか、決意を含め、再度お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

保育園全体における防災対策について、どのように考えているのかという質問でございます。

松浦議員から、何点かにわたり、保育園の防災対策についての御質問がございましたけれども、その中で、だんだんに私の意見も申し上げてまいりました。

現在、新想定に対する対策といたしましては、これまでの避難計画の見直しを行う中で、避難道や避難場所等の見直しも視野に入れながら、さらなる避難道や避難場所、公共施設等の高台移転等について、検討してまいりたいと考えております。

その中で、松浦議員の御指摘のように、災害

時において、一番リスクの高い保育園児の防災対策については、先ほど言いましたように、喫緊の課題として取り組まなければならないと、認識をいたしております。

その対策としましては、先ほど申し上げましたけれども、津波による浸水が予測される保育園の高台移転事業に取り組む必要がございます。それにかかる財政的な部分としまして、国の緊急防災・減災事業や、超巨大地震対策の関連法案等、国の動きを見ながら、計画、建設年度等につきましては、検討してまいりたい、このように今の段階で答えさせていただきたい。

とにかく、この防災対策につきましては、生徒や児童よりも、園児の保育園の対策というのは非常に急がれる、緊急の問題だというふうに、市長は認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

それでは、大きな2点目であります、介護保険制度についてであります。

宿毛市のみならず、全国的に少子高齢化が急速に進んでおります。こうした高齢化社会に対応するための社会保障の整備が、大きな課題となっております。

このような今日的な状況の中で、高齢化に伴い、介護を必要とする人口も、年々増加しているのが現状であります。

我が国においては、こうした介護を必要とする高齢者を、社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から介護保険制度が施行されます。

本年で12年目を迎えようとしております。宿毛市内においても、介護保険法に基づき、介護を必要とする方々が、それぞれの施設において、各種の介護サービスを受けられております。

そして、介護サービスを充実していくために、

平成24年度からの第5期介護保険事業計画も策定され、その実現に向けて、取り組みがなされております。

御案内のとおり、宿毛市の中でも、特に沖の島地区は、他の地区以上に高齢化が進んでおりまして、一人で生活をされている方が多いのであります。

そして、介護施設を初めとする福祉資源は非常に少なく、まさに介護保険制度の谷間におかれているのが実態であります。

先日、沖の島地区で開催をされました地区懇談会の中でも、老人クラブの代表から市長に対し、介護施設の新設について、強い要望がありましたし、沖の島開発促進協議会からも要望が出されております。

そこで、島で生活をされている皆さんの声を受けて、再度、沖の島における介護福祉施設の問題について、以下、質問をさせていただきます。

まず、1点目であります。

沖の島の方々も、介護保険料は他の市民と同じように、決められたとおりに納めています。それにもかかわらず、離島であるがために、介護保険施設がなく、介護が必要な人が、必要な介護サービスの提供を受けることができない。この実態について、市長として、どのように考えておられるのか、まず伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

松浦議員の言われるとおり、沖の島及び鶴来島の方々は、離島であるがゆえに、島外の方と比べると、介護サービスの提供を受けることに不自由を強いられております。

介護サービスのうち、施設サービスにつきましては、沖の島及び鶴来島には、介護保険施設がないために、島内でサービス提供を受けることはできませんが、島外の介護施設に入所して、

施設サービスを受けることは、他の市民と同様だと考えておりますけれども、保険制度のそういう趣旨から見て、沖の島にそのような形、介護の状況が不十分であるということにつきましては、認識をいたしております。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長の認識として、一定、不自由であるということについては、認識をするということでありませぬ。

だからこそ、次の質問に移るわけですが、平成21年の第1回定例会における私の質問に対して、当時の中西市長から、こういう答弁をいただいております。

介護保険の施設につきましては、介護保険事業計画に組み込まれていないと建設ができない仕組みとなっておりますので、第4期の計画に組み込むことで、沖の島で事業展開が可能となったと答弁されております。

私としては、この問題について、一本道が開かれたとの思いでありましたが、現時点で、いまだに実現がなされておられません。

そこで、どこに原因があったと考えるのか。宿毛市として、これまで実現に向けて、どのような取り組みがなされたのか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

第4期の計画には、沖の島地域に対して、訪問、通い、泊まりのサービスを受けられる小規模多機能型居宅介護サービス20人、認知症高齢者グループホーム1ユニット9人の2施設を併設して、整備することが盛り込まれておりました。

しかしながら、第4期計画の初年度である平成21年度に、当初は、23年度までの事業として、高知県の地域福祉事業あったかふれあいセンターが整備されたことにより、デイサービ

スや生活支援といった介護保険における在宅サービスと同様のサービスを、一定、提供できるようにになりました。

このことから、第4期計画に盛り込まれておりました小規模多機能型居宅介護サービスにつきましては、それと同等のサービス提供が可能になったと考え、第4期中の整備は行っておりません。

一方、第4期計画に盛り込まれておりました認知症高齢者グループホームにつきましては、経営的な観点から、2施設併設での整備計画であったために、小規模多機能型居宅介護サービスの整備を行わなくなったことにより、単独での整備は見送られております。

なお、あつたかふれあいセンターには、介護保険の訪問介護サービスでは受けることができない、例えば話し相手や草むしり、花の水やりなどのサービスも受けられること、サービス利用回数が制限されないこと、無料であることなどの、介護保険にはない利点もございます。

今後は、あつたかふれあいセンターの充実を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 市長のほうから、介護事業に組み込んでおったけれども、あつたかふれあいセンターができたので、その分で、この介護保険に基づく施設については、取り組みがなかったということでございます。

後で総括的に質問させてもらいますけれども、あつたかふれあいセンターと介護施設とは、法律的に全然別の部分でございますので、そこらあたりは、また後で質問させていただきます。

建設について、この施設の建設について、一定、私なりに、詳しく調べた部分じゃないわけですけども、提案をしてみたいと思っております。

御案内のとおり、沖の島は高知県唯一の有人

離島であります。そこで、離島が抱える問題を解決する上では、何といたっても離島振興法を活用していくことが重要となっていくのではないかと考えます。

離島振興法の第11条では、国及び地方公共団体は、離島地域における高齢者の福祉の増進のために、施設の整備についてもうたわれておりますので、こうした離島振興法を活用する中で、施設整備ができないものかどうか、お伺いをいたします。

あわせて、その施設の運営については、専門の民間事業所に委託していく方法、いわゆる公設民営での事業展開は考えられないのかどうか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

離島振興法の第11条には、国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備等についての適切な配慮をするものとするとうたわれております。

しかしながら、介護保険施設整備に対して、離島振興法に基づく国庫補助制度はないために、同法を活用しての施設整備は困難であると考えております。

なお、県の補助事業として、高知県介護基盤緊急整備事業費補助金の活用が可能であります。

しかし、施設整備に際しては、まず、第一に運営体制の確保が必要であります。沖の島でのサービス提供について見た場合、離島という地理的条件により、事業者の参入が進んでおらず、在宅サービスである訪問介護サービスについても、サービス提供は困難とする事業所が大多数であるのが現状でございます。

また、施設運営を経営という観点から見た場

合、確実な利用者の確保が難しく、安定的な運営が見込めない沖の島での施設運営は、非常に厳しいものがあると言わざるを得ません。

公設民営での事業展開は考えられないかとの質問もあったと思いますけれども、現時点で新たな公設民営での事業展開は考えておりません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） まさに介護保険法が一番悪いところであろうというふうに思います。

営利を目的とした、そういう施設、そしてまた人口の多い、ニーズの多い場所では運営できても、端々のところで、実際に生活されておる皆さんが、この介護保険法の報酬制度の中で、恩恵を受けられない、本当に残念な思いがするところであります。

今、4期の計画について、申し上げたところですけれども、当然、答えとしては、同じような答えが出るんじゃないかなという思いもしますけれども、私なりに、この5期の計画についての考え方を申し上げ、答弁を求めます。

先ほど申し上げましたように、第4期の介護保険事業計画には、沖の島地区における介護保険施設に関する計画がありましたけれども、本年度からの第5期の計画には盛り込まれておりません。

行政として、本当に必要な事業であると考えるのであれば、第4期で計画したことが実現しなかったのでありますので、引き続き、第5期の計画に盛り込む中で、どうすれば実現できるのか、十分検討をすべきじゃないかと考えますが、どのような理由をもって、第5期の介護保険事業計画に盛り込まなかったのか、その理由についてお伺いをいたします。

先ほど言いましたように、多分、答えは同じではないかという思いがしますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

第5期の計画策定に当たりましては、策定員の皆様に、日常生活圏として、生活圏域として定めた、宿毛全域における介護保険施設整備について、介護保険料を考慮した上で、整理すべき介護サービスについて、御協議をいただきました。

その策定委員会に当たっての入居の必要性が高い待機者が多い特別養護老人ホームの整備を、充実させるべきとの強い意見や要望が出されたところから、特別養護老人ホームを44床整備することが、第5期の計画に盛り込まれました。

また、在宅型有料老人ホーム利用者の包括的支援と、利便性を考慮する観点から、特定施設及び地域密着型特定施設を計2カ所、50床を整備することで、居住系サービスの充実が図られております。

沖の島におきましては、当初は23年度までの事業であったあつたかふれあいセンターが、平成24年度以降も継続されることとなり、これまでのサービス提供体制が維持できるようになりました。

こうした理由から、沖の島の施設整備につきましては、5期の計画には盛り込まれておりません。

第5期計画期間は、国の法的な整備の充実などによるあつたかふれあいセンター等の状況的な変化を見ながら、第6期計画策定時に、沖の島の施設整備につきまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 質問するたびに、難しい話をして、答弁を受けるわけですがけれども。

5期の計画が、この24年度から始まっておるわけですがけれども、この計画を見直してまで

という考え方はないでしょうか。計画を見直す場合には、委員さんの理解も、策定委員もいるわけですが、そういう考え方はないですか。どうですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

介護保険事業計画については、必要であれば、期間中に見直し、変更することは可能でございます。

しかしながら、現計画の策定時と、高齢者を取り巻く状況が変わっていないために、変更理由に乏しいこと。あるいはまた、介護保険法第117条第9項の規定により、計画の変更に際しては、あらかじめ県の意見を聞かなければならないこと。新たな施設整備となれば、介護給付費の増大に伴い、計画期間中に介護保険料の増額が見込まれること等を勘案すると、現時点での計画変更は困難であると考えます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 大変難しい話ばかりを聞かされました。

答弁、いろいろとありがとうございます。

保育園の防災対策については、市長より力強い決意が述べられました。財政的にも大変大きな課題であることは間違いありません。しかし、何よりも宿毛市の将来を背負う子供たちの命を守っていくことを第一義的に考えて、それぞれの保育園の防災対策や、耐震計画をしっかりと確立する中で、早急な取り組みを、強く求めておきたいと思っております。

また、再編計画を行うに当たっては、保護者や地域の方々に対して、しっかりと説明を行い、理解を得る中で、進めていきたいというふうに思います。

そして、沖の島や鶴来島における介護保険サービスについては、施設建設の問題を含め、離

島であるがゆえに、大変厳しい、多くの課題があるとの内容の答弁であります。

しかし、このことは長年にわたっての島民の強い要望でもあります。憲法25条では、どこで生活をしようが、国民全て皆等しく暮らしていくことができる、いわゆる生存権の保障も果たわれておるところでございます。

そして、市長は、常日ごろ市民の声を大切にしながら、市政に生かしていくと言われております。

ぜひ、市長としての強いリーダーシップを発揮していただき、一日も早く、先ほど、市長の答弁にもありましたように、あったかふれあいセンターの充実を含め、沖の島や鶴来島で生活をされておるお年寄りの皆さんが、安心して暮らせるよう、条件整備を整えていただきたく、強く申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時31分 延会

平成24年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（平成24年9月11日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
市民課長 河原敏郎君
税務課長 佐藤恵介君
会計管理者兼
会計課長 弘瀬徳宏君

保健介護課長	村 中	純 君
環 境 課 長	岩 本	克 記 君
人権推進課長	岩 田	明 仁 君
産業振興課長	三 本	義 男 君
商工観光課長	松 岡	博 之 君
建 設 課 長	岡 崎	匡 介 君
福祉事務所長	滝 本	節 君
水 道 課 長	川 島	義 之 君
教 育 長	岡 松	泰 君
教育委員会 委員 長	松 田	典 夫 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田	清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	金 増	信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	野 口	節 子 君
千 寿 園 長	杉 本	裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島	厚 臣 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	嵐	健 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） おはようございます。それでは5番、通告に従いまして、一般質問をいたしたいと思ひます。

初めに、宿毛駅東地区土地区画整理事業の保留地の処分について、お伺いをいたしたいと思ひます。

この宿毛駅東地区土地区画整理事業については、詳しい説明は不要だと思ひますので、過去にお聞きした点であるとか、今回、どうしてもお聞きしたい点を中心に、質問をさせていただきます。

平成20年第4回定例会で、一般質問をさせていただきます。今から約4年ほど前になると思ひますが、約この4年経過した時点で、現状はどのようになっているのか、詳しくお伺いをしたいと思ひます。

平成20年当時、保留地として20区画がまだ売却ができずに残っているとの答弁をいただきましたが、現在は何区画残っているのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。市長、岡崎議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛駅東地区土地区画整理事業の未売却保留地の区分は、現在は27区画となっております。平成20年第4回定例会で、かつて答弁をしておりました時点では、市道桜町藻津線の北側区画が供用開始されておらず、その区域にある保留地は、売却対象になっておりませんでした。

そのために、このような数字になっております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

それでは、今、27区画残っているということですが、この保留地を売るために、どのような方法をしていたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

売却手段についてでございますけれども、現状としては、市のホームページや毎月の広報への掲載にあわせて、平成21年に高知県の宅地建物取引業協会と、保留地売却の媒介に関する協定を締結をしておりまして、主に宿毛支部の協力を得る中で、販売促進に努めているところでございます。

よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

今、答弁の中で、広報紙にも掲載をされているということでしたけれども、今月、平成24年9月の広報紙で、宿毛駅東分譲地の御案内として、保留地12区画については、紹介をされていますが、27区画残っているのであれば、まだあと15区画については、案内をされていない状況にあります。この15区画について、どうして掲載をされていないのか、今後、掲載するつもりはあるのか、その点についてお伺いをしたいと思ひます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

集合保留地以外の保留地案内については、広報すくもへの掲載には限度もあるために、この集合保留地のみ12画としておりましたけれども、今後、ホームページへの掲載につきまして

ては、区域内の全域の保留地を紹介してまいりたいと、このように考えております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございますました。

今の答弁で、今、掲載されていない15区画についても、ホームページであるとかに掲載して、周知徹底をさせていくということでございますので、保留地がどこであるかというのは、一般的にわからない場合等がありますので、そういうことでわからせていただくと、もしかしたら売れる可能性が、少しでも多くなるのではないかと、そのように思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、平成23年3月11日に、東日本大震災が発生をいたしました。東日本大震災が発生した後、現在まで、何件ぐらいの、保留地に対して問い合わせがあったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

東日本大震災以降の保留地に対する問い合わせは、この保留地に対しましては、全くございませんでした。

お答えいたしました。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございますました。

それでは、平成20年6月に、不動産鑑定士に、土地価格の見直しの意見書を作成していただいております。今から約4年前ぐらいですけれども。

固定資産税の見直しも、3年単位で行っておりますので、再度、価格を下げれというのは、なかなか難しいことではあるかと思いますが、今、答弁いただきましたが、平成23年3月11日

以降では、保留地についての問い合わせがないということであれば、再度、見直しを含めて、検討すべきときに立っているのではないかと思います。市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

土地価格の見直しについてでございますけれども、保留地の処分金は、事業実施における資金の一部となっておりますので、事業全体に影響が出るために、5年周期の見直しを行っているところでございます。

しかしながら、実勢価格との乖離は、保留地処分を困難にさせることにもつながっているために、他の自治体の手法を参考とする中で、今後、検討してまいりたい、このように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 検討していただくということですので、十分に議論をしていただいて、価格を下げるのか、現状でいくのか等々を含めて、考えていただきたい、そのように思っております。

最後の質問になりますけれども、最終的に売買する方向性が難しいのであれば、先ほども言いました価格の見直し等々をすべきであると思っておりますけれども、また違う方法も、ひとつ考えるべきではないかと思っております。

一つ提案として、売買にこだわるのではなく、賃貸で土地を貸すことも含めて、今後、考えていくべき時にきたのではないかと考えておりますが、どのように市長は考えているのか、お伺いをしたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

処分方法の手法の多様化について、御提案を

いただきました。

議員に提案いただきましたこの賃貸につきましては、今後、進めていく方向で検討してまいりたい、このように考えています。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今、市長より力強いお言葉をいただきましたので、それ以上の答弁を求めることはございませんが、できるだけ早目に、景気がこれ以上、どんどん衰退していく、それが上昇するのはなかなか難しい状況下にある中で、早目の決断を、瞬時にしていただきたい、そのように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に、宿毛市バイオマスタウン構想について、お伺いをいたしたいと思えます。

市長は、行政方針の表明の中で、生ごみなどについては、宿毛市バイオマスタウン構想の中で、堆肥化施設などの整備を位置づけており、平成22年度に庁内プロジェクトチームを編成して、推進体制の整備を図り、平成23年度は、家庭生ごみ分別収集モデル事業を行ってきたところですが、平成24年度も、引き続いて構想の早期実現に向けた取り組みを行い、廃棄物として処理されたバイオマスを資源化し、循環型社会の構築に努めるとのことですが、平成22年度に庁内プロジェクトチームを編成して、推進体制の整備を図っているとのことですが、市長が当選された後に、このプロジェクトチームが集まって話し合いをしたことがあるのか。あるのであれば、何回程度行ったのか、お伺いをしたいと思えます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市バイオマスタウン構想についての、庁内のプロジェクトチームに関するところでございますけれども、関係各課で編成し、平成22

年度は8回、平成23年度は2回開催をいたしておりますけれども、私の就任後は、現在のところ、開催しておりません。できるだけ早い時期に、メンバーを再編成して協議し、協議を再開してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

それでは、次に、平成23年度に家庭生ごみ分別収集モデル事業をされていますが、実施地区と実施期間と目的について、お伺いをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

平成23年度の家庭生ごみ分別収集モデル事業についてでございますけれども、今回のこのモデル事業は、普通ごみの分別収集によって、減量される生ごみの量や、含有物、あるいは市民の皆さんの分別収集にかかる負担感、悪臭問題などの問題点を整理するためのデータ収集を、主な目的として実施をいたしております。

このモデル事業は、昨年度11月に、土居下地区23世帯、貝塚地区35世帯。1月に、本町地区28世帯で実施し、合計約1トンの生ごみを収集いたしております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 家庭生ごみ分別収集モデル事業を実施されて、事業に参加された方々からは、どのような意見があったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

その件につきましては、事業実施後、協力家庭にアンケート調査をいたしまして、86世帯中73世帯から回答をいただきました。

まず、分別収集の意義についてですけれども、約78%の方から、理解できるとの回答をいただいております。

次に、分別収集への負担感については、約66%の方から、負担ではないとの回答をいただきました。

反対意見としては、週2回では、冬場はよくても夏場は協力しかねる。あるいは、水切りバケツを洗うのに、水道代がかさむ。ステーション付近の住民に、悪臭で迷惑をかける。分別に負担があり、面倒くさいので、今のままのごみ収集でよい。

工場建設費や人件費で、経費の節減にならないなどの意見をいただいております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 先ほど、事業を実施をした期間は11月と1月ということで、答弁をいただきました。

基本的に、先ほどもアンケート等でありましたけれども、生ごみを分別しやすい時期だったように思いますが、今後、例えば、生ごみを分別しにくい時期である夏場に、この事業を実施する予定はあるのか。また、現在、実施されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

岡崎議員の指摘のとおり、アンケート調査結果からも、多くの方から、夏場に対する不安の意見をいただきましたので、今年度は、先月8月から秋にかけて、実施を予定しております。

まず、先月末より、土居下地区にてモデル事業を実施しておりますが、昨年度同様、順次、貝塚、本町地区でも依頼したいと考えております。

昨年度と別の地区も検討をいたしましたけれども、今年度は夏季と冬季で、同じ方の意見を

比較検討するために、同じ地区での実施を、計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

この家庭生ごみ分別収集モデル事業ですけれども、今後、8月から秋にかけて、各、土居下地区であるとか、貝塚、本町地区にお願いして、再度行われるということですし、また、その後もアンケート調査をされて、いろんな方の意見を吸い上げていただきたい、そのように思っておりますけれども、この事業を実施して、それを糧に今後ますます、宿毛市バイオマスタウン構想の実現に向けて、この事業を無駄にしないようにしていただきたい、そのように思っております。

それで、今後、バイオマスタウン構想をどのように実現させていくのか。例えば、堆肥化施設を整備するのかなど、市長の思いをお聞きしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

現在の宿毛市のバイオマスタウン構想は、三つの取り組みで構成しております。

一つは、まず生ごみ、し尿汚泥、あるいは食品加工残渣などの堆肥化。二つ目が、廃食用油の燃料化。三つ目が、森林資源のエネルギー原材料化でございます。この中でも、中心的な、先ほどのモデル事業も実施しております堆肥化につきましては、工場建設費に対する国の財政支援施策の後退、これは事業仕分け、あるいは行政監察局のバイオマス事業評価、あるいは東北大震災によるエネルギー政策への方針転換などによる交付金事業の廃止、こういうものなどによりまして、さらに建設候補地、あるいは運営経費の費用対効果の問題など、さまざまな要

因がございます。

施設整備の見直しも含めて、慎重な協議が必要と考えており、先ほど申し上げましたとおり、早急に庁内プロジェクトチームを編成し、再編し、今後の方向性について、協議していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

ただいま、市長より答弁がありました、庁内プロジェクトチームを早期に開催をして、今後の宿毛市バイオマスタウン構想について、どのような方向性に進んでいくのか、かじ取りをしていきたいということでしたが、市長の思いが、多分、そこの中にあんまり、堆肥化施設は今後はなかなか、今、国の状況等を考えると、難しいのであるということでございますし、昨日の浅木議員の質問の中でありましたけれども、木質バイオマスのほうに、かじ取りが変更されているように、若干は思うのですが、その点は、市長はどのように考えているのか、再度お伺いをしたいと思います、お願いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

この宿毛市のバイオマスタウン構想についての、私の今後の方向性について、その思いをという質問でございます。

この宿毛市バイオマスタウン構想自体、私は素晴らしい計画であり、本当に実施していけば、素晴らしい方向を展望する内容であるという考えは持っております。

しかし、私が就任をして、さまざまな状況であり、あるいは引き継ぎを受け、調査をしていく中で、先ほど申しましたような、特に生ごみの堆肥化の事業については、大きなハードルが

あるということがわかってまいりました。

そういう点で、国の事業化の方向も検討していく中で、まだ庁内のプロジェクトチームによる会議も行ってないと。動向を見ながら、進めていきたいという思い、その点については思っております。

ですから、その方向を再度、全体の国の、あるいは県の対応も、状況を判断をしながら、生ごみの堆肥化事業については、検討をしていきたいと思っております。

そして、先ほど、岡崎議員申されました木質バイオマスの燃料化という形の方向にかじを切るのではないかということでもございましたけれども、これは、かじを切る、切らないということではなくて、当然、バイオマスタウン構想の中に入った事業でございます、我々としては、新しい今のエネルギー問題に対応していく方式と、方策として、非常に力を入れていかなければいけない事業であり、可能性もあるというふうに考えております。

そうした中でも、同じように、さまざまクリアしなければいけない課題がございます。木質バイオマスについての、今後の方向についても、しかし、この点についても、粘り強く、全体の動向を勘案しながら、宿毛市としてのバイオマスを利用しながら、エネルギー化していく方向を、粘り強く追求していきたい、このように考えています。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 答弁、ありがとうございました。

今の説明でわかりましたので、早目に庁内プロジェクトチームを開催させていただきまして、方向性を、また議論等をしていただきたいと、そのように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、宿毛市学校給食センター調理業務委託について、お伺いをいたしたいと思います。

まず、宿毛市学校給食センター調理業務委託料は、3年前に民間への委託が始まっており、NPO法人宿毛雇用サポートセンターが、入札により事業を受けて、更新の時期がきております。

3年前の委託料は、3年間で1億2,946万2,720円でありましたが、今回は、前回よりも約700万円程度の増額の予算となっておりますが、その積算根拠について、説明をお願いしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 岡崎議員の質問にお答えをいたします。

宿毛市の学校給食センターの調理業務の委託についての、委託料の積算根拠ということでございました。

この根拠につきましては、高知県賃金構造統計調査、こういうものを基準といたしまして、給食数や地産地消の推進、あるいはアレルギー食の個別対応等に必要の人員として、調理員17名、半日パート1名で給与を算出し、社会保険料、保健衛生、教育研修の経費、並びにそれに伴う消費税の相当分を見込んだもので、積算をいたしております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番。積算の根拠は、担当課で積算をしているのか、または全体で積算をしているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

当然のことながら、専門的な委託内容となりますので、担当課でこれを積算しております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

それでは、5番、入札をするというのは、公平性が担保、もちろんされているわけですが、ある市の例を説明させていただくと、消費者清掃業務の指名競争入札で、入札ごとに入札額が低い5社の平均額の8割とする最低制限価格を決定していたが、過当競争による契約額の下落抑制を図ったが、歯どめはかからずに、従業員の労働環境に悪影響が出るとの指摘が出ていた。

このため、担当課ごとに決めていた予定価格の算定方法を、国土交通省の労務単価を参考に統一し、最低制限価格を予定価格の60%から80%の範囲で、あらかじめ決める制度に変更をした結果、最低制限価格は上昇し、清掃工場は契約額が前年度の3倍以上に、市民図書館は約2.5倍になっているとの記事がございます。

宿毛市でも、入札を続けていくと、過当競争による契約額の下落が続き、従業員の労働環境に悪影響が出るなど、いろいろな問題が起こるのではないかと。非常に一生懸命に仕事をされている、今のごみ収集であるとか、給食センターとか、その他もろもろの民間委託を受けた方々に対しても、常に価格競争の不安がつきまわっていると思うが、その点は総合評価ということで、クリアをされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

学校給食センター給食業務の委託は、価格だけで判断するのではなく、総合評価ということで、これをクリアしているのかという御質問でございます。

学校給食は、従来どおり食の安全、安心を常に心がけ、栄養指導、献立等、食育の推進に努めているところでございます。

委託業者の選考につきましては、選考委員会

を設置し、各契約希望者のヒアリングを実施し、学校給食への理解度や、業務の執行能力、衛生管理の対応、食育への理解と協力とを総合的に判断して、決定をしておりますので、価格競争だけで判断するのではなく、総合評価についても、クリアしているものと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

価格競争をさせていくのではなくて、総合評価を含めて、業者選択をしているとの答弁でございましたので、再度、念を押しておきますが、価格競争で決めるというのは、現に謹んでいただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、将来的なことを考えると、随意契約のほうが望ましい形になるのではないかとこの考えも、少しありますので、その点を含めて、検討すべきではないかと考えますが、市長の考えをお伺いいたしたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

随意契約を含めて、検討すべきではないかとの質問でございました。

先ほども、この委託業務につきましては、今後もただ、価格だけで判断するのではなく、子供に安全、安心な給食を提供できるよう、総合的に判断して、実施していくべきだと、先ほどの質問を受けましても、さらに感じているところでございます。

なお、契約方法につきましては、指名選定委員会において、十分、論議する中で、決定してまいりたいと、このように考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

た。

今の質問に関しては、将来的なことを考えたから、随意契約も含めて考えをどうかということで、質問させていただきましたが、子供の食の安全等々を考え、総合評価を含めた形で、業者選択をしていくとの、再度の答弁でございましたので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

再質問はございませんので、以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと、そのように思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午前10時33分 休憩

-----・-----・-----

午前10時45分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 13番、一般質問を行います。

宿毛小学校建設用地について。

1番としまして、本定例会初日に、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会より報告があり、宿毛小学校は、速やかに高台に移転すべきとの案が議決されたところであるが、市長は、選挙公約で、現在地に建設すると。旧市街地校下住民の方々の意向が一番大切であると約束されていますが、それを受けて、宿毛小学校の建設場所について、市長は議会議決と市民との公約と、どちらを重く受けとめるか、市長の考えをお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の質問にお答えをいたします。

どちらを重く受けとめるかとの質問でござい

ましたけれども、私としては、議会議決も市民の声も、どちらも重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 私としたら、議会議決より、やはり選挙公約のほうが大事ではないかと、そのように思っております、もう一度お願いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

選挙公約のほうが、重きを置くべきではないかとの再質問であったと思うんですけれども、私が公約したあの時点と、あの東日本大震災を受けた、国や県のあのような公表等、新たな情勢も生まれてきております。

ですから、私は、そのようなところを全体として判断をしながら、どちらの意見も本当に重視しながら、それが落ちつく方向はないものか、それをぜひとも、今後、皆さん合意をいただける方向で、それぞれを重視しながら、取り組んでまいりたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 市民との約束で、極端に言えば、議会を解散してでもやるというような、そういう意思はありませんか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

非常に重大な問題であり、大切な課題であるということは、認識をしております。

しかし、まだまだ市民の皆さんが、この学校建設をめぐるこの状況、課題等について、まだまだ十分、承知してない部分もあると思います。

そのような点が、今後、執行部といたしましては、市民の皆さんにその情報を多く公開していく中で、広いところでの論議をしていく方向で、私は今後、対応をしていきたいと。市民の論議をさらに、議会とともに論議していただ

る、そういう方向で、私は今後、考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） それでは、何度言っても同じだとは思いますが、議会議決と、それから校下の人々との意見は交互にやって、これから結論を決めるということでございますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

それぞれ大事な内容でございます。二つの意見がございます。そういうものが、この東日本大震災を受けて、市民の皆さんのそのような震災、津波に対しての対応と、学校教育で、子供たちの安全を確保するという。あるいは、教育環境をよくすること、そのようなところを、やはり皆さんで比較検討しながら、よりよいメリットのある方向を、私は今後、検討していきたいと、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 1番の問題、大体、わかりました。

それでは、やはり並行してやっていくというように思っております。高台と、現地点と。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

議会の特別委員会の報告の、それに対しての議会の議決を受けまして、私どもとしては、現在、その高台移転へという内容について、これがどういう形で具体化できるのか、さまざまな委託内容を考えながら、今、業者にその見積もりを、高台についての、しているところでございます。

その見積もりが、内容が明らかになり次第、今議会の最終日になると思うんですけれども、

高台の移転への適地調査、これを実施してまいりたい。

その結果を受けて、市民の皆さんや議会の皆さんとも、そこでの論議を、再度していただきながら、その方向性を決めてまいりたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 大体、市長の答弁はわかりました。

それでは、やはり今から先も、いろいろと、両論併記じゃないですけど、両方の意見を聞いていくということで、そう解釈してよろしいですね。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

両方の意見をという質問でございましたけれども、今回、委託調査をしようとしております、その調査結果と、そしてそれに基づく議会や市民の皆さん、宿毛小学校校下の皆さんや保護者の皆さん、そういう人たちとの意見を、再度、その結果内容を検討しながらやっていきたい、その方向性を定めていきたい、こういうわけでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 市長の考えは、大体わかりました。

それでは、2点目として、高台に速やかに移転すべきとの議決がされたが、高台への移転となると、大幅な工期がかかるのではないかと。また、工期については、どのように考えているか、速やかな対応は可能か。また、完成時期は、市長の考えはどのぐらいに思っておりますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

新校舎を高台へ移転した場合の工期につきましては、全くの概算でございますけれども、用

地の選定や、買収、造成及び改築工事を含めると、10年近くかかるのではないかと思われます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 一応、PTAの方々も聞いているんですけども、一日も早く、高台へという人たちもいます。また、反対に、一日でも早く、現場所で建てていただきたいという、両方おるわけでございます。

うちに来て、この間、話した人なんかは3人ほどおりましたけれども、会長は、高台ということをやっていますけれども、私なんかは、現場所でも構わんから、速やかに建てていただきたいというような意見も、大分あります。

その点について、市長はどのようにお考えですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

そのような意見の違いについても、やはり一つの委託調査した結果が出る中で、大きな判断要素になってくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひともそれを実施する予算を、議会で議決をいただきたいというふうに思って、委託調査をする予算を議決いただいて、それから進めていきたいと考えております。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 一応、10年近くと言いましたけれども、10年というのは、到底、待てるような期間ではないというような話も、時々聞きます。

そのかわり、一応、地権者とかあれとかいうて調べていくと、最低でも2年ぐらいかかる。そしてまた、いろいろなあれをすると、また土地が落ちつくのはあれしたりすると、やはり10年近くじゃないのかという話を、私もあるPTAの方にしました。

そうすると、やはり今、一刻を争いよるときに、10年先のことを、濱田さん言うて、何になるというようなおしかりも受けましたけれども、私は、それについて、議会議決の皆さんとしては、より安全なのは、高台であるという結論を出してますから。そしたら、今のところは、安全でないんですかといいますけど、それは安全ではありますけれども、高台みたいに、そこから逃げなくてええという、安全ではないと、そういうような言い方を、私はPTAの方々にしました。

しかし、今、宿毛小学校のあれからすれば、後ろの山でも、すぐ避難できるじゃないですかというような意見も出てきてまして、山といたらどこですか、忠霊塔ですか言うたら、はい、そうですと。どのぐらいかかりますかという話がありましたから、15分ぐらいかかったら、全員逃げるんじゃないでしょうかというような、漠然とした話で、1時間ぐらいしたわけでございますけれども。

うちも、店をしてるもんで、いろんな方が来て、おしかりを受けたりもするんですけども、一番、この問題について、接しているのは私ではないかと、自分ではそう思っておりますけど。

できるだけ調査も早くしてもらおうと。それは、議会議決ですから、それは当たり前のごとでございます。

それで、3番目として、同じく高台への移転となると、造成に莫大な経費が必要と考えている。移転するとすれば、どのぐらいの金額になるのか、市長にお伺いしたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

まず、先ほどの委託調査につきましては、できるだけ早く、その結果が出るように、内容が出ますように、これからの契約のときに、そのような話もさせていただきたいというふうに思

っております。

費用についての質問でございますけれども、これを近隣市町村の造成例、これを参考にいたしますと、地形や土地の価格など、それぞれ違いがございます、これも概算になりますけれども、例えば、さまざまな内容も、若干加味しまして、造成地を4ヘクタールするということで、例をとりますと、造成費等が7億円以上、これは建物は除くわけですが、かかるのではないかというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 高台を調査するのもいいでしょう。そして、造成するのもいいでしょう。しかし、私が聞いたところでは、100人以上の地権者がおると。これにどれぐらいの期間が費やされるのか。場所は今、持ってまわりよる人なんか、2人おりますけど、そこも有力視されておりますから、それは市民の皆さんが知ってます。

それから、今、その高台を整備する場合、国の補助金はどうなってますか。それもお聞きしたい。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 今言った適地調査の件でございますが、私、漠然としたうわさであれしておりますので、これは取り下げさせていただきます。

それから、国の調査費ですね。国の調査費や造成費、一説によると、今、市長が言うて7億以上という話ですが、国からの補助金はどのぐらい、これ出るわけですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

高台を造成する場合の費用等についてのお話でございますけれども、現在のところ、そのような助成措置は、国、県において、ないという

ふうにお聞きいたしております。

ただ、今後、国の特別な対策等が国会で成立するということになれば、これはまた、別のものが出てくるかもしれませんが、現在のところ、ないというふうに、独自の予算でやらなければいけないというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） もう一度お聞きしますけれども、市単独事業として、それをやって大丈夫ですか。それをもう一度お聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

仮の話が、今、こうして進んでいるわけですが、我々としては、まだ全然実態のない形、そこでの段階でございますので、それはまず調査結果をきちんと出た段階で、その論議に、次に入るところに達するんじゃないかというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 一応、市単独でやるということで、今、話していただいたんですけども、宿毛は裕福な市であるということを、私は実感しました。

これはもういいですけども。

次に、経費について、お答え、今いただきましたが、もし高台移転が現実的な考えと考えるんですが、特別委員会からの報告の中で採用されなかったが、建設場所のことでございますが、山上議員が申されましたように、敷地内にピロティ方式で建設と、こういうような案を提示していただきましたが、両論併記で市長のほうにも、それはいつていると思っておりますが、このピロティ方式は、どのように考えておりますか。お答えをお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

執行部といたしましては、3月に設計予算を上程いたしましたところ、それを否決されております。

その後、議会で特別委員会が編成をされまして、ずっと9月議会の当初まで、さまざまな場所等についての議論をしてまいってきたところでございます。私どもとしては、それとは違う形での調査等については、具体的には、今までは行っておりません。

今後、そういう結果が出た段階であれば、またさまざまな、これからのそういうことについての検討、比較ということもあり得るというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 今の小学校の現敷地内に、北側に向いて7軒ほどの民有地があります。住宅が。それを、もう一つお願いして、そこに向いてというようなあれば、今からすぐ、早急に手配する気はございませんか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

議会の特別委員会が一つの方向を明確に出していただきましたので、我々としては、3月議会で提案をした学校の敷地に建てると、グラウンドも含めてという、たたき台として、ああいふ提案をさせていただいた経緯がございます。

そのような形で、今後、じゃあそこにもし建てるのであれば、どのようなレイアウトが可能なか。あるいは、地権者の皆さんは、それを譲渡していただけるのか、このことについては、特別委員会の方向が出た段階でございますので、我々はそういう形での調査等については、内部的なものも含めて、検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 仮に高台のほうが、なかなかかどらんと。そして、あれしたときには、市長のほう、一応、民有地を買って、そこに建てるということも頭に入れててよろしいですね。

高台のほうが、なかなか進まん場合ですね。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

この現小学校が建っている近くに、その敷地内に建てるというのは、私は、高台も含めましたという中での選択肢の一つという位置づけは、ずっと持っておりますので、そういう調査結果とも勘案をしながら、今後、皆さんに議論をしていただきたいと、このように思っております。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 大体わかりました。

それでは、5番として、小学校校舎に住民は避難すべきでない。高台移転推進派の議員は、宿毛小学校校下の住民の命をどのように考えているか。被害弱者は小学児童だけではない。多くの高齢者も、小学児童以上に、災害時発生の弱者である。

保育園児、小学低学年児については、最大限の保護が必要である。短時間では、高台避難が困難な災害弱者のためにも、現在地で検討していただきたい。この点について、どのように思いますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

学校施設を避難場所にという質問でございました。

国の想定や県の詳細な想定、それぞれ今までの、いわゆる南海地震のときの想定と、さらに東日本大震災を受けての国の50メートルメッシュ、そして今回の10メートルメッシュの想定、それぞれ変化してきております。

そういう点におきましても、例えばこの市役所庁舎の3階におきましても、7.3メートルの津波が、浸水深がここに押し寄せてくるということになると、3階まで浸水するという想定になるわけでございます、そのような点、今、防災計画の中で、避難施設等についても、それぞれ計画変更等、調査しておるわけでございますけれども、そのような状況の中で、果たして3階建てである学校施設が、避難場所として妥当であるかどうかということは、私はまだ検討していかなければいけない。さらに高いところに逃れる手段がない、そういう建物となるわけでございますので、その辺が、今後の、まさに想定外という、そういう、津波が押し寄せた場合の対策というのは、我々が今、論議しているところでございますけれども、そうした場合には、今後、もっと防災関係の、あるいはまちの、地域の、そういう地域防災計画の中でも、位置づけていく必要があるのではないかと。

私が、ここで特定の建物を今ということよりも、地域の住民の皆さんと一緒に、いかに命を守って、避難をしていくかということ、地域地域で立てていく方向が、これからずっと、職員も地域に入って、これからそういう計画を組んでいきますので、そうした中でも、改めて検討すべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 国のほうの指針では、高台はもちろんでございますけれども、高層ビルに、そしてまた、学校用地なんかは、全国で4割近くの公共用地が、建物があるわけですよ。

そこを、避難場所と明示しとるわけですが、やはり、今の小学校跡地やったら、盛り土をして、それからピロティ方式でやれば、ある程度のあれはいくんではないかと、私はそのように

思っておりますが。

この間、山上議員が言っていた、ピロティ方式を皆さんに説明すると、ぜひそうでもしてくれと。今さら、私ら、この間の訓練でもそうです。もう構わんから。ほっちょってくれと。山まで逃げる体力はないからと。せめて学校ぐらいまでやったら、どうにか避難できるんじゃないのかと。

そういうような中で、少しでも遠いところは、全然行く気を、気力がないわけですね。そういう人たちがいかに救うかというのも、やっぱり行政としては、考えんといかんと、私はそのように思っておりますが、その点についてはどうですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほども答弁させていただいたと思うんですけども、各地域、地域には、それなりの地域の事情といたしますか、状況といたしますか、津波の高さであったり、その地形の高さであったり、そういう高齢者の皆さんの、あるいは学校施設であるとか、さまざまな、各地域地域にあります。

ですから、そういうところにおける避難計画、これを今後、計画を立てて、そして日常的な訓練もできるような、そういう方向でやりたいと思っておりますので、今、特定、こうだということ、言われることは当然のことでございます。

そのことを、どう担保していくかということが、これからの地域防災計画の中で、つくり上げていかなきゃいかん、そういう課題だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） それでは、高台推進派の議員が、小学校校舎には住民は避難すべきでないというあれは、市長としては取り消すと

いうことでよろしいですね。

高台推進派の議員で、宿毛小学校の校舎を、避難さすべきではないと。学校を避難場所としては、認めるべきではないという発言がありましたが、それは、市長はどのように思いますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

この公共施設、学校のみならず、そういう避難場所として、どのように活用するかということだと思うんですけども、先ほどありましたように、これからの地域地域にある、その避難できる可能性のある場所等について、その地域の皆さん方とともに、どうするかということを決めるべきであって、それは担当の職員との、さまざまな話し合いの中で、私は決めていったらいい。統一的に、ここでこうだということについては、もう少し、その話をもとにして、我々としても、再度、検討していかなければいけない。そういう点で、意見が分かれている問題について、私どもが、上からこうだとか、ここであるべきだという、断定的な形は、私はここにおいては、今の段階では、確信を持っておりませんので、答弁は控えさせていただきますけれども、ぜひとも地域の防災計画の中で、それをつくり上げていただきたい。それが可能かどうかということも含めまして、検討していただきたいというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 私としては、やっぱり校舎は避難場所として認めるべきだ、そのように思っておりますが、一応、市長のほうでも、できる限り、校下の皆さんの意見を取り上げて、このことについては、やっていただきたいと、私はそのように思っております。

今、やはりもう一度言いますけれども、まちの人たちは、いかに高台ではないんですよ、近

くの建物とか、そういう被害を受けない場所に逃げたいと。例えば、大井田病院とか、そういうのがありますよね。

けど、まちのほうから、また大井田のほうの川のほうには、よう行かないと。それやったら、やっぱり学校を避難用地として、場所として認めていただきたいと。また、私もそうすべきだと、このように思っております。

今、小学生よりは、はるかに障害者の人とか、年寄りの方がまちの中に多いんです。その人たちが避難する場所は、どうしても、高台まで歩いては、よう逃げません。近くで、どうしても助けてやらなければいけないというのは、私たちはやっぱり、そのように思っております。

この間の訓練のときもそうでしたけれども、私たちは、もう濱田さん、ええから、もうあれしよってくださいと。山のほうまでよう逃げませんというようなあれを、大分もらいました。

大井田病院やったら近いですから言うたら、津波がきてるほうには、よう逃げませんと。じゃけん、一応、大井田のほうもあれに入ってしまったから、そういう話をしたんですけれども。

やはり、年寄りの方なんかの、私は小学生以上に高齢者の方、また身障者の方、その人らのほうが、弱者やと。そのように考えております。そういうようなところも、やっぱり、くみとって、市長もこれからの行政に生かしていただきたいと、そのように思っております。

そして、最後ですが、ある女性からの伝言で、初心忘れるべからずということ伝えてくれと、きのうまたそれを言われました。

これで学校問題については、一応、終わります。

そして、2番目といたしまして、宿毛市斎場の運営体制について、お聞きします。

高齢化社会において、全国的に死亡者数が増加しているが、宿毛市も火葬件数が増加してい

ると思われる。

以前、平成20年9月議会の松浦議員、平成22年12月議会で西村議員が、質問した経緯がありますが、現在、どのような状況になっているか。

1点目として、つい先日、ある市民から、市内での火葬ができずに、市外で火葬をしたとの声があるが、市外へいくと、倍以上の料金がかかる。また、斎場でのここ二、三年の全体の火葬件数と、市内、市外の件数はどのように分かっているか、できればお教え願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市の斎場は、現在、どのような状況になっているかという質問でございますけれども、平成4年より業務を開始し、現在では、普通炉が1炉、大型炉1炉、汚物炉1炉で、民間業者へ業務委託し、運営をいたしております。

市民の皆さんより、市内での火葬ができず、市外で火葬しなくてはならなかった、料金も倍以上支払ったとの話は、以前にもございまして、内容等を調査したことがございます。

現在、1日2炉で業務を行い、4件の火葬が可能な状態にあります。

しかし、申し込み希望がお昼前後の時間帯に集中をするために、希望時間の昼間前後に、予約が入っていることも多く、御遺族の希望には沿えずに、やむを得ず葬儀社のほうで、市外の斎場を手配するといったような状況でございます。

平成23年、斎場使用の例で申し上げますと、1日当たりの火葬件数が1件であった日数が、103日。2件が86日、3件が46日、4件が8日、5件が1日と、平均で1日当たり2件の火葬を行っています。

以上、こういう状況でございます。

○議長（中平富宏君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、13番、濱田議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市の斎場で、この二、三年の全体の火葬件数が、市内、市外でどのくらいあるのかという御質問でございますが、21年度より3カ年、ちょうど23年度までの件数を答えさせていただきます。

21年度は、全体総数で401件、市内が256件、市外が145件、そして22年度、全体が453件、市内が288件、そして市外が165件。23年度では、全体が438件、市内が278件、市外が160件でございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） よくわかりました。そしたら、一応、火葬場が込み合っでできないというのではなくて、時間的なゆえんで、大体、午後1時ごろ火葬にしてくれと。夕方やったらあれになるからと、いろいろありますけれども。

そしたら、欲で言っているというような解釈もできますけど。

けど、皆、葬式をするときには、大体が、一番集まりやすい時間に、葬式の時間を決めるのが当たり前だと思いますけど、これもよくわかりました。市長、課長の答弁でよくわかりましたけれども。

今から、そうですね、昭和22年から24年のベビーブームに生まれた方の、私たちももちろんですけども、これからずっと、高齢者がふえていくわけですが、平成4年につくった炉からすれば、もうそろそろ寿命がきているんじゃないかと。だから、できる限り、もう1基ふやすような計画はないのか、市長にお尋ねします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

議員が言われますように、市民はやはり市内

で火葬していただくのが、一番よいというのは、言うまでもありません。

先ほど申し上げましたように、1日当たりの火葬件数が平均で2件となっておりますので、今のところ、時間に制限があるものの、十分、機能は果たしている状況ではないかと思っております。

また、近年の棺の大型化に伴いまして、平成19年度に3,255万円で2号炉の改修工事を行って、現在、それに対応をいたしておりますが、さらに1号炉前ホールの内部に増設することになりますと、火葬炉の本体施設を設置するスペースがなく、狭く、新たに建物を北側に増設する必要があります。

また、多大な費用がかかりますので、現在の利用状況から見て、今の時点では、火葬炉の増設は考えておりません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 今の答弁でよくわかりました。

最後に3番目として、ペットの斎場について。

市内にはペットの斎場がなく、市民より畑や山、また畑などに、よく犬猫の死骸を埋められているとか、そういうあれをよく聞きます。

宿毛市で登録されている犬は、1,653匹らしいですが、猫なんかは全然、把握してないでしょう。

私が持っている土地にも、犬と猫と、10何年の間に1回ずつ埋められてます。何だろうかなと思って掘り起こしてみると、猫の死骸やったと。

そして、あそこにも一つあるでいって行けば、もうダンボールは腐ってましたけれども、それは犬の死骸でした。それは、和田の土地ですけど。

そういうような中で、人の土地に勝手に埋め

て構わんらしいですけど、モラルの点で、私はだめじゃないかと思うんですけど、ある人に聞くと、勝手に捨てていいんですよというて、そういうようなことを知りましたが、市としては、どのような考えですか。

○議長（中平富宏君） 市長、答弁できますか。

市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

この件に関しましては、担当課のほうからお答えをさせていただきます。

よろしくをお願いします。

○議長（中平富宏君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、13番、濱田議員の一般質問にお答えします。

先ほど、御質問の中で、人の土地に勝手に埋めても構わんというような話を聞いたということでしたが、これは決して、不法投棄になりますので、それはいけません。自分の土地でしたら構わんですが、人の土地は決していけませんので、それをまず答えさせていただきます。

それで、御質問の内容ですが、本当に、宿毛市には斎場がございません。他市町村にペットをもって行って火葬、埋葬していることは事実でございます。

ちょうど、平成20年9月の議会の松浦議員の一般質問でもお答えしておりますが、特に猫、犬のペットは、愛玩動物として、家族の一員として、パートナーとしておつき合いをしている人もいれば、また個人個人、さまざまな思いで飼われた人もおります。

ペットの死体に関する処理の基本的な枠組み、法律が現在のところありません。動物の死体であっても、汚物、または不要物でなければ、厚生労働省の見解どおり、廃棄物ではありません。

したがって、かわいいペットを弔おうという

心情のもとに行われる土葬や火葬は、個人であっても、動物霊園等事業者であっても、廃棄物の処理、すなわち埋立処分や焼却に当たらないということでございます。

現在でも、四万十市、愛南町の利用状況には、まだ余裕があるとのことでございますので、宿毛市独自のペットの斎場の建設は、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） もう一度お伺いしますが、他力本願で、中村にあるから構わん、城辺にあるから構わんじゃなくて、風呂もそうです。中村にあるから構わん、城辺にあるから、愛南町にあるから構わん。宿毛には何もないじゃないかというような話も聞きます。

せめて、犬の斎場とか猫の斎場ぐらいやつたらあるじゃないですかと。人間の数の10分の1ぐらいでできるんじゃないですかと。

だから、一つつくってみてもらうように、言うてくれませんかというような要望も聞きます。

それで、他力本願じゃなくて、宿毛市としては、そういうような衛生面からのあれも考えて、人の土地に埋めることも考えて、犬猫の斎場をつくる気はないですか。もう一度お伺いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えいたします。

ペットの斎場ということですけども、ペットの火葬場ということだと思っておりますけれども、いろいろ、斎場という意味があると思っておりますけれども。

我々が考えた中で、それぞれ趣味にしている人たちが飼っているわけございまして、それを公費で行うということになると、それなりの、一定の費用負担のこととか、いろいろ考えていかなきゃいかん課題があると思っております。

その辺で、もう一度、愛南町や四万十市さんのそういう使用状況等、いろんな内容を検討、調査させていただきまして、今後についてどうするのかということについては、今、重ねての強い要望もございましたので、私自身もまだその詳細について、十分承知してない部分がございますので、そのことについては、いろんな課題が、状況をどうクリアできるのかということも含めて、私自身、検討させていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） よくわかりました。

でき得れば、ペットの火葬をひとつ考えておいてください。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後 1時10分 再開

○副議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、一般質問を行います。

私で、多分、最後の質問者になると思いますので、市長のほうには適切な御答弁をいただきたいというふうに思います。

それでは、通告に従って、質問をまいります。

まず、県道4号宿毛津島線の整備について、お尋ねをいたします。

この路線については、私、13年前にこの議席をいただきまして、一貫して質問をし、整備計画を問うてきました。

皆さん御存じのように、国道56号線の補完

路線として、またこのごろ騒がれております南海トラフを震源とする巨大地震が、このように緊迫してきた中では、ますますこの路線の重要性というのは増してきたんじゃないかというふうに感じております。

ところが、中西前市長は、自然環境を生かした道路整備をしたいということで、140万円余りの予算を、市費を投じまして、株式会社西日本科学技術研究所というところに、景観調査を委託をして、県道の管理者である高知県に対して、提言をしてきました。

この提言について、沖本市長はどのように見ているのか。また、この県道をどのような形で改修をしていきたいというふうに考えているのかについて、質問をいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

今回の質問を受けまして、前市長が高知県に対して提言している報告書を、拝見をいたしました。

確かに、笹平キャンプ場から県境にかけての道路は、自然が多数残っておりまして、可能であれば、残しておきたい区間があることを再認識いたしましたところでございます。

今年度も、高知県からは用地買収等が完了して、施工可能な区間、これは県境付近で延長約180メートルでございますけれども、ここから整備を実施していると、報告を受けております。

この8月22日に開催された市政懇談会におきましても、お答えをいたしましたけれども、この区間はすばらしい景観が残っているところもあることから、この提言に配慮していただく中で、早期完成に向けた働きかけを、今後も行っていきたい、このように報告書に対しての思いと、今後の対応について、答弁させていた

できます。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

ということは、この環境に配慮した形で整備を進めていきたいというふうに、今、答弁をいただきましたので、中西前市長と同じような考えなのかなというふうに思いますが、残された区間は、約5.5キロというふうに認識しているわけですが、県の計画では、1.5車線の改良ということで、設計速度が、時速30キロという設計速度になっているわけですが、本当にこの速度であったり、通行することについての危険性が排除できるのかというのが大きな問題であって、地域の住民、またこの津島線を利用する利用者にとっては、いかに安全に、早く通行できるかというのが、大きな問題ではないかというふうに、私は思っているわけですが、この環境調査の提案についての中で、例えば、マムシであったり、イモリであったりというものが多く生息する場所は、その動物にも配慮して、というようなところもあるわけですが、市長はこの部分について、どうお考えですか。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

その報告書の細部にわたって、自分なりに考えを持っているということではございませんけれども、先ほど申しましたマムシとかいうことについては、これは、例えば県や国の絶滅危惧種に指定されている、そういう動植物等であったりするならば、当然、考えなきゃいけないとは思いますが、私は、先ほど言われたような例に対してのことで、環境を大事にということとは、観点が違うのではないかなというふうに思っております。

何よりも地域住民の皆さんの思いを、一番重視しなければいけないと思っておりますけれども、そうした中で、また再質問の中でお答えさせてい

たきます。

よろしく願いいたします。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をせよというふうに聞きましたので、させていただきますが。

1. 5車線の改良っていうのは、本当に部分的に改良していくということで、安全な通行ができるというふうには、僕は理解してないんですよ。

これは、愛媛県の1.5車線改良と違って、非常に、どっちかというところでは、おきながら、待避場だけをつくっていこうというようなふうにも見えるわけですが、この路線の中で、この提言の中にもありますが、緑のトンネルというふうにも言われてますが、一日じゅう日の当たらない区間が何カ所もあります。そこは、時とすれば、水がいつも吹いていたり、冬になれば、凍ったり、苔が生えたりということで、非常に通行に危険を感じる場所が何カ所もあるんですよね。

これはやはり、通行をする人のために、解消すべきじゃないかというふうに思いますが、この部分について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

私は、まず、1.5車線についての考え方ですけれども、そういうやり方すべきところもあると思いますけれども、とにかくこの自然を守りながらの提言を生かしながら、できる箇所が、その区間内にあるのではないかと。

そういうところから、できるだけ早く、手をつけるところから、まず手をつけていくということが、今の段階でさらに事業を早急にすすめていく上においては、可能な部分があるのではないかと思います。

そういう点では、我々としても、県に対して、

そういう方向での要望等を行ってまいりたいというふうに思います。

道路に関しては、この道路管理者が通行の安全を確保する中で、整備が行われているというふうに思うわけでございますけれども、そのような点も踏まえながら、可能なところから、今の、私もあの路線はよく利用するんですけども、その危険箇所であったり、いろんな状況がその路線上にあります。

そこを、抜本的にまでいかななくても、早急に対応できるというところはあるのじゃないかというふうに思いまして、そういう方向についても、今後、強く要請していきたいというふうに思っています。

○副議長(野々下昌文君) 11番寺田公一君。

○11番(寺田公一君) 県道については、基本的には、やはりその担当の宿毛市とすれば、基本的には、2車線改良をしてほしいということは、言い続けてほしいというふうに思います。

今、市長の申された、できるところから、早く手をつけてほしいというのは、私たち地域の人も、私も同じ、同感です。

その部分については、ぜひとも、これからも管理者である県に対して、声を出していただきたいというふうに思います。

県道については、これ以上は問いません。

次に、地域福祉計画の推進について、お聞きをいたします。

本年の3月に、地域福祉計画が策定されたということで、小冊子が私たちのところにも届いたわけですが、平成24年度から5カ年の計画の策定というふうになっておりますが、まず、初年度の平成24年度には、どのような事業を行っていくのか、また行っていこうとしているのかについて、お聞きをいたします。

○副議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(沖本年男君) お答えいたします。

宿毛市の地域福祉計画は、誰もがその人らしく、住みなれた地域で安心して暮らせる地域、その実現を目指して、ことしの3月に策定をいたしました。

宿毛市地域福祉計画の策定に当たりましては、昨年度、市内を五つの地域に分けて、各地域で懇談会を開催をし、意見の集約をさせていただきました。

その中で、現在、市民の皆さんが、どのような生活課題を持っているのかも整理していき、自分自身の力で問題解決に当たる自助、そして課題に対して、地域のみinnで取り組む共助、そして公的な支援による公助の三つの力を合わせ、多様な担い手が、それぞれ役割分担をしながら、その課題を解決していかなければなりません。

これまでも、地域の生活課題に対して、各分野の担い手が、それぞれ対応しておりますけれども、これからは、さらに進めていく形で、自助、共助、公助の役割を分担して、問題解決に当たっていくことが必要になっております。

質問にございました平成24年度には、どのような事業を行っているかについてでございますけれども、この地域福祉計画自体は、直接的に、何かの事業を行うわけではなく、自助、共助、公助の連携を図り、チームケアの仕組みづくりに努めていくものであります。

地域の支え合いとしての自治会組織や、老人クラブ、婦人会などの活動や、公的福祉サービスとしての介護サービスや、高齢者、障害者福祉サービスなど、各分野でさまざまな取り組みがなされており、その一つとして、これまで沖の島で展開しておりましたあつたかふれあいセンターを充実させて、高砂にあります宿毛市総合社会福祉センターにも拠点を置き、事業を展開をいたしております。

また、昨年、聞き取りを実施した地域におき

まして、地域におけるさまざまな福祉課題や、生活課題等、地域の生の声をお聞きする中で、地域と関係機関が一緒になって、諸課題に取り組んでいくための懇談会を、予定をいたしております。

また、地域福祉計画の策定と一体となった取り組みとして、昨年度、宿毛市社会福祉協議会が、宿毛市地域福祉活動計画を策定しております。

宿毛市地域福祉活動計画では、地域福祉の推進を計画的に行うための具体的な活動行動計画が示されており、今年度は、災害ボランティア活動として、災害ボランティアベースキャンプの模擬訓練や、地域の社会資源を有効に利用するため、施設や事業者などの情報をまとめたマップづくりに取り組むことになっております。

この取り組みは、社会福祉協議会が主体となるものですが、計画の性格上、理念や地域福祉推進の方向性を共有したものでありますので、今後も地域福祉計画と連携した取り組みを進めてまいります。

今後は、これら地域の福祉課題としてあげられたさまざまな意見に対して、各分野での担い手が役割分担しながら、計画的に実行できるよう、進めてまいります。

また、地域福祉計画について、広く広報して、周知するとともに、誰もがその人らしく、住みなれた地域で、安心して暮らせる宿毛市を目指して、取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

この地域福祉計画、先ほど、市長の申されました、5地区に分けて調査をしたということで、私の住む橋上町は、旧和田地区と一つのグループの中で調査をされておりますが、その調査結果の中で、課題として挙げられているのが、少

子高齢化の進行。バス交通の脆弱さということです。特にこの橋上地域においては、公共交通が、宇和島自動車がバス路線を廃止してから、もうかなりになりますが、スクールバスに混乗をさせてもらっているということで、地域の人々にとっては、少子化も進んで、学校も統廃合をされるかもしれん。そうすると、スクールバスというのがどうなるのか、またそのバスに乗って、自分たちが宿毛に来たり、例えば病院に行ったりできるのかというのを、とても心配をしているところでございます。

このことについては、8月8日でしたか、橋上地区での地域懇談会の中でも、住民の中からも声があがったと思いますが、やはり、例えば、福祉バスとか、過疎地有償運送というような、いろいろな方策をとっている自治体があるわけですが、この生活弱者といわれる交通手段を持たない人たちのために、宿毛市として、何らかの手だてをしていかなければいけない。そのためには、橋上町だけではありませんが、今、市内全域で、そういうことでお困りの地域の皆さんに、市として、どういうサービスが提供できるかについて、市長を中心として、早急にまとめていくべきではないかというふうに思いますが、市長の御答弁をお聞きいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

地域福祉計画の中における、特に橋上地区などでございます、課題となっている少子高齢化の進行や、バス交通の脆弱さ、そういうことが課題として出てきております。

この課題につきましては、前回の、特にバス交通の脆弱さということの中では、前回の議会の中でも、本市として、全体的な再検討をして、検討しなければいけないというのは、答弁もさせていただいている経緯もございまして、来年度に向けて、その準備を進めているところでご

ございますけれども。特に、地元の小売店舗等の廃止、あるいは地域に、生活に密着した病院への通院であるとか、食料品の買い出しであるとか、そのような課題のある中で、計画をしていかなければならないというふうに思っております。

昨年度、策定いたしました地域福祉計画は、誰もがその人らしく、住みなれた地域で、安心して暮らせる、そういうところを目指しているものでございますので、今後ともそのような課題解決のために、具体的な方策をとらせていただきたいと、検討していきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

交通手段については、ぜひ、早急に計画をつくっていただきたいというふうに思います。

もう1点、先ほど答弁の中で、1点ありましたが、あつたかふれあいセンターを、今、沖の島と宿毛市高砂で行っているというふうにお聞きをいたしました。県においては、やはり少子高齢化ということについて、集落の消滅であったり、限界集落になったところが多数あると。これを何とかしなければいけないということで、地域活動センターであったり、あつたかふれあいセンターを県内に充実させていきたいという方向性を、尾崎知事は出しておりますが、まさに橋上地域においても、地域に店がなくなり、買い物に行けない人たちが、多数、できております。

その中で、市として、活動センター的なものを、市内に設置をしていくべきではないかというふうに思いますが、この点について、市長のお考えをお聞きをいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

昨年度の意見を聞かせていただき、そうした地域におきましては、引き続き、地域住民の皆様からの、日常生活に密着した福祉課題や、そのような生活課題等について、ずっと聞いてきているところでございます。

そういう点、我々としても参考にしながら、今後、議員がおっしゃられましたような、この宿毛市内においても、各地域が本当に今後の将来、ずっとそこに住み続けることができない。仕事もなければ、あるいは医療や、先ほど言われた買い物難民と言われるような状況もある中で、これはまた、全国、全県、そしてまた全市的にも、同じ状況があるわけでございますけれども、県のこのような制度が、今の段階では、たしか本山でしたか、土佐町でしたか、汗見川地域の住民の皆さん方が立ち上げて、いろいろその方向を出しているということは、県の報告も聞いておりますけれども、宿毛市としても、そのような、同じ形とかどうとかは別として、とにかく地域のそういう拠点となる対策について、地域の皆さんとも、これから話し合いをしながら、できるだけ早急に取り組んでいかなければならない、そういうところが、本当に至るところに発生しているというのが状況でございますので、我々は、そういう点では危機感を持って、このことについても取り組まなければいけないというふうに思っております。

よろしくお願ひを申し上げます。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 地域に住む人たちが、その地域で安心して老後を迎え、そこで生活ができる地域づくりのために、ぜひ頑張っていたいただきたいというふうに思います。

それでは、次に、3点目の小中学校再編計画と施設の整備についての質問をさせていただきます。

この問題につきましては、昨日から2名の方

が質問をされました。

私も、学校再編特別委員会の委員として、20回に及ぶ委員会にも出席をして、意見も述べ、その意見集約の場にも立ち会いをさせていただきましたが、その報告について、これまでも2人の中からも出ましたように、高台移転を早急に検討すべきであるとの委員会の報告がされ、それを議決をしたところではありますが、この中の質問の中で、教育長は、高倉議員の質問に対して、議会の議決は重く受けとめる。また、今後、市長部局と協議をしていくというふうに答弁をされたというふうに思いますが、教育委員会として、昨年11月末に委員会の議決をして、再編案を出しておりますが、この再編案をどのようにするのかというのが、きのうの答弁では、余り、私として理解ができなかったわけですが、もう一度、教育委員会の11月の再編案をどうするのか。この11月の再編案のままいくのかいかないのかというところについて、お聞かせを願いたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長。寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

教育委員会の方針がしっかりとわかってなかったもので、返答してくださいということでありませけれども、高倉議員の中でもお話をしましたように、市民の代表である市議会の特別委員会の審議を経て、議決をされたことについては、繰り返しますけれども、大変重く受けとめております。

その中で、教育委員会としての方向性はいかんということでもありますけれども、その移転につきましても、高台の適地調査ということ、今、コンサルに出していると思っておりますけれども、そのことにつきましても、市長を中心に、幹部会等でも、協議をすることになると思っておりますけれども、その協議を受けまして、いろいろな視点

から、市長部局と意思疎通を図りながら、教育委員会の中でも協議をしております。

ということで、今現在、教育委員会として、私が教育委員会の方針をここで述べるということにはならないと思いますので、その点、よろしく御理解いただきたいと、こんなふうに思います。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 教育長に対して、再質問をしたいと思っております。

当然のごとく、教育委員会は5人の教育委員の合議制になっているというふうに思っておりますので、ここで、議会が出した結論に対して、教育長が個人的な意見として、どうこうしますということとは言えないというふうに思いますが、これからのスケジュールとして、それでは、教育委員会は市長部局がこれから調査をする結論を受けて、新たに教育委員会としての方向性を示していくということの認識でよろしいのでしょうか。

○副議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、我々といいたしましても、教育委員会の体制は、5人の合議制でもって、いろいろな重要な意思決定をしていくわけでありませけれども、ただいま、現在、市長部局のほうで、高台移転に関する調査をしております。調査特別委員会のほうから、要請もあつたことでして。

それを受けて、市長部局が、どういうふうな判断をするか。先ほど申しましたように、市長部局と協議をしながら、それを受けまして、教育委員会で話し合いをする、そういうふうになると思います。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 大体、教育委員会の

方向性というのはわかりましたが、1点だけ、これはどっちの部署で出てきた文書か、ちょっと。

教育委員会が出してきてくれた資料であるというふうに思っているんですが、この特委の7月5日の11回目のところで、市内小中学校の耐震化スケジュールという資料をいただいております。

この中で、橋上小学校を23年度に第2次の診断をするというふうになっておるんですが、その後、24年度以降、ほかの小学校、中学校については、耐震補強をするというふうに出しておるんですが、この橋上小学校だけは、計画にない。真っ白であります。

市長は、先ほど申しました8月8日の地域懇談会において、地元住民に対して、小学校も耐震をしますよというような答弁をしたように記憶をしておりますが、これは、抜かりなのか、あえて計画をしていないのかについて、お聞きをいたします。

○副議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の再質問にお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、当初の再編計画におきましては、中学校が宿毛中学校、橋上中学校が宿毛中学校に再編をされるという計画でありましたので、我々としては、小学校を中学校に移るので、その計画の中に入れてなかった。

しかし、今現在、いろいろと中学校についても、再編について、いろいろと意見がございまして、年数がかかるので、生徒の安全対策に、どういうふうに取り組むかということにつきまして、議員申されたように、地域懇談会の中でも、市長のほうから、できるところから、子供の安全安心な教育環境を担保するという意味で、早急に取り組むをしていくということでござい

ますので、改めて市長部局とも協議をしながら、計画をしていきたいと、こういうふうに思います。

以上です。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） それでは、橋上小学校についても、耐震をしていくということで理解をさせていただいてよろしいんですね。

そういうことで、次の質問に移ります。

次は、市長のほうにお伺いをしたいと言うふうに思いますが。

8月29日、内閣府が公表した南海トラフの巨大地震による津波高、これは宿毛の市街地が約10メートルぐらいの波がきますよということで、ことしの3月に公表された第1次の津波高の想定では、宿毛の市役所が5.8メートルが、今回7.2ですか、3ですか、の津波になると。3階まで浸水しますよという答弁は、これまでの質問の答弁に対しても、何回かされてきたところでありますが、宿毛小学校については、この市役所庁舎とほぼ同一ぐらいの敷地の海拔であるというふうに認識をしているわけですが、そうすると、3階まで津波が来ると。

東北の、東日本大震災では、想定外の津波がきたと。最大幅の津波を想定したら、そういう波がきますよということは、1000年、1500年に1度の巨大津波が来れば、これの想定も覆るかもしれないということにはなるわけですが、今、想定されているのが7.何メートルであれば、そここのところに何十億の予算をかけて、新しい校舎を建てようということについては、どうしても、私としては理解ができません。ほかの近隣の市町村では、建てたばかりの新校舎をおいてでも、新しく校舎を建てようという首長もおります。

そこを考えると、今から新しい校舎を建てようというところで、その津波の想定するところ

については、やはり新築の公共物は建てるべきではない。

これは、沖本市長は、松田川小学校の跡地に中学校をもっていこうというところとの話をしたときに、あこは津波ではなくて、土砂災害の危険地域という区域になっている。

その危険性があるところには、公共物は建てませんという発言もしておりますが、そこからいくと、やはり宿毛の小学校を現地に建てるということについては、市長としては、もうしませんと、本来なら言うべきではないかというふうに思いますが、先ほどの濱田議員の質問の中で、どうしても理解できなかった言葉があるんですが。

ちょっと言葉は違ってくるかもしれませんが、現校舍北側に、という案を、濱田議員のほうから問われたときに、調査については、検討していきたいというふうな答弁をされているんですよね。この中身というのは、調査を検討することは、現敷地内に建てることを調査するのか、ということになるんですよね。

この部分について、市長の御答弁をお聞きしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

国の内閣府が発表いたしました10メートルメッシュでの、この市街地における浸水深等が出されました。

そうした中で、議会特別委員会も、あのような特別委員会報告をし、それを議会で承認をされたということです。

ですから、私は、それは本当に重大なことであり、これについては、本当に重く受けとめて、今後、検討をしていきたい。この言葉に尽きるわけです。

ただ、議会が報告の中で出させていただいてる高台への移転ということも、実際、我々として

は、執行部としては、高台にそういう適地があるのかどうなのかということについても、まだこれからの調査いかんで、わからない部分がございます。

そうした点で、我々としては、3月議会で一つの選択肢として、学校跡地もと、現在地もとという形で、提案をしていました経緯もございますので、私は、そこで、どういう形で、ここで建てる場合には、合意ができる中で建てる場合には、こういう状況で建てれますよということの、それなりの執行部として、我々は認識しておかなければいけない、そのように考えておりましたので、あのような答弁をいたしましたというわけでございます。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ちょっと理解できませんが、私としては、

頭の中には、もしものときのために、保険的な考え方で、現在地に建てることも、ゼロにしたいくないという、多分、市長の思いなのかなというふうに思いますが、ほぼ、この関係で、地域住民、またPTAの保護者、保育園の保護者等との懇談会も、一度、特委としてももちましたが、その中で、特に保護者というか、子供をもっている親の意見というのは、やはり高台移転が圧倒的に多いんですよね。

それはなぜかというたら、子供が学校に行っているとき、保育園もありますが、その子供のことを心配しなくても構わない、高台にあれば、まず、やはり大災害のときには、自分の身は自分で守るというのが基本だというふうに、僕も思うんですが、その点からいえば、安全で安心なところに、子供たちがいるということは、保護者にとっては、これほど心が休まることはないというふうに思うんですよ。

そういうことを踏まえて、特委も高台を模索したらどうですか、しなさいという話をしてい

るわけで、まずは、高台一本に絞って、宿毛市、また市街地の北側ですか、山があるのは。その部分で対象となるところが何カ所あるのか、どれだけの面積が確保できるのかについて、全精力をつぎ込んでやると。

それを目いっぱいやった後で、どうしてもないということになれば、それから後の方向性というのは、やはり議会とも話をしながら、どうするぞという話をしたらいいと思うんですが、まずは、現地を残すじゃなしに、全精力をかけてやるということで、市長の言葉が聞ければと思います。市長、御答弁ありますか。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほど言われました、質問ございました震災等の対応等々、そしてその特別委員会の報告、そのようなことについては、我々としては、本当に重く受けとめて、今後、対応していきたいということは、当然のことながら念頭に置いております。

そのためにも、今後、高台の適地調査のための委託料を追加して、追加で今回、提案をしようと考えております。

その調査結果を踏まえて、市民や保護者に説明を行い、議会への意見を伺う中で、最終的な方針について、そしてまた委員会と教育委員会と一体となって、決定してまいりたいと、このように考えております。

できるだけ早く、この学校建設の方向に向けての予算議案が可決していただけるよう、そういうことも含めまして、我々はさまざまところから検討をして、準備しているというところでございます。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問、ちょっとだけします、このことに。

この高台移転というのは、子供たちだけのためではなくて、いけば、この市街地の住民、みんなのためになるというふうに、私は思います。

その点で、今回、先ほど申された高台移転に対する調査費というのは、高台移転を一本に絞って予算化されるのか、今言いました現地でのことについては、今回の予算については、入っているのか入っていないのかについて、一つだけお聞きをいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

今回、委託しようとしているその事業内容でございますけれども、これは、高台に造成するのであれば、学校用地のみならず、他の公共的な施設もあわせて、また建設年次は違ってくるかもしれませんが、それを機会に、大体想定しているのは、4ヘクタールを造成するというので、午前中の答弁で概略の予算であるとか、事業内容について、説明をさせていただきました。

そうした形と一緒にするならば、考えていきたいということですが。

それから、今回の委託費用について、現小学校での調査等について、予算が入っているかということですが、我々は、そこに入れるという考えは持っておりません。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） わかりました。一日も早い高台移転への調査が完了するように願っております。

続きまして、職員の採用試験についてということで、質問をさせていただきます。

25年度の採用の募集要項が、宿毛市広報の9月号に掲載をされております。

3月の議会の一般質問において、宮本議員への質問への答弁で、今までの採用のいろいろな

基準とか、制度等をずっと精査をしていると。

かつてのそういう履歴等についても、私なりに調査をしている。市民の中から疑念が生まれない確たる方向を、議会とも一緒になって、私のほうから提案をしながら、検討をしていきたいというふうに答弁をしております。ちょっと抜粋して言ってますが。

そして、調査のできることにについては調査をして、具体的なことがあれば、毅然として対応をしていく、いうふうにも答弁をしております。

現在、6カ月ぐらいになるわけですが、議会に対して何の報告もないし、どのような、毅然とした態度をとったのかについても、わからないわけですが、何も自分たちとしてはわからないままで、また今年度のとうか、25年度の採用に対する募集要項が出ている、という状態に、今、なっております。

このことで、市長はどのような調査をしてきたのかについて、まずお聞きをいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、今までの採用試験について、検証したのかということでございますけれども、平成22年、23年度の採用試験について、詳しく検証してまいりました。

この検証しました中で、以前の採用試験の結果に不正な事実は一切ございませんでした。まず、このことが、検証の一つについてでございますけれども。

こうしたことを含めまして、今回の1次試験では、教養試験と作文試験を行いますけれども、2次の試験では、口述試験を行います。

しかし、昨年からの変更点としましては、1次試験の合否は、教養試験のみで判定をし、作文試験は2次試験の合否に反映させるということとしております。

1次試験で判定に関係ない作文試験を実施す

る理由については、2次試験で作文試験を実施すると、面接時間が制限をされて短くなり、十分な試験ができなくなるということでございます。

また、試験区分につきましても、昨年度までは、社会人枠として実施しておりました一般事務Bと、18歳から29歳までの一般事務Aと、受験者への門戸を広げる上で、年齢を35歳まで引き上げを行い、一つに統一して、実施することといたしました。

今回の変更については、今までの採用の基準や制度を精査し、見直した結果でありまして、今後、疑念の生まれないよう、より透明性を持った採用試験を実施してまいりたい、このような考えで、試験制度の改正を行いました。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

22年度、23年度を精査した結果、疑念はなかった、そういう不正はなかったということですが、3月議会では、さもあるような答弁をしているわけですね。

宮本議員のほうから、この採用試験の面接に当たった職員に対しても、疑念を持っていることとなりますよという質問もありましたよね。

そうであれば、試験官に当たった職員、また採用試験を受けた、合否は別として、受験者の皆さん、そして市民に対して、市長として謝罪をすべきではないかというふうに思いますが、市長のお考えをお聞きをいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

私は、3月議会でも、不正があるということで、断定した答弁をした覚えはございません。

ただ、市民の中に、そのような疑惑を持たれている部分もあるので、その辺の、きちっと検証をして、そういうことの疑惑の生まれない試

験制度をつくりたいという答弁を、そのことについて言わせていただいたというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今までの採用のいろいろな基準であるとか、制度等を、ずっと精査をしている。疑念もなく、疑いもなく、市長は精査をしてたんですか。

疑念があったから精査をしていたんでしょう。その部分を、議会で聞かれて、調査できることはしてまいりますと言ったんじゃないですか。

そのことについて、疑念はありませんでしたと、市長として謝罪すべきじゃないですか。もう一度、お聞きします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、私は、本人の断定として、そこに疑念が、私が持っているということについて、発言したこともございません。

ただ、前回の市長選当時に、あるいはそれ以前も含めて、さまざまな市民の中に疑惑が生まれておりましたので、このことが、疑惑が生まれるような試験内容であるかないか、そのことを、私は関心を持って、そしてそれが具体的に今後、どういう制度、基準を設けたならば、市民からこのような、市の採用試験、基準について、皆さんから認めていただく、不正がないと認めていただけるような試験制度をつくっていかねばいけないということで、どういう形でそれを改革すれば可能なかという視点で、この22、23年度の採用試験結果について、検証をさせていただきました。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 検証については、ど

ういう検証をしたかについては、明らかにできないんですか。

検証したと言ったから聞いているんですが、どのような検証をしたのかについて、お聞きをいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えを申し上げます。

どのような検証をしたのかということでございますけれども、採用試験全般の、個々の内容については、いろんな形での制限があると思えますけれども、ここで、私のほうでお答えできることについて、私がそう判断したことについて、お答えさせていただきたいと思えますけれども。

先ほども申し上げました、作文試験については、これまで1次試験、教養と合わせて、総合点での合格判定を行ってございましたけれども、今回は、2次の口述試験において、これを、採用をすることで、より適切な、的確な判断ができるということを判断をいたしまして、今まで1次の作文試験を、2次の合否判定にするとして、全く1次試験においては、個人の人間、個人個人の試験官の判断が加わらない、いわゆる教養試験として、全く客観的に1次試験の合格者を判定できる、このような制度をつくったということでございます。

さらに、試験区分についても、昨年度までは社会人経験枠を設けていたことに対しまして、市民の方からも、疑惑を持たれた一つの理由であるというふうに思いましたので、今年度につきましては、社会人経験枠は設けずに、受験者の門戸を広げる上で、年齢を35歳まで引き上げを行い、一つに統一したものでございます。

今回の検証の結果、議会との協議する必要性がある内容とならなかったために、先ほどの形での、現在のこういう形で答弁をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

この3月の時点で、宮本議員は、最後のほうで、来年度もまた面接をするわけですから、それまでには議会においても報告をしておくよう、お願いしたいという、お願いもしているわけですよ。

調査結果について、問題はなかったというふうに、市長はおっしゃいましたが、今、聞くと、作文問題については、問題があったんじゃないかと。一般事務Bについても、うわさの域は出ないが、問題があったんじゃないかと。それを払拭するためには、1次試験の場で書いた作文を、2次試験のところまでおいておく。

一般事務Bについては、全体を、年齢を上げて、採用試験を一本化するというふうにし、とれないわけですが、そもそもこの採用試験については、これまでの市長も、いろいろうわさの中で、採用試験をしてきたと思うんですよ。いろいろと話は、僕らも聞きます。

昨年の採用試験のときにも、選挙前でありましたので、特に聞きました。

その中で、市の職員は、審査官として面接を行い、やってきているんですよ。そこに不正があれば、ここには多分、座ってないと思います、そういう人は。

その人たちに対して、市長は、問題がなかったからそれでいいじゃないかということで、そのまま済みますんですか。そこに、市長と管理職とのコミュニケーションも、つながりもできるんですか。全庁一体となって、今から宿毛市として、一本に進んでいかなければならない。

震災対策もそうです。何もかも一緒にやっていかなければならない中で、市長が疑惑を持ったままで、これからの行政を行おうとすれば、そこには絶対に溝ができるはずなんですよ。

やはり、間違いは間違い、非は非として認めて、疑ってごめんねぐらいは言ってもいいんじゃないですか。そこから始まるコミュニケーションもあるんじゃないかというふうに思いますが、市長のお考えをお聞きをいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

何度もお答えをいたしておりますけれども、私は、試験官の皆さんも含め、この試験制度に疑惑があったという形で、私はその立場で考えてはおりません。

市民の皆さんが、そういうふうな思いを持っているけれども、これをきちっと、客観的に払拭できる、その制度をつくりたい。そのために、22年、23年に行われた試験結果、あるいは試験の内容、このことについて、検証をいたしました。

そうした結果、先ほど言いましたように、作文試験があることによって、実際は、全くそういう、今回の検証している中ではありませんでしたけれども、個人の考えの余地が入る、そういう部分として、疑われるところもあるので、1次試験においては、作文試験を抜きにして、完全に教養試験で、一本でいこうじゃないかということで、決めさせていただいた。

さらに、社会人枠についても、さまざまなデータ、試験内容や採点等について、個々の、ずっと検証を行った結果、これを年齢を引き上げて一緒にするという点についても、全く、今までの、有能な職員を採用しようとする目的を外すものではない、そういう点で、私は、このような試験制度を提案をいたしました。

そして、先ほど言われております幹部の職員の皆さんにも、きちっと、私の試案を提案をして、そして幹部会の中で打ち合わせをして、このような広報に発表している試験内容として、自信を持って提案をしたものでございます。

そうした中で、先ほども申しましたように、市民はあのような疑いを持っている人たちの中におったけれども、実際に試験の内容については、不正は、私が検証した中では、一切ありませんということについては、私は先ほども申し上げさせていただいたし、それは同時に、それを試験官となった職員の皆さんへの、そういう私の思いであると、私もそう思っておりますので、このように答弁をさせていただきたいということでございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） この試験の問題について、水かけ論になるので、ここから先は、やめます。

ただ、私としての考えの中で、提言を交えながら、試験はこういう方向でいったらどうぞということもありますので、市長に対して質問をしてみたいというふうに思いますが。

まず、作文の試験ですが、ことし何人の応募があるかわかりません。わかりませんが、昨年度までの大体の人数を見ますと、100人から70人近くの受験者がおります。その中で、大体、20名弱ですね、20名前後ぐらいの1次試験を合格している方がおりますが、そういうことは、残りの40名以上ぐらいの人は、今回、採点をされない作文を書くのかというふうになるわけですが、非常に非効率というか、その人たちに対して、失礼じゃないかというふうに思うんですよ。

1次試験の合格者に、宿毛市ですので、宿毛市の職員になって、こうしたい、ああしたいという夢を持った人たちに、作文を書きいただく。その中で、採点をするというのが正当な試験であって、ぼつになる。言い方は悪いですが、目も通してくれないものを、一生懸命、1時間半近くもかけて作文を書かすことが、本当にい

いのかどうか。私はよくないと思います。

やはり、1次試験で受かった方に対して、ひよっとすれば、2日かかるかもしれない。3日かかるかもしれない。それから先の長い40年前後の公務員をしようとする人に対して、1時間、2時間の時間を費やして、作文を書かすことが、面接時間が足らなくなるから、面接に時間をとりたいから、だけで作文を書かすことについては、失礼ですよ。

それならば、どれだけの時間、今まで面接時間にかけてきたんですか。お聞きをいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、質問の内容の中に、私では、調査してない部分がございますので、担当課のほうからお答えをさせていただきます。

○副議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、寺田議員の一般質問にお答えします。

平均的に、個人差は若干ある場合もありますけれども、1人当たり、大体15分程度の面接時間を、今まではとっております。

以上です。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今、総務課長のほうから、お聞きをしましたら、15分ですよ。今まで。

充実したいというふうに、市長は答弁をいたしました。どれぐらい、充実させて聞きたいというふうに思っていますか。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、1次試験を受けられる方に対しては、作文試験の位置づけを明確に書かさせていただいております。

そういう点で、作文の結果については、1次試験では採用しないということを理解をしてい

ただいた形で、受けていただくということが大前提でございます。

そうした形の中で、私どもとしても、ここで細かく、かつての試験の判定の内容等、どういう傾向であったとか、どうだとかいうことは、ここでは申せませんけれども、検証の結果の中では、とにかく今まで、採用しようとしていた有能な職員は、現在の方向に変えても、十分採用することが可能な制度であるということについては、確信をいたしました。

この内容は、それぞれこれから受けられた方、また受けようとする人たち、さまざまな、細かな配慮いるところがございますので、私は、この場ではお答えすべきではないと思いますけれども、そういうところでは、自信を持って、担当の、あるいはまた、副市長、企画、そして総務課長、教育長、そういうところで、幹部会の中で意思統一して、そのことを確認をして、責任を持って提案をさせていただいておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 私たちに提案するというよりも、もう募集要項として出していますので、これを今からどうこうしようということではないわけですよ。

ただ、方向性として、今回、広報見たときに、最初に直感として思ったのは、1次試験に作文をさすことの言いわけをするなど、こんなところで。というふうに、僕は思いました。これは僕の感じ方ですので、今、説明をされたように、2次試験に、より面接時間をとりたいという執行部の意向でしょうから、そこをどうこう批判するものでもありませんが、本当に有能な人を来ていただきたいということであれば、やはり受験生に対しても、失礼のないような対応をすべきであって、僕は、この1次試験に作文を書かせて、2次まで審査をしませんよというのは、

非常に失礼だというふうに思っていますので、つけ加えておきます。

1点、私、聞き及ぶところによりますと、愛南町であったり、国の国家公務員の採用試験においては、受験者、特に合格者に対しては、成績等合格順位というか、成績順位を知らせている。例えば、100点中何点でした。あなたの学科試験の順位は何番でしたよという通知を出していると、いうふうに聞いておりますが、透明性を高めるという点でいえば、これは非常に、受験者にとっては、自分もこういう順番やったがやというふうに理解ができるんじゃないかというふうに思いますが、これは、やろうと思えば、ことしの採用試験から、導入して、受験者に対して、あなたの学科試験の順位は何番でしたということは言えると思うんですが、こういうことを取り入れてはどうかと思いますが、市長、お考えをお聞かせいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

その試験成績、内容の開示については、もう既に、宿毛市としては実施しております。

以上でございます。

これは、請求者がおられれば、開示するというところでございます。よろしくお願ひします。

個人情報ですので。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 私が言ったのは、請求者じゃなくて、合格者に対して、あなたの合格順位は何番でしたと、いう通知を、1次合格のところ、受験生に全員に出しているということですので、このような取り組みをすれば、より透明性のある試験の通知になるんじゃないかというふうに思っていますので、これはやろうと思えば、ことしからでも取り入れができますので、宿毛市として取り入れるお考えはないのか、市長にお伺いをしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 答弁いたします。

そのような、具体的ないい提案をいただきましたので、早速、今後どういう形でそれを進めるか、検討してまいりたいというふうに思っています。

よろしくお願ひいたします。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ぜひとも、有能な職員をとれる。また、透明性の高い試験になりますように、お願ひをしたいと思います。

続きに、全国学力学習状況調査、通称、学テといわれますが、このことについて、教育長にお尋ねをしたいと思います。

去る8月25日付の高知新聞に、高知市教育委員会が臨時の校長会を開いて、12年度の学テの結果を公表したというふうな記事が出ておりました。これは、教育委員会、教育に携わる人ですので、皆さん御存じとは思いますが、県内では、高知市だけが市町村別の学テの結果を公表しているというふうにも書かれておりましたが、宿毛市として、この結果を公表するつもりはないかについて、お聞きをいたします。

○副議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

高知市が全国学力状況調査について、その結果を公表しているという状況の中で、宿毛市はいかにという御質問でありますけれども、この全国学力状況調査につきましては、文部科学省の見解におきましては、義務教育の機会均等、その水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や、学習状況を把握、分析をし、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すると。

また、学校における児童生徒の教育指導の充実や、学習状況の改善等に役立てると、こういう目的で実施をしていると、こういうふうにかかれております。

宿毛市の教育委員会といたしましては、全国学力状況調査の実施目的にありますように、数値結果そのものよりも、児童生徒の教育指導の充実であるとか、学習状況の改善等に役立たせるために、テスト結果を分析をいたしまして、どのようなところが理解ができていないのか、そして思考を組み立てる過程の中で、どのような課題があるのか、そういうことを検証の上、今後の事業の工夫、それから事業の改善のために、取り組みをしていくための一つの指標とするべきであると考えておりますので、結果そのものの数値を公表することについては、考えておりません。御理解ください。

以上です。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

今、教育長の言われたように、学校が対応して仕切れることであれば、私としてもそれでいいなというふうに思うんですが、今、宿毛市で多分、一番不足しているのは、家庭学習であったり、そういうところじゃないかというふうに思うんですよ。

よく保護者が、学校批判というか、何かのときに言うのが、学校がどうのこうのという話になるんですが、よく。そうじゃなくて、今の宿毛市の子供たちの学力は、こういう状況ですよ。公表することによって、家庭と学校と教育委員会とが、今の宿毛市における学習能力といえますか、の把握を共有すること、情報を共有することによって、今以上に、家庭も子供たちの学力向上に力を入れてもらえる環境づくりができるんじゃないかというふうに思っているから、言っているんですよ。

宿毛市が、6月にも言いましたように、保護者は宿毛市の、特に中学校の教育レベルというのが、高知県でも一番低いんじゃないかという心配をしている保護者が、多数いるんですよ。それを、やはり低かったら低い、それを認識した上で、それを改善するには、家庭も一緒にやっていただきたいという声をかけるためには、やはり現状を公表すべきではないかというふうに思いますが、教育長の、もう一度、御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の再質問にお答えをいたします。

家庭、学校、教育関係者、教育委員会が連携をして、有機的に組織がつながって、子供の健全育成や、学力向上のための、学力保障のための取り組みをする。これは、当たり前のことでありますけれども、先ほど、私が申し上げましたように、過度の競争原理を活用する中で、やはりしんどい子もおったりするわけです。

我々の、確かに指導力が不足なくて、現状として、宿毛市の学力が高い状況にはありません。

しかし、今現在、宿毛市、授業を改善したり、それから学習規律を確立する中で、随分と、議員も見に行ってくれたらわかると思いますけれども、子供たちが変わっております、中学校全体に。

ことしの結果につきましては、今、アトランダムで抽出の形で結果が出ておりますけれども、小学校についても、中学校についても、全部が出ておりませんが、かなり高いレベルまで上がっております、それは、全部が集計された中で、この議会の中でも報告する必要があると思いますけれども、随分と成果が上がっておりますし、それは、とりもなおさず、学校が組織として、しっかりとして機能している。

それから、保護者がそれを支えてきてくれる。

地域が、力をかしてもらっているということで、効果が上がっているのではないかと、こんなふうに思っております。

それから、家庭学習につきましては、確かに学校の支えがなくては、いろいろな、先ほど申しましたように、生活指導であったり、学力保障であったりする取り組みについては、欠かすことのできないことだと思っております。

しかし、学校においても、各学期ごと、随時、テストは実施をしておると思っておりますけれども、子供たちの理解度とか、保護者の皆様の中には、ある程度、理解をされているのではないだろうか。

それから、それぞれの児童生徒の学力、生活調査を受けて、各学校で、先ほど申しましたように、全国学力状況調査の個人票がありますが、その個人票が各学校にわたっていると思われ、各学校の中では、校内研修、それは研究主任、管理職を中心に、校内研修を進められておりますし、それから、家庭学習につきましても、学級担任、それから教科担任が連携をして、中心になって、工夫した家庭学習の取り組みをしていると聞いております。

それから、また、各学校におきましては、家庭学習につきましては、家庭学習をしてもらうために、効果的にしてもらうために、保護者の皆様に、家庭学習の手引きを作成をしております。そして、家庭学習の大切さを、保護者の皆様にもお知らせをして、御協力をいただいているところであります。

今後ともに、保護者の皆様に協力をいただき、家庭学習の充実が、より一層図れるように、我々も学校と連携をいたしまして、子供たちの学力保障、学力向上の取り組みを、いま一層に進めてまいりたい、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと、このように思います。

以上です。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） いろいろとお話を伺いましたが、学テの成績については、現段階で、教育委員会としては、公表するつもりはないということで、認識してよろしいんですね。

やはり、かたくなに、今までそうだったからということよりも、先ほども申しましたが、各学校ごとの成績を出せとっているんじゃないんです、僕はね。宿毛市内の、宿毛市教育委員会管内の学校の、小学校6年生の学力はどうでした、中学校3年生の学力はどうでしたっていうことを、公表したらどうですかということなので、ここで、今はできませんというのを、多分、変わらんとしますので、これ以上、突き詰めてはいきませんが、やはり、変えるときには変えて、教育委員会の方向というか、方向性というのをしっかりと議会にも、市民にも示す場というのが、この一般質問の場でもありますので、ぜひ方向をしっかりと定めていっていただきたいというふうに思います。

これについて、もう答弁ないですよ。

○副議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の再質問にお答えをいたします。

確かに議員おっしゃいますように、市民が、保護者と情報を共有して、連携をして取り組む大切さについては、十分、私も理解をしております。

その中で、弊害という言い方は、ちょっと語弊があると思いますけれども、例えば、地教連で、今の幡多の地教連。いろいろ、高岡であるだとか、連携して取り組みをしている組織体があるわけですが。

宿毛市、高知市は全部の高知県の中でも、約半数になります。それで、大体、わかりにくいと思うがですけども、宿毛市が公表するとい

うこと、はっきりと公表するということになりますと、幡多郡の中で大月とか三原だとかということになると、その学校が、もうしっかりとわかるわけですので、いいときはいいんですけども、悪いときについては、いろいろと弊害があるのではないかとということもあったりして、協議をしていると。

しかし、議員おっしゃいますように、我々も、隠すという気持ちではなくして、みんなに共有して、連携して取り組むという姿勢は大事でありますので、より、もう少し具体的な数字で、この点が足らなくて、この点が伸びているんだとかいうような、具体的な公表といいますか、お知らせは、議員の皆様にするべきではないかなと考えたりすることもあります。

けれど、今、私がここでそういう方向にいきますということにはならない。先ほど申しましたように、5人の合議制で教育委員会が組織をされておりますので、皆さんの意見も聞きながら、寺田議員のこういう意見を頂戴したということで、お話もさせていただくと、そういう答弁にさせていただきたい、こんなふうに思います。

以上です。

○副議長（野々下昌文君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 市長、また教育長には、ちょっときつい言い方もさせてもらったところもありますが、御答弁ありがとうございました。

私の一般質問を終わります。

○副議長（野々下昌文君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

午後 2時39分 散会

平成24年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（平成24年9月12日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第25号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第25号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
市民課長 河原敏郎君
税務課長 佐藤恵介君

会計管理者兼 会計課長	弘 瀬 徳 宏 君
保健介護課長	村 中 純 君
環境課長	岩 本 克 記 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	松 岡 博 之 君
建設課長	岡 崎 匡 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水道課長	川 島 義 之 君
教育長	岡 松 泰 君
教育委員会 委員長	松 田 典 夫 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学校給食 センター所長	野 口 節 子 君
千寿園長	杉 本 裕 二 郎 君
農業委員会 事務局長	児 島 厚 臣 君
選挙管理委員 会事務局長	嵐 健 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時09分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第25号まで」の25議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 2番の山上でございます。質疑をさせていただきます。

お伺いしたいのは、議案第14号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）及び、議案第17号別冊、平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

まず、初めに議案第14号別冊ですけれども、29ページ、第8款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費、13節委託料で、用地測量業務委託料として250万円を計上されておりますが、これはどこで、どのような目的で行われるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

また、30ページの、同じく8款土木費、第2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、13節委託料及び17節公有財産購入費で、測量設計委託料191万5,000円と用地購入費50万7,000円を、それぞれ計上されておりますが、これもどこでどのようなことを行われるのか、お示しいただきたいと思っております。

さらには、同じく8款第2項の4目地方道路整備事業費、13節委託料の発注者支援業務委託料として406万円が計上されておりますが、この発注者支援業務委託料というのは、どのようなことで、何を支援するのか、またこの予算で何を行うのか、どこの道路についてであるのか、お聞かせください。

それとともに、同じく4目の15節工事請負費で、市道大島中央線改良工事費ほかとしまして、409万4,000円が計上されております。これは、どのようなことをされるのか。工事がまた延長されるのかどうか、お聞かせください。

続きまして、33ページ、これも8款土木費ですが、第8項河川費、1目河川等環境整備事業費、15節工事請負費で、河川等環境整備工事費が450万円計上されております。これは、どこでどのような工事をされるのか、お聞かせください。

34ページになりますが、第9款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、15節工事請負費で、耐震性貯水槽設置工事費が131万1,000円となっておりますが、どこでどれだけのものを設置されるのか、お示しいただきたいと思っております。

続きまして、37ページになりますけれども、第11款防災復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、2目過年度土木施設災害復旧費、13節委託料で、ここでも発注者支援業務委託料として318万4,000円が計上されております。どこの施設に対して行われるのか、お聞かせください。

最後になりますが、議案第17号別冊、平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についてであります。

7ページ、第1款施設管理費、1目一般管理費、17節備品購入費で、パソコン購入費として50万を計上されておりますけれども、どのようなパソコンを何台購入されるのか。また、具体的にどのようなことに使用されるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、山上議員の質疑にお答えをいたします。

議案第14号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）でございます。ページ29ページ。

第8款第1項土木管理費、第1目土木総務費、第13節委託料、用地測量業務委託料250万についての質問でございます。

この用地測量委託料につきましては、平成16年度以降に高知県から移管を受けました法定外公共物、俗に赤線青線と言われる部分でございますが、隣接する土地との境界を、当事者間で確定することができない状況が、芳奈地区で平成7年ごろから続いているため、現地測量を行うことで、確定作業を進めようとするための測量委託でございます。

続きまして、ページ30ページ、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費、第13節測量設計委託料191万5,000円についてでございます。

この委託料につきましては、現在、平田地区の東中学校西側におきまして、高知県がヤイト川の河川改修に伴う堤防の新設工事を実施しておりまして、それにあわせて既設道路の改良を実施するために、測量設計業務を委託するものでございます。

これに伴い、新たに用地取得の必要性があるために、用地取得費を計上しております。

続きまして、同ページ、第4目地方道路整備事業費、第13節委託料、発注者支援業務委託料406万円についてでございます。

この委託業務は、宇須々木地区におきまして、市道の橋梁のかけかえを計画しております。場所は、宇須々木の港における旧道と新設県道との境目の付近の小さい橋梁でございますが、当課におきまして、橋梁工事の経験者がいないため、社団法人高知県建設技術公社に委託をいた

しまして、週1回、技術者を派遣していただくことで、積算業務及び施工管理業務の技術支援をお願いすることで、職員のスキルアップを図ろうとするものでございます。

同じく、第15節、409万4,000円の工事請負費でございますが、大島中央線道路改良によりまして、大島桜公園にあがる道がかなり傷んだために、これを復旧しようとするものの工事費用、その他小さい工事がございますが、そういった費用の、工事費でございます。

続きまして、ページ33ページ、第8款土木費、第8項河川費、第1目河川等環境整備事業費、第15節工事請負費、河川等環境整備工事費の内容についてでございます。

地区は6カ所ぐらいを予定しておりまして、主に河川の、コンクリートで河床を張ったりとか、それから堆積した土砂の取り除き、浚渫とか、一部、護岸の補修等を行うものでございまして、和田地区、それから小深浦、宇須々木、黒川、沖の島の各河川の補修工事を行おうとするものでございます。

続きまして、ページ37ページ、第11款災害復旧費、第2項公共土木施設の災害復旧費、第2目過年度土木施設災害復旧費、第13節委託料、発注者支援業務委託料でございます。

先ほど、支援業務については御説明いたしましたが、今回、この業務につきましては、高石地区におきまして、同じく高石橋が、橋梁が落橋したために、かけかえを行うに当たって、先ほどの高知県建設技術公社のほうに委託して、支援をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、山上議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページが34ページ。

第9款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、この中の15節工事請負費131万1,000円です。これは、当初予算で1,140万を計上させていただいて、市内で耐震性の貯水槽設置工事を行っておるわけですが、その中で、山奈地区で湧水によりましてのり面が崩壊をいたしまして、その不足する部分を今回、計上させていただいております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 千寿園長。

○千寿園長（杉本裕二郎君） 千寿園長、山上議員の質疑にお答えします。

議案第17号別冊、平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、ページ7ページ。

歳出、第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費、18節備品購入のパソコン購入50万についてであります。

パソコンを何台購入するのか、また使用目的はどのような内容であったのかと思います。現在、千寿園では、入所利用者の介護記録、看護記録などについては、紙ベースで記録として各ユニット、8ユニットありますが、と医務室において、個人台帳として記録し、管理しております。

しかし、入所利用者の日々の介護記録、看護記録が、さまざまな様式で記録管理されておりますので、何冊もの台帳を見ないと、入所利用者の日々の介護サービス記録や、体調管理を把握することができません。

パソコンを購入することにより、事務所、各ユニット、医務室等をLANで結び、千寿園内の介護ネットワークを構築する中で、入所利用者一人一人の個人ホルダーを作成し、日々の介護記録、体調管理記録や給食記録等も書き込むことで、入所利用者台帳の整理、管理を行うものです。

また、千寿園については、他職種、介護職員、看護職員、栄養士等の間で情報共有をすることにより、施設介護サービスの向上につなげていきたいと考えております。

以上のことから、ノートパソコン2台と、関連したプリンター2台と、ネットワーク設定費用として50万を計上しております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） どうも、それぞれ御説明ありがとうございました。

内容的には理解をいたしました。

中でも、市道大島中央線の工事でございますけれども、補正で増額されておりますので、また工事が延長されるのではないかと心配しておりました。これは、地元の方々から、よく中央線はいつできるのかというような質問を受けることがございまして、これまでは、年度内にはできますよという話をしております関係で、工事が延期しないということですので、一安心をいたしました。

また、養護老人ホームでパソコンを2台購入する。パソコンとプリンター2台ずつ購入するということですが、予算は1台といいますが、プリンター1台、パソコン1台、それぞれ25万ということになりますけれども、最近パソコン価格も相当安くなっておりますので、パソコン、プリンター合わせて25万といえば、相当なものが購入できるのではないかとこのように思います。

テレビやネットショッピングで購入せよというところまでは申しませんが、一般的なデータ管理等に使うのであれば、10万程度もあれば、十分、それに耐えられる、そういったパソコンが手に入るのではないかとこのように思います。

これは再質疑になりますけれども、教えてい

ただきたいところがあります。

千寿園で、2台のパソコンを導入することで、どれだけの作業が改善されるのを想定されているのか、また、2台で十分に対応できるのか、そのことを少し御説明をいただけますでしょうか。お願いします。

○議長（中平富宏君） 千寿園長。

○千寿園長（杉本裕二郎君） 千寿園長、山上議員の再質疑にお答えします。

現在、千寿園では、事務所及び医務室には複数台のパソコンが設置しておりますが、8つのユニットについては、パソコンが1台も設置されておられません。

今回のパソコンを導入することで、試験的な運用も含めて、これまでのように、紙ベースの記録ではなく、各自に合った記録を一つに整理することによって、介護サービス記録の改善ができることであると思いますし、また、それぞれの職種間での情報を共有することによって、入所者一人ひとりにあった介護サービス計画等も立てられ、サービス提供もできるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） どうも御説明ありがとうございました。

必要性については、理解ができました。

8ユニットある中で、1台もないと。紙ベースでいろんな情報をやりとりしてたということです。身の周りにこれだけパソコン等の情報化が進んでおる中で、いまだにパソコンがそういうところに導入されていないということ自体が、ちょっと不思議に思うくらいなんですけれども。

情報化できるところについては、やるべきところは情報化を図って、サービスの向上に努めていただきたいというふうに思います。

また、全庁的にいえることだと思いますけれども、備品等の購入に当たりましては、工夫をされて、よりよいものをより安くというようなことに努めていただければというふうに思います。

このようなことで、経費の縮減にもつながることだと思いますので、以上よろしく願いいたします。

以上で、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 3番、山戸です。これより、本会議に提案されました議案について、質疑を行います。

私が質疑をするのは、議案第14号別冊の平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

まず、初めは、第27ページ、第6款農林水産業費の第2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金についてであります。

宿毛市緊急間伐総合支援事業費補助金として504万円、宿毛市森林整備地域活動支援交付金として798万4,000円、宿毛市高性能林業機械等整備事業費補助金1,540万円が計上されておりますが、具体的にどのような事業及び事業体への補助、ないしは交付であるのか、お尋ねいたします。

続いて、同じ第27ページ、第6款農林水産業費の第2項林業費、5目山地災害防止費、15節工事請負費についてであります。

山地災害防止工事として524万3,000円が計上されておりますが、この事業に関しても、具体的な内容や工事箇所等について、お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 産業振興課長、3番、山戸議員の質疑にお答えします。

議案第14号別冊、平成24年度宿毛市一般

会計補正予算（第2号）、27ページ。

第6款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金の宿毛市緊急間伐総合支援事業費補助金504万円、及び宿毛市森林整備地域活動支援交付金798万4,000円、並びに宿毛市高性能林業機械等整備事業費補助金1,540万円の増額補正等の事業内容についての質疑でございますが、まず、宿毛市緊急間伐総合支援事業費補助金504万円の補正につきましては、宿毛市森林組合が実施主体となり、人工林の間伐により、森林整備を行うもので、整備の範囲としましては、橋上、小筑紫、山田、野地、和田などで、15年生から45年生の森林、62.99ヘクタールを整備する計画としています。

補助の内容については、1ヘクタール当たり8万円を上限として、森林整備に対する必要経費について、補助するものでございます。

次に、宿毛市森林整備地域活動支援交付金798万4,000円の増額補正の事業内容についてですが、この交付金は、新たに森林経営計画を作成し、計画的に集約した施業を行う取り組みについて支援するものでございます。

当初予算では、石原地区の40ヘクタールの森林施業集約化の調査、作業道の改良について148万円を計上してましたが、今回、新たに山奈、楠山、橋上、小筑紫など、合計970.92ヘクタールで森林経営計画の作成促進や、作業道の改良活動を宿毛市森林組合及び高知県森林整備公社、森林所有者が協定を締結し、計画の作成等を行うものでございます。

補助の内容につきましては、森林面積に応じて、森林所有者から森林経営の委託を受けて、森林の管理、経営を行う場合、これは経営委託型といたしますが、1ヘクタール当たり5万4,000円。次に、共同で計画を作成し、関係者間の調整や集約化施業実施の合意形成を行う場

合、これは共同施業型といい、1ヘクタール当たり8,000円。

次に、崩壊箇所の路盤補強などで、丈夫な作業路への変換を図る場合、これは作業路網の改良活動で1ヘクタール当たり4,000円を、それぞれ限度額とし、活動に要した経費について補助するもので、事業費として798万4,000円を補正計上しております。

次に、宿毛市高性能林業機械等整備事業費補助金1,540万円の事業の内容についてですが、本事業は、望ましい森林の整備、保全及び山村地域の活性化を推進するために必要な施設の整備について、補助するものであり、宿毛市森林組合が高性能林業機械としてハーベスタを導入し、森林間伐作業の効率化を図るものでございます。

このハーベスタは、伐倒、枝払い、適当な長さにかットする玉切り、集積という機能を持ち合わせており、今後の森林経営では、切り捨て間伐ではなく、搬出間伐が主流となることから、搬出用として使用するものでございます。

補助の内容については、この高性能機械の購入費用2,200万円に対し、一定補助しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、山戸議員の質疑にお答えをいたします。

議案第14号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ27ページでございます。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第5目山地災害防止費、第15節工事請負費、産地災害防止工事524万3,000円でございます。

以前の議会におきまして、電気料を御承認いただきました伊与野地区の用水路の上部にある山がくずれたことによって、農業用水が遮断し

た経過がございまして、県のほうに要望いたしていたところ、補助事業として山地災害防止工事として認められたため、今回、予算計上するものでございまして、伊与野川を入れて、小三原のほうへ、手前のところに砂防堰堤がございしますが、その砂防堰堤の北側の山が崩れておりまして、その部分のり面対策工事として、モルタル吹き付けを施工しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 事業内容については、ただいまの説明で了解いたしました。

2目林業振興費に関する財源内訳で、国県支出金が2,422万5,000円、一般財源419万9,000円となっております。

一般財源からの支出は、宿毛市緊急間伐総合支援事業費補助金として1,000円、宿毛市森林整備地域活動支援交付金199万8,000円、宿毛市高性能林業機械等整備事業費補助金として220万円ということになりますが、その財源比率、つまり一般財源と国県支出金との比率と、算出の根拠についてお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 産業振興課長、3番、山戸議員の再質疑にお答えいたします。

負担割合に関連しての質疑でございますが、宿毛市緊急間伐総合支援事業費補助金504万円の補正の負担割合につきましては、財源割合ですね、これにつきましては、ほぼ全額が国費となっております。

なお、歳入につきましては、10ページ、第14款県支出金、第2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金、高知県緊急間伐総合支援事業費補助金として503万9,000円を計上しております。

続きまして、宿毛市森林整備地域活動支援交付金798万4,000円の増額補正の財源の負担割合については、国50%、県25%、市25%の負担割合となっております。

歳入につきましては、同じく10ページ、第14款県支出金、第2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金、高知県森林整備地域活動支援交付金として、国、県の負担分598万6,000円を計上しています。市の負担分としては、残りの25%で199万8,000円となっております。

続きまして、宿毛市高性能林業機械等整備事業費補助金1,540万円の補正の負担割合についてですが、前年度はこの事業費に対しまして、国45%、県25%の合計70%を補助しておりましたが、今年度は国45%、県15%の合計60%と、補助率が減となったことから、これからの間伐材の集出荷の促進、また山林所有者の一定収益の確保を図るため、他市町村の動向も踏まえ、市としましても、10%を上乗せして、助成しようとするものでございます。

なお、歳入につきましては、10ページ、第14款県支出金、第2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金、高知県高性能林業機械等整備事業補助金として、国・県の負担分の60%分、1,320万円を計上しております。市の負担分としては、10%分で220万円となっております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） これまで、農林水産業費の中でも、特に漁業と林業に関しては、国・県からの事業費の丸投げでしかないという、そういうふうな印象で、そういう批判の声が高い中、市としても、こういうふうな市の負担金という形で配慮しているのだという、そういう姿勢のあらわれと受けとめて、私の質疑を終了い

たします。

どうもありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） おはようございます。

7番、松浦でございます。

今回、私が質疑をしますのは、今、議会に提案をされております議案の中で、第14号別冊の平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

先ほど来より、同僚議員が各方面から質疑をいたしておりますので、重複する部分については、省かせていただきます。

特に、今回は防災の部分を中心に質疑をいたしますので、よろしくお願いします。

まず、ページ10ページ、第14款県支出金、第2項県補助金、1目総務費県補助金、第1節の総務管理費補助金の中で、津波避難対策推進事業費補助金が783万3,000円減額となっております。この予算については、当初予算では1,600万計上されておったと思いますが、今日のこの状況の中で、大変重要な予算ではないかと思いますが、減額となった理由について、お示しをいただきたいと思っております。

続きまして、同じく10ページ、14款県支出金、第2項県補助金、1目総務費県補助金、1節の総務管理費補助金の中にあります消費者行政活性化事業補助金として、14万7,000円が計上されております。歳入については、この部分ですけれども、歳出を見ますと、14ページの第2款総務費、第1項総務管理費、

3目秘書広報費に増額の歳出予算として出されておりますが、その中身を見てみますと、旅費とか需用費という部分であります。

この予算で、どのような事業を展開しようとしているのか、事業内容について説明をお願いいたします。

ページ15ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、13節委託料についてでございます。

地域防災計画作成業務委託料として525万円が計上されております。この計画ですけれども、6月議会に提案をされておりました津波避難計画の作成事業との関連はどうなっておるのか、計画内容についてお伺いをいたします。

なお、委託先についても、お示しをいただきたいと思っております。

同じく15節の工事請負費の防災行政無線屋外子局設置工事費として、400万円を計上されておりますが、今回、この予算で、どの地区に設置をしようとしているのか、お示しをいただきたいと思っております。

並びに、19節負担金補助及び交付金の宿毛市みんなで支える防災対策補助金の150万円についてであります。これまでの予算規模からして、大体、3カ所ぐらいの自主防災組織に対する補助ではないかと思っておりますが、その地区についての説明を求めます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第14号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、10ページ。第14款県支出金、第2項県補助金、1目総務管理費補助金、津波避難対策推進事業費補助金783万3,000円の減額について、御説明いたします。

今年度、この補助金よりさらに有利な緊急防災減災事業が、高知県から示されました。

内容は、起債充当率100%で、翌年度70%が交付税措置をされるというものや、事業によりましては、県交付金で30%が返ってくるという制度でございます。

財政的に、より有利な制度が使えるものは、事業内容を切りかえて、有利な制度の活用をしていくべきだと考えていますので、御理解をいただきますよう、お願いいたします。

続きまして、同じく15ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、13節地域防災計画作成業務委託料525万円について、御説明いたします。

宿毛市地域防災計画と、さきの6月に議決をいただきました津波避難計画との整合性につきましては、それぞれリンクする部分も必要ですし、高知県が策定する防災計画や避難計画との関連や連携も必要でありますので、これらの計画が総合的に関連づけられることや、対策の明確化、これにより国や県の有利な事業制度の活用を行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、委託先につきましては、専門のコンサルタント業者、県内を予定しております。

続きまして、同じく15節の工事請負費ですが、防災無線の屋外子局を新設工事するものでございます。

新想定によりまして、新たに浸水地域となりました二ノ宮地区、二ノ宮方面を予定しております。

次に、同じページ、19節負担金補助及び交付金、みんなで備える防災対策補助金150万です。これにつきましては、坂ノ下地区を予定しております。

この地区は、東西に4キロメートルと非常に長い地区でございまして、三つの班に分けて、

それぞれ防災倉庫等を整理しないと、なかなか有効活用ができないということで、1地区を三つに分けて整備をする予定でございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、7番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第14号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の歳出で、14ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、3目の秘書広報費の旅費及び需用費の合計14万7,000円の事業内容について、御質問をいただきました。

本事業につきましては、議員御指摘のように、費用の全額を高知県の消費者行政活性化事業補助金を活用いたしまして、実施するものでございます。

事業内容につきましては、消費者生活相談員等レベルアップ事業及び消費者教育啓発活性化事業の二つの事業を行うものでございます。

消費者生活相談員レベルアップ事業につきましては、消費者行政担当職員のレベルアップを図るために、本年9月から12月まで、高知県が実施いたします消費者相談に関する研修事業等に、宿毛市から職員を1名派遣をさせるための旅費を計上させていただいております。

研修は、第1回から第7回までの7回にわたって行われる予定でございまして、そのための旅費として、9節に10万9,000円。旅費のうち10万9,000円を計上させていただいております。

それから、消費者教育啓発活性化事業につきましては、消費者被害の未然防止のために、啓発メッセージの入ったティッシュ、ポケットティッシュでございますけれども、を作成をいたしまして、市役所の窓口、あるいは支所等の窓

口でありますとか、あるいはイベントの開催時の配布、それから、特に多くございますのが、振り込め詐欺等のために、これは銀行等の協力もいただかなければなりませんけれども、ATMの窓口、そういったところにも設置をして、啓発、PRをしていこうというものでございます。

事業費は、11節消耗品で3万8,000円を予定いたしております、3万8,000円で2,000個を作成する予定でございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） どうもありがとうございます。

1点、お聞きをさせていただきたいわけですが、自主防災組織の関係でありますけれども、これは御案内のとおり、地域における共助の組織ということで、今後の防災対策を考えた場合に、重要な部分になります。

そこで、大体、この予算で、これまでも聞く中で、ほぼ自主防災組織の組織化については、できたのじゃないかなという思いがいたしますが、これからは横のつながり言いますか、そこあたりも重要になってくると思いますが、そこあたり、そういう取り組みがなされているのか、もしそういう状況があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

先の地区長連合会との市政懇の中でも、地区長の皆様方から、横の連絡と言われましたが、そういった組織、宿毛市全体での組織をつくってほしいという要請を受けておまして、今議会終了後、月末ごろになるのか、ひょっとしたら来月の初めになるのか、ちょっとまだ時期は未定ではございますが、全自主防の代表の方に

集まっただいて、宿毛市全体での組織を組織化していこうという予定でございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） どうもありがとうございます。

すばらしい取り組みが前に進んでおることがわかります。そういう面で、大変、皆さん方の横の連携を強めながら、また地域、地域で手を携えながら、防災対策をしていくということで、大変重要になろうかと思っております、今後の取り組みを期待をいたしております。

質疑終わります。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。質疑をいたします。

私が質疑いたしますのは、議案第14号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

これについては、先ほど、3人の議員が質疑されましたが、若干の問題について、私も質疑いたします。

まず、ページ15ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、18節備品購入費の中の公用車購入費200万であります。

これは、新規事業ということで、この説明書の中には、災害時の見回りに安全かつ確実に対応するためというふうになっております。

この車の内容については、4WDの車を購入するということですが、車の種類、大きさ、排気量、それから活用方法。それから一般車、四輪駆動じゃない車、同程度の車との価格差ですね、そういったもの。それと、導入後の活用状況、総務課で購入するわけですが、これは総務課だけで使うのかどうかについて、お聞きします。

それから、新規事業として上げたわけですが、4WDの現在の、宿毛市全体、市役所全体での導入状況ですね、これについても、分かればお願いします。

次に、ページ35、第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、第11節の中の災害時の頭部保護ということで、ヘルメットを購入するようになってます。これ、600万計上されておりますが、これの効果をどのように見込んでいるのか。

昔の、いわゆる防空頭巾と違ってヘルメットにするということですが、これの効果。

それから、専用ケースを購入するというふうになってますが、これは教室分だけかと。教員、生徒の分ということになってますが、教室以外で、もしそういうものが必要になったとき、どうするのか。

それと、もう1点は、小学校のほうではあがっているけど、中学校のほうとしてはあがってない。小学校は必要であって、中学校はなぜ計上されてないのか、そのことについてお聞きします。

それから、同じく35ページ、同じ款・項・目の第15節ですが、工事請負費、学校安全施設整備工事費40万7,000円と計上されております。これは、今年、全国各地で通学中の痛ましい事故が発生したことについて、こういった事故を防止するという目的で対策会議を開いて、取り組んでいるということですが、これは非常に大事なことであると思います。

この新規事業の説明書の中では、50万1,000円となっておりますが、この金額の違い、それから工事の取り組みの仕方、こういったものについてはどうなるのか。

それから、この協議会でそれぞれ分担したというふうなことも書かれてますが、学校関係の負担について、どのようにして配分したのか、

このことについてお聞きします。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ15ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、18節の備品購入費、公用車購入費の200万円について、御説明をいたします。

どのような活用をするのかということでございますが、この新想定が出て以来、地区とのいろいろな避難道等の協議に、大変苦慮しております。危機管理係にはパトカーしか公用車がないわけなんですけれども、地区のほうから、パトカーで来られたら困るということが、区長さん方から言われております。

そのために、地区に出かけるのに、公用車を構えるのに四苦八苦をしておるような状態でございます。使用の目的は、防災上の各地区との協議に主に使用するために、補正予算で計上をさせていただいております。

次に、どのような車種なのかということですが、現在、市役所が保有していない普通自動車の車高の高い四輪駆動車を購入して、災害時にも、見守り等にも安全に活用できるよう、確実に対応できる体制をつくってまいるといふ予定でございます。

それから、次に、四駆にすることで、一般の車との価格差は幾らぐらいかということですが、一般的に、車種によりますが、15万から20万円程度というふうに言われていると思います。

それから、排気量については、現在のところ、仕様書の中に入れるのかどうなのか、それについては、まだ検討しておりません。通常の普通自動車ということ考えております。

それから、次に、四駆の保有台数ですが、市

役所は清掃公社等で使っておるダンプとか、それから学校の送迎に使っておる車なんか、全部含めまして76台ございます。

このうち、四輪駆動車は軽自動車7台、普通車が3台、それからダンプが1台、合計11台となっております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教育次長兼学校教育課長、8番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の35ページ。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費の第11節需用費、防災ヘルメット購入費600万円についてでございますが、まず600万円につきましては、災害時に頭部を保護し、児童の安全を確保することと、日ごろから避難訓練等で着用し、防災意識の向上を図ることを目的に、市内小学校の全児童と教職員に防災ヘルメットを購入しようとするものでございます。

また、中学生には購入しないのかということでございますが、中学校の生徒につきましては、子供の命に差はございませんが、予算的なこともございますので、次年度以降、検討していきたいと考えております。

それともう1点、15節工事請負費の40万7,000円でございますが、これは浅木議員の申されましたとおり、ことし4月以降、全国各地で、通学中の児童の列に自動車が入り込み、死傷者が出るという、大変痛ましい事故が発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携して、通学路の安全対策が呼びかけられたことを受けまして、宿毛市におきましても、各小学校で通学路の危険箇所を抽出いたしまし

て、学校、教育委員会、国・県の道路管理者、警察また保護者による危険箇所の対応策について、協議と点検を行いました。

その協議と点検の結果、教育委員会として、児童生徒の交通安全の確保を図ることを目的に、注意喚起の看板の設置などを行おうとするものでございます。

40万7,000円につきましては、路面表示、並びに標識のつけかえ、大島小学校のグラウンド内の歩道の整備をあわせて行おうとするものでございます。

浅木議員申されました新規事業の50万1,000円との違いということでございますが、それにつきましては、旧施設の消耗品費12万4,000円の中に、注意喚起用の看板購入費7万9,000円と、注意喚起の路面シール1万5,000円の9万4,000円が組み込まれておりますので、9万4,000円と40万7,000円を合わせて50万1,000円、新規事業の計画書の中には提出しているものでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 再質疑をいたします。

先ほどの新規購入する車の件についてですが、200万という予算計上をしているのに、補正予算をするということではあるけれども、排気量等どれくらいのものにするのか決めてないのは、妙におかしいんじゃないかと。

こういう車を買うという想定で、この金額は決めていると思うんですね。

そこは実際、決まっているんじゃないかと思うんです。そこらあたりを明確に話してもらいたいと思います。

それから、今現在、役所で使っている車の76台中、4WDの導入はまだ少ないと。11台ということですね。これはやっぱり、今後、ふ

やしていく必要があると思うわけです。

先ほどの排気量について、もう一回、明確な説明をしてもらいたい。

それから、ヘルメットの件については、教育委員会の説明でわかりましたが、購入して、教室へ配置するということですので、ほかの場所で災害があった場合、これについてどうするのか、話がなかったのだ。

なお、私が疑問に思ったのは、先ほど説明ありましたけど、中学校の分に全くあがっていないということですから、来年度以降、予算を組む考え等の説明がありましたので、教室以外での事故に対してどうするのか。

それから、先ほどの、もう一つの標識等の整備、安全対策ですね。交通の安全対策につきましては、先ほどの説明でほぼわかりましたが、ちょっと私も聞き漏らしたところがあるんですが、学校内の設備だけということで、通学路のものについては、教育委員会の経費は出んというふうに理解していいんでしょうか、確認したいと思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、浅木議員の再質疑にお答えいたします。

できるだけ、税金で買うものですから、安く買う必要があるということで、見積入札をすることになるかと思えます。今までもそうしておりますので。

そうしますと、メーカーによってつくっておる車が、排気量が異なりますので、私たちが欲しいと思っている車が確実に買えるかどうかはわかりません。ひょっとしたら、その仕様書の中で、排気量ができるだけ大きいものを望んでおっても、例えば1500だとか1600だとかいう排気量になる可能性もありますので、そこら辺は御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教育次長兼学校教育課長、8番議員の再質疑にお答えいたします。

申しわけありません。先ほど抜けていた部分もございますので、含めて再質疑にお答えしたいと思います。

まず、防災ヘルメットでございますが、これは、専用ケースというのは、椅子のほうにつけられるケースになっておりますので、各教室の児童の椅子に設置しようとするものでございます。

また、体育館等、その教室以外での利用につきましては、学校と協議する中で適切な対応を、今後も検討していきたいと考えております。

それと、安全点検の部分でございますが、これについては、教育委員会のできるものが、学校往来の注意喚起の看板の購入であるとか、路面の修理でございますが、国土交通省や高知県、宿毛警察署、学校、地域、それぞれでできるところを対応するようになってきます。

例えば、国土交通省では、カラーコーンの設置であったり、ポストコーンの設置、草刈りなどを行うようになっておまして高知県でもポストコーンの設置、ドットラインの改修、並びに宿毛警察署では、横断歩道の塗り直しや交通安全指導、地域では、交通安全指導の周知徹底というようなことをするようになっております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 再質疑をします。

今、説明を受けたのですが、椅子に設置するという説明だったのですが、私の頭の中では、どんなに設置するのか、一般的に、全部まとめて、教室の一面に、そういうものを、ケースを構えておいておくというように、私は想像して

おったんですが。

椅子につけるといことですが、現物を見てみると想像ができないので、これ以上の質問はしません。

それから、車の購入にこだわりますけれども、課長お話ありましたように、価格によってという、それは大事なことでありますが、自分たちが何のために使う、どういうことに使うということからみたら、当然、大きさとか、そういうものを詰めて、何するものだと思います。

若干の差はありますので、曖昧な言い方、説明については、ちょっと疑問が残りますが、大体、千五、六百というような話もありましたので、そのあたりかなと想像したいと思います。

なお、もう一つ、この問題。今、市にある車の中では、学校関係の車を含めて、通学用に使っている車は、それの中では4WDが入ってないということに説明ありましたわね。

しかし、昨年も通学用の車が事故になったことがあります、雪道で。そういった面から見ると、今度は防災対策ということで、理由をつけて購入するということにしてありますが、私は、そういうことではなしに、今後、ほかの課、例えば産業振興課、建設課等の災害時には、各地へ、非常に道路が荒れた中へ向けていかななくてはならないという状況がありますので、4WDじゃないことによって、非常に苦労しているんじゃないかと思うわけです。

今後、そういう、特に一斉に、災害等のときには一斉に出ていかないかんということもありますので、この車だけに限らず、今後、新しく導入する車については、極力、4WDにしてほしいと思いますが、このことについて、市長はどう考えるか、お聞きしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 先ほど、今後の4WD導入について、私が市長の考え方を聞きたいと

いうことですが、それは今回、質疑の中では省いてくれということでございますので、ただいまの質疑については取り消しをします。

以上で私の質疑は終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております「議案第1号から議案第25号まで」の25議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、9月13日及び9月14日並びに9月18日から9月20日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、9月13日及び9月14日並びに9月18日から9月20日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月13日から9月20日までの8日間は休会し、9月21日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時35分 散会

議案付託表

平成24年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (21件)	議案第1号	平成23年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第2号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第3号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第4号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第5号	平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第6号	平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第7号	平成23年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第8号	平成23年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第9号	平成23年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第10号	平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第11号	平成23年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第12号	平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第13号	平成23年度宿毛市水道事業会計決算認定について
	議案第14号	平成24年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第15号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第16号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第17号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第18号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第19号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第20号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第21号	平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について
総務文教 常任委員会 (4件)	議案第22号	宿毛市防災会議条例の一部を改正する条例について
	議案第23号	宿毛市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
	議案第24号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
	議案第25号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

平成24年
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第19日（平成24年9月21日 金曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第25号まで

（議案第14号から議案第25号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第9号外1件

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号及び意見書案第2号

意見書案第1号 公共施設の高台移転に係る財政支援の強化を求める意見書の提出について

意見書案第2号 倒壊危険度指数（IF値）による学校耐震改修への補助を求める意見書の提出について

第5 議案第26号及び議案第27号

議案第26号 平成24年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第27号 宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第25号まで

日程第2 陳情第9号外1件

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号

日程第5 議案第26号及び議案第27号

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	朝比奈淳司君
議事係長	柏木景太君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本年男君
副市長	安澤伸一君
企画課長	出口君男君
総務課長	山下哲郎君
市民課長	河原敏郎君
税務課長	佐藤恵介君
会計管理者兼 会計課長	弘瀬徳宏君
保健介護課長	村中純君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	岩田明仁君
産業振興課長	三本義男君
商工観光課長	松岡博之君
建設課長	岡崎匡介君
福祉事務所長	滝本節君
水道課長	川島義之君
教育長	岡松泰君
教育委員会 委員長	松田典夫君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	野口節子君
千寿園長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	児島厚臣君
選挙管理委員 会事務局長	嵐健君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時30分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

地方自治法第180条第2項の規定により、市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1「議案第1号から議案第25号まで」の25議案を一括議題といたします。

これより「議案第14号から議案第25号まで」の12議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（今城誠司君） 予算決算常任委員長。本委員会に付託された議案第14号から議案第21号までの8議案について、審査概要の結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、9月13日と9月14日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、9月19日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案8件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

第一分科会主査より、議案第14号「平成24年度宿毛市一般会計補正予算」歳出中の第2款総務費、1項総務費、1目一般管理費、13節委託料、本庁舎耐震改修設計委託料150万円について、次のような審議概要の報告がありました。

委員からは、本庁舎耐震改修にかかわる工事

費について質問があり、執行部からは、概算で5,000万円程度と推計しているが、今回の設計委託により、金額が確定できる予定である。

この事業については、国の緊急防災減災事業により、起債充当率100%で実施でき、今年度以降、交付税によりその70%が交付される有利な条件での事業実施が可能であり、次回定例会において、工事費についても、予算計上したいと考えているとの回答がありました。

また、委員からは、学校施設については、構造耐震指標、（IS値）による工事のみが国庫補助の対象であるが、今回の庁舎の耐震補強は、倒壊危険度指数（IF値）での補強を計画している。

今回の緊急防災減災事業に該当するのかの質問に対し、執行部からは、庁舎の整備については、単独事業であり、建物の倒壊危険度指数（IF値）による耐震化についても、今回の事業については対象となる。

役所を耐震化できる最後のチャンスだと思っている、との回答がありました。

以上、本委員会に付託された議案第14号から議案第21号までの8議案につきまして、予算決算常任委員長の審査結果の報告といたします。

○議長（中平富宏君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました議案第22号から議案第25号の議案4件についての審査結果を御報告いたします。

議案第22号は、宿毛市防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法が改正され、その中で防災会議などの見直しが行われました。

防災会議の所掌事務について、「災害が発生した場合において、情報を収集すること」を削

除し、「防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べることを追加し、また委員の定数を25人以内から30人以内に変更することなどにつきまして、改正しようとするものであります。

議案第23号は、宿毛市防災対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、災害対策基本法の改正に伴い、本条例の関係条文が変更となりましたので、改正しようとするものであります。

議案第24号及び議案第25号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、沖の島辺地につきましては、診療施設の整備を、また栄喜辺地につきましては、簡易水道施設の整備について、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置などに関する法律第3条第1項に基づき、議会の議決を求めます。

以上、議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案4件についての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第14号から議案第25号まで」の12議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第14号から議案第25号まで」の12議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 全員起立であります。

よって「議案第14号から議案第25号まで」の12議案は、原案のとおり可決されました。

議案第1号から議案第13号までの13議案については、予算決算常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第2、「陳情第9号外1件」の2件を一括議題といたします。

これより、「陳情第9号及び陳情第10号」の2件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。総務文教常任委員会に付託されました陳情について、審査結果の御報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情は、陳情第9号、第10号の2件であり、いずれも6月定例

会からの継続審査となっている案件であります。

初めに、陳情第9号、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書の提出について、御報告をいたします。

本陳情は、四万十市の山本祐子氏より提出されたものであります。

内容といたしましては、愛媛県知事に対し、四国四県を初め、伊方原発が事故を起こした場合に甚大な被害をもたらすおそれがある。地域住民の不安の声、再稼働反対の声に真摯に耳を傾け、伊方原発の再稼働を認めないことを要望する陳情であります。

審査の過程で、委員からは安全性が担保されていない状況で、慌てて再稼働すべきではないとの意見が出されましたが、これに対して、将来的には脱原発も検討すべきであるが、現在のエネルギー事情、電力事情を考えると、伊方原発を再稼働しない場合、四国の経済に多大なる影響を与えるおそれがある。安全対策などの条件を整えば、再稼働を認めるべきであるとの反対意見が出され、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第10号、消費税増税に反対をする意見書の提出について、御報告いたします。

本陳情は、消費税増税反対幡多連合会より提出されたものであります。

内容といたしましては、政府が消費税率を10%に引き上げようとしている。消費税が10%になれば、年収250万円の世帯でも、年間12万円の大増税となり、家計は赤字で暮らしが成り立たなくなる。消費税を増税しなくても、担税力のある大企業や大資産家に応分の負担を求め、不要不急の公共工事の見直しなど、歳出の無駄を削減すれば、社会保障や国の財政を支えることは可能であるとの理由から、政府に対し、消費税増税をやめるよう求める陳情であります。

審査の過程で、委員からは、消費税を上げたくないのは皆さん同じだと思うが、国の財政状況を考慮すると、今後も国民が等しく、豊かに暮らすことを思うと、増税も仕方がないのではないかとの意見や、増税なくして将来の財政運営が持続可能かと考えた場合、極めて困難であると思っている。

税金の使途などについて、不透明な部分があるが、増税するなというのは、現時点では無理だと考えているとの意見が出され、採決の結果、全会一致をもって不採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情2件についての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第9号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 7番、松浦でございます。

先ほど、総務文教常任委員長より、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書の提出についてを内容とする陳情9号について、総務文教委員会として、賛成少数をもって不採択とするとの報告がされました。

私は、この委員長報告に反対をする立場で討論を行います。

今や反原発、原発の廃炉を求める国民の声は、

全国津々浦々から沸き上がっています。

政府民主党は、6月16日に安全対策を先送りにしたまま、国民の声に耳を傾けることなく、経済界の圧力に屈して、関西電力大飯原発の3・4号機の再稼働を決定いたしました。

そして、9月14日に決定をした革新的エネルギー環境戦略では、2030年代に原発の稼働をゼロにする目標を明示しながら、この方針と全く相反し、青森県の大間原発並びに島根原発3号機の建設について、容認する考えを打ち出したのであります。

これまでの歴代の政府は、電力の安定供給、経済に及ぼす影響等を考えると、原発は絶対に安全な施設であり、クリーンなエネルギーである。我が国にとっては必要であると、繰り返し述べてきました。

しかし皆さん、伊方原発を初め、全国の原発が停止された以降においても、電力は安定供給されております。国民生活に大きな影響を与えていないではありませんか。

そして、原発の安全神話は福島第一原発の爆発事故を受けて、もろくも根底から否定をされたのであります。

ひとたび原発事故が発生すれば、どれだけの被害をこうむるのか、福島第一原発の爆発事故を見れば、一目瞭然であります。

また、事故から1年6カ月が経過しましたが、いまだにその原因の究明はされておられません。

皆さん御案内のとおり、伊方原発は日本最大の活断層である中央構造線の上に立地しております。地震大国日本を考えると、いつ地震が発生してもおかしくはありませんし、巨大地震がくれば、甚大な事故に見舞われる可能性は極めて高いと言わなければなりません。

専門家によれば、浜岡原発の次に危険度の高いのは、伊方原発であるとの指摘もされております。そして、私たちが生活をする宿毛市、伊方

原発の南東約50キロに位置しており、原発事故が起これば、数時間で放射能による汚染被害をもろに受けるのであります。

本年2月11日に、国際NGOグリーンピースが、伊方原発周辺から200個の風船を飛ばし、原発事故で周辺地域はどのような被害をもたらすかの実験を行いました。

その結果は、わずか3時間後にお隣四万十市の竹島に風船が飛来をしたということでありませぬ。まさにそのことが実証されております。

伊方原発で事故が発生をし、被害をこうむるのは原発の周辺地域はもちろんのこと、宿毛市を含めて四国全体、いや瀬戸内海周辺、九州にも及ぶものであります。

また、放出された放射能で被爆した住民、とりわけ乳幼児、子供たち、妊婦への健康被害が特に懸念をされます。現に、福島からの報告によりますと、既に子供たちの中に、甲状腺の病の症状が出てきているとの報告がなされております。

そして、政府の試算によりますと、10年後でも、年間被曝線量が20ミリシーベルトを超える地域が残り、福島第一原発が立地する大熊町では、10年後でも81%、双葉町では49%の住民が帰還できないと予測しております。

このように、家族がばらばらになり、避難されている被災者が住んでいたふるさとへ帰る見通しも全く立っておりませぬ。

このことを考えれば、どのような対策を講じようが、原発には安全はありません。まさに福島第一原発の事故が教えてくれています。福島第一原発の教訓に学ばなければなりません。福島の人たちを初め、誰も事故が起こると思っていなかった。しかし、現実には起きました。起こった後で、嘆いても意味がないのであります。起こってからでは遅いのであります。

事故が起こる前に食い止めなければなりません

ん。まだ間に合います。

また、原発はまさにトイレのないマンションとやゆされていますように、処理されない核廃棄物が増加するばかりであります。私たちは、こうした処理できない、危険性の非常に高い核廃棄物を残すのではなく、今、取り組まなければならないのは、子供や孫を初め、子々孫々まで豊かな自然や環境を引き継ぐことであります。

以上の考えのもとに、宿毛市議会に提出された陳情9号、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書の提出についてを採択すべきであり、不採択とした委員長報告に反対をいたします。

議員各位の賛同を求め、私の討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、討論をいたします。

私は、陳情第9号、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書の提出を求める陳情について、委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

本陳情は、6月定例議会からの継続審査になっていた案件であり、愛媛県知事に対して、伊方原発の再稼働を認めないこと、及び四国四県を初め、伊方原発が事故を起こした場合に、甚大な被害をもたらすおそれのある地域住民の不安の声、再稼働反対の声に真摯に耳を傾けることを求める陳情であります。

本来、原子力政策は、国がしっかりとした安全基準を設け、関係自治体や企業に対して行っていかなければならないものであって、一県知事に対して責任を負わせるべきものではありません。

当然、安全が担保されないままの原子力発電所の再稼働については、すべきではありませんし、その安全性については、国において専門

的な機関や科学者などによって、基準を設けていかなければいけないものだと思っております。

しかし、政府は今年14日、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入すると、目標を掲げ、革新的エネルギー、環境戦略を決定をいたしました。

一方で、ゼロへの過程で、原発は重要電源として活用すると、再稼働を進めるとし、また核燃料サイクルは引き続き、従来の方針に従い、再処理事業に取り組むとした事業継続を打ち出すなど、矛盾した方針を掲げ、実現に向けた具体策を先送りをいたしました。

当の野田首相自身も、極めて困難なチャレンジというふうに認めるように、代替エネルギーとして力を入れる再生可能エネルギーのさらなる普及や、ジャパンプレミアムとも言われる火力発電の燃料となる液化天然ガスの高騰など、平均的な世帯では、電気代は最大で、現在の2倍以上に上昇するおそれがあるとの試算もされております。

国民には、理解のできないエネルギー政策に終始しており、経済界においても、代替エネルギーによる安定的供給のめどが立たない中での原発ゼロは暴挙だとの意見や、電気料金の値上げは避けられないといった意見が出るなど、経済活動にも大きな影響が予想されることと、住民生活に大きな負担を求めることになるのは必至であります。

原発はないにこしたことはありませんが、代替エネルギーによる安定的な電力が供給できるまでの間は、安全が確認できた原発については、再稼働も含めて検討すべきであるというふうに考えております。

よって、現時点での伊方原発の再稼働を認めないことを、特に愛媛県知事に求めることについては反対であり、本陳情については、委員長の報告のとおり決すべきだと思います。

多くの同僚議員の賛同を求めて、私の討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。

ただいまから陳情第9号について、討論を行います。

この陳情を審査した総務文教常任委員長から、不採択にしたと報告がありました。私は委員長報告に反対する立場から討論します。

この陳情は、四万十市の市民が伊方原発の再稼働を認めないことを愛媛県知事に求める意見書の提出を宿毛市議会に要請してきたものであります。

既に2人の議員が賛否の討論をされましたが、私はさらに、伊方原発の危険性と、宿毛市民がいかに原発の恐怖にさらされているかを明らかにし、再稼働をさせない方向での議会意思を示すよう、提起します。

東京電力が福島原発で引き起こした放射能被害の実態は、既に皆さん御承知のとおり、東北地方を中心に、広範な地域の人々の暮らしを破壊してしまいました。住居や仕事を奪われ、家族や隣近所、友人、知人とも引き離され、いつ終わるともしれない避難生活を余儀なくされている方々の姿を見るにつけ、その心中を察するに余りあります。

この原発の被害は、事前に危険性を指摘されながらも、必要な対策をせず、引き起こされたものであり、明らかに人災であります。

私たち日本共産党は、原発導入当初から、国会でこの危険性を指摘し、厳しく反対を貫いてきました。

また、福島原発の津波対策などの不十分さと危険性についても、日本共産党福島県委員会は、東京電力にたびたび改善を求めてきました。

しかし、安全神話にどっぷりと浸かった東電は、必要な対策をせず、事故を起こしてしま

ました。今も放射能を浴びながら、対策に取り組んでおられる方々、また放射能被曝の恐怖の中で暮らしている人々の将来が心配であります。

また、福島原発事故の原因把握や、被害対策が進まぬうちに、政府は大多数の国民の反対を押し切って、大飯原発を再稼働させ、次には伊方原発も再稼働させようとしております。

先ほどの委員長報告、寺田議員の討論の中にも、安全性が担保されるならという言葉がありました。本当に安全が担保される保障がないのが伊方原発であります。

まず、日本最大級の活断層、中央構造線のすぐそばにつくられた原発だということであり。大地震を起こす活断層、言い換えれば、大地震の震源地のそばに原発を置いているのであります。

この中央構造線による地震に加え、南海地震、東南海地震、日向灘地震が連動すると、原発そのものが破壊される、重大な危険性があります。

地震を専門的に研究している高知大学の岡村教授によると、地震の揺れの強度は1,000ガルを覚悟しておかなくてはならないと指摘しています。

ところが、四国電力は当初、473ガルに固執していましたが、2007年の中越沖地震後は、570ガルに引き上げました。そして、福島原発事故は、世論に押され、基準値震度570ガルに対する耐震裕度を2倍程度にすると発表しました。

しかし、この追加対策は2015年度を完了目標にしており、現在はできていません。

なお、2007年の中越沖地震では、東京電力柏崎刈羽原発1号機は、1,699ガルの揺れに見舞われました。

この地震と同程度の地震が起きれば、伊方原発は過酷事故となる可能性が高いといえます。

次に、伊方原発は、老朽化による危険にもさ

らされています。

原発の設計想定年数は30年ですが、伊方原発の場合、1号機は建設から35年、2号機も30年になり、老朽化しています。原発の内部は、中性子を浴び続けることで、原子炉容器は激しく劣化し、もろくなります。特に30年も過ぎると、冷却に耐えられなくなり、事故を起こす危険性が考えられます。

さらに、3号機は、18年目の原子炉ですが、2010年からプルトニウムを加えたモックス燃料を用いた危険なプルサーマル運転をしています。

プルサーマル運転が難しく、事故の際には、被害が大きくなります。また、伊方原発敷地の地質は三波川帯と呼ばれる変成岩地域で、薄く、割れやすい性質のため、もろく崩れやすく、日本有数の地すべり地帯となっています。

このように、危険な伊方原発が事故を起こせば、冬場には季節風に乗った放射能が3時間足らずでこの宿毛市にも降り注ぐことが、今年の2月の実験で明らかになっています。

一方、海へ流れ込んだ放射能は、瀬戸内海を重大な汚染をするとともに、海流に乗って宿毛湾をも汚染することになります。

こうした危険な伊方原発は、再稼働すべきではなく、廃炉に向けた取り組みをするべきであります。

なお、原発がなくなると、経済活動への影響を心配する声もありますが、発電量は四国の場合は原発がなくても十分に需要を満たすことができます。四国電力の発電能力は、原発を除いても465万キロワットあります。

それ以外にも、電源開発や住友共同電力、土佐発電、風力その他の自然エネルギーを合わせると、364万キロワットの発電能力があります。ピーク時の需要電力量を550万ワットと見込んでも、四国は需要を十分に賄えます。

関西電力への送電が若干、減少することになるだけであります。

また、国民の中へ節電意識が浸透し、この夏も、四国の節電目標5%を大幅に上回る8.6%の節電となりました。

今後は、さらに循環型自然エネルギーを普及する方向にあり、原発がなくても電力不足にはならないと思われま

す。なお、原発を廃止し、循環型自然エネルギーにかわると、電力料金が2倍になるなどと言われていますが、その点も循環型自然エネルギーの普及に対する政府の支援策の充実、節電努力で40%増程度になるとの試算もあります。

今、多くの国民が、我が街を福島原発事故のような状態にしたいと思いが強く、少々、電力料金が高くなっても、原発はゼロにしたいと願っています。

幡多地域の市町村議会でも、宿毛市以外の市町村は、きょうまでに陳情を採択し、伊方原発の再稼働に否定的な動きとなっています。

土佐の西端で伊方原発により近い宿毛市の議会としても、市民を放射能被害から守るためにも、今後の宿毛市議会の名誉にかけて、この陳情は採択すべきであります。

私は、議場におられる宿毛市議会議員の皆さんに、ぜひともこの陳情を採択することに、いま一度、心から御賛同を求め、討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第9号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第10号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番(浅木 敏君) 8番議員の浅木です。

ただいまから、陳情第10号について、討論を行います。

この陳情を審査した総務文教常任委員長から、不採択にしたと報告がありましたが、私は委員長報告に反対する立場から討論します。

この陳情は、消費税増税反対幡多連絡会が、政府と衆参両院に対して、消費税増税に反対する意見書の提出を宿毛市議会に要請してきたものであります。

陳情書は、本年の5月24日付で提出されたものでありますが、6月の議会で継続審査になっていました。この間に消費税増税の法案が国会で可決されましたが、まだ実施にはなっていないので、政府に増税の実施をしないよう求めることはできます。

陳情の内容につきましては、消費税が10%になると年収250万の世帯でも年間12万円の大増税になり、暮らしが成り立たなくなる。また、中小業者の7割は、消費税を価格に転化できず、倒産や廃業に追い込まれ、そこで働く人々の雇用や賃金にも悪影響をもたらし、景気にも深刻な打撃となる。

消費税を増税しなくても、税金を払える能力のある大企業や大資産家に応分の負担を求めるとともに、不要不急の公共事業の見直しなど、歳出の無駄を減らせば、社会保障や国の財政を支えることは可能である。

こうしたことから、国に対して、経済不況下

にある現時点での消費税増税を行わないことを強く求める意見書提出を要請してきたものであります。

まさにこの陳情内容のとおり、中小企業家や低賃金の労働者にとって、今回の消費税増税は死活問題であります。また、日本経済の建て直しという面からも、大問題であります。

このような消費税増税による日本経済の混迷は、既に経験済みであります。

1990年から1997年にかけては、国民の所得も徐々にふえ、景気も回復しつつありました。しかし、1997年に消費税が3%から5%に引き上げられ、医療費の負担増も強行され、所得も消費も景気も急速に下降してしまいました。

2010年には、1997年と比較して、平均的労働者の可処分所得が90万円も減少しています。

当時、小泉首相が実行した構造改革によって、年間給与が200万円以下の人は急速にふえ、6年連続で1,000万人に達しています。

今また消費税を増税すると、さらに消費と景気が落ち込み、低賃金労働者や、職につけない人がふえ、消費税を価格に転嫁できない中小業者は、営業が成り立たなくなります。

もともと消費税は低収入者に高い率の負担を強いる最悪の税制度であります。消費税を増税するのではなく、1メートル1億円もかける東京外環道路、ダム建設など、不要不急の公共事業を見直し、政党助成金の廃止など、支出の削減を図るべきであります。

そして、税金については、260兆円もの内部留保ができる大企業への負担を強化し、また、累進課税を強化し、大資産家や高額所得者に応分の負担を求める税制を定め、必要な収入を確保すべきであります。

こうしたことから、この陳情10号は、大多

数の国民、市民から支持される内容であり、採択して国政に反映させるべきであります。

このことを訴え、皆さんの賛同を求め、私の討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第10号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

○議長（中平富宏君） 日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号「公共施設の高台移転に係る財政支援の強化を求める意見書の提出について」、及び意見書案第2号「倒壊危険度指数による学校耐震改修への補助を求める意見書の提出について」の2件を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 4番、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提案理由の説明をいたします。

本定例会初日において、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会の最終報告について、承認されましたが、その速やかな実行について、国に対して、現在の補助事業の課題点について、意見書を提出しようとするものであります。

初めに、意見書案第1号、公共施設の高台移転に係る財政支援の強化を求める意見書についてであります。先日の8月29日に、内閣府から発表された南海トラフの巨大地震が四国沖で起きた場合の高知県内の被害想定は、最大で死者4万9,000人、建物の損壊23万9,000棟にのぼるとの衝撃的な内容でした。

本市におきましても、最大で25メートルの津波に襲われることが予想されており、現在、この想定を踏まえて、防災計画の抜本的な見直しに取り組んでいるところです。

このような中、本市の公立小中学校や、保育園などの公共施設は、その多くが津波想定エリアに位置しており、大規模地震が発生した際には、多数の命が危険にさらされることが予想されます。

現在、本市においても、公共施設の耐震化や改築に懸命に取り組んでいるところであり、今後、新たな施設を建築する際には、津波に対して、安全が確保できる高台移設を最優先課題として取り組んでいるところです。

しかしながら、現在の補助制度においては、建築費に対する補助はあるものの、多大な経費が予想される用地購入費や、造成費、取付道路の整備等は、補助の対象に該当せず、事業実施がスムーズに進まない状況にあります。

現在、国においても、防災減災強化のための

特別措置法の制定について、活発な議論が交わされており、本市のような財政基盤が弱い自治体が、市民の安全確保に積極的に取り組むためには、ぜひとも国による支援が不可欠であります。

よって、学校等各種公共施設の高台移転については、安全安心な立地の確保、及び防災拠点としての機能強化のため、以下の項目について、速やかに実施されるよう要望いたします。

1 津波浸水区域の公共施設の高台に要する経費を、全額国庫補助対象とすること。

2 上記事業について、補助率のかさ上げや有利な起債の創設など、地方財政措置の充実を図ること。

次に、意見書案第2号、公開危険度指数（I F 値）による学校耐震改修への補助を求める意見書についてであります。現在、学校の耐震改修にかかわる経費については、国からの補助金が交付されることになっておりますが、補助対象となるのは、構造耐震指標、いわゆる I S 値を用いた工事に限定され、耐震診断と本体工事に要する時間と経費は、待ったなしの対応を求められている地方自治体にとっては、大きな負担となっております。

そのような中、倒壊危険度指数（I F 値）による耐震改修が、総務省や一部自治体等の公共施設に用いられ、その経済性と耐震性の高さが注目を集めています。

これは、建物の柱にポリエステル繊維等の高延性材を接着することで、柱材に対して強い靱性を持たせ、建物が倒壊することを防ぐ工法（S R F 工法）であり、東京大学地震研究所等の実験や、四川大地震、東日本大震災の経験により、その有効性が実証されているところです。

先日、8月29日に内閣府から発表された南海トラフ巨大地震による被害想定は、死者が最大で32万人にも及ぶという衝撃的な内容でし

た。

このような災害に備え、全国の自治体は学校施設の耐震改修に早急に取り組んでいかなければなりません。長引く経済低迷や高齢化と人口減少に悩む地方自治体にとって、それらの事業に要する負担は極めて高いものであります。

現在の構造耐震指標（I S 値）による工事の有効性は、十分に理解しておりますが、耐震改修の選択肢を広げ、各自治体の実情に応じた、一刻も早い学校耐震改修ができますよう、倒壊危険度指数（I F 値）による耐震改修を国庫補助の対象にしていただくよう、強く要望するものであります。

以上、2件の意見書の提出について、同僚議員の御賛同を求め、提案理由の説明を終わります。

○議長（中平富宏君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第5、「議案第26号及び議案第27号」の2議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 追加御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の御説明をいたします。

議案第26号は、平成24年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で512万7,000円を増額しようとするものです。

歳出で増額する内容につきましては、農林水産業費では、農地・水保全管理支払交付金94万7,000円を計上しています。

同交付金につきましては、当初予算より、9月3日付で国から対象地域の増加等により補助金額が増額となる旨の採択通知があり、対象地域に対して早急に事業の決定を行う必要があることから、今回増額しようとするものです。

土木費では、本年2月に発生しました宿毛市

公営住宅等再編計画検討会終了時の委員の転落事故につきまして、8月30日に開催しました宿毛市公務災害認定委員会で公務災害の認定を受けましたので、災害補償費として116万2,000円を計上しています。

教育費では、英語指導助手の公務中のけがにつきまして、同様に、宿毛市公務災害認定委員会で公務災害の認定を受けましたので、災害補償費として1万8,000円を計上しております。

また、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会からの報告を受け、宿毛小学校等の高台移転に関する適地選定調査を行う費用として、宿毛小学校等移転適地選定調査業務委託料を300万円計上しています。

議案第27号は、宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、国から、9月5日付で短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護における食費については、一食ごとに分けて設定し、提供した食事分を徴取すること、とした通知がありました。

特別養護老人ホーム千寿園の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護における食事の提供に係る利用料については、これまで日額を算定の根拠として徴取していましたが、この通知に合わせ必要な改正をしようとするものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号について、市長から一部訂正いたしたい旨の申し出があります。

この際、訂正理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 大変御迷惑をおかけいたしますが、議案の訂正をお願いをいたします。

議案第27号、4ページの宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の中で、第4条中の51条の2第2項を、第51条の3第2項に、そして第61条の2第2項を第61条の3第2項に、それぞれ訂正をお願いしたいと存じます。

よろしくをお願いをいたします。

○議長（中平富宏君） これにて、訂正理由の説明を終わりました。

お諮りいたします。

議案第27号の一部訂正については、申し出のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号の一部訂正については、これを承認することに決しました。

お諮りいたします。

議案第26号及び議案第27号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第26号及び議案第27号」の2議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 全員起立であります。

よって、議案第26号及び議案第27号の2議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月3日に開会いたしました今期定例会は、本日までの19日間、議員の皆様方におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、提案申し上げました27議案のうち決算認定議案の13議案を除いて、いずれも原案のとおり

御決定をいただき、まことにありがとうございます。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと思います。

議員の皆様におかれましては、今後とも引き続き御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、どうか健康に留意をいただき、より一層の御活躍を御祈念申し上げて、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成24年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 中平富宏

宿毛市議会副議長 野々下昌文

議員 松浦英夫

議員 浅木 敏

平成24年9月19日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

予算決算常任委員長 今 城 誠 司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第14号	平成24年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第15号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第16号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第17号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第18号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第19号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第20号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第21号	平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当

平成24年9月13日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第22号	宿毛市防災会議条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第23号	宿毛市災害対策本部条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第24号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第25号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当

平成24年9月13日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 9 号	伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書の提出について	不 採 択	不 適 当
第 1 0 号	消費税増税に反対する意見書の提出について	不 採 択	不 適 当

平成24年9月19日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

予算決算常任委員長 今 城 誠 司

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
議案第 1 号	平成23年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 2 号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 3 号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 4 号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 号	平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 号	平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 号	平成23年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 号	平成23年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 号	平成23年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号	平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号	平成23年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号	平成23年度宿毛市水道事業会計決算認定について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成24年9月13日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
- (2) 行政機構の状況について
- (3) 財政の運営状況について
- (4) 公有財産の管理状況について
- (5) 市税等の徴収体制について
- (6) 地域防災計画について
- (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成24年9月14日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 浅 木 敏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成24年9月19日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

議会運営委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 (3) 議長の諮問に関する事項
 (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

公共施設の高台移転に係る財政支援の強化を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成24年9月19日

提出者	宿毛市議会議員	今城誠司
賛成者	宿毛市議会議員	岡崎利久
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	浦尻和伸
〃	〃	寺田公一
〃	〃	宮本有二

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

説明 口頭

公共施設の高台移転に係る財政支援の強化を求める意見書

本年8月29日に内閣府から発表された、南海トラフの巨大地震が四国沖で起きた場合の高知県内の被害想定は、最大で死者4万9,000人、建物の損壊23万9,000棟に上るとの衝撃的な内容でした。

本市におきましても、最大で25メートルの津波に襲われることが予想されており、現在、この想定を踏まえて、防災計画の抜本的な見直しに取り組んでいるところです。

このような中、本市の公立小中学校や保育園などの公共施設は、その多くが津波想定エリアに位置しており、大規模地震が発生した際には、多数の命が危険にさらされることが予想されます。

現在、本市においても、公共施設の耐震化や改築に懸命に取り組んでいるところであり、今後新たな施設を建築する際には、津波に対して安全が確保できる高台移設を最優先課題として検討しているところです。

しかしながら、現在の補助制度においては、建築費に対する補助はあるものの、多大な経費が予想される用地購入費や造成費、取り付け道路の整備等は補助の対象に該当せず、事業実施がスムーズに進まない現状にあります。

現在、国においても、防災・減災強化のための特別措置法の制定について、活発な議論が交わされておりますが、本市のような財政基盤が弱い自治体が市民の安全確保に積極的に取り組むためには、ぜひとも国による支援が不可欠であります。

よって、学校等各種公共施設の高台移転については安全・安心な立地の確保及び防災拠点としての機能強化のため、以下の項目について、速やかに実施されるよう強く要望いたします。

記

1. 津波浸水区域の公共施設の高台移転に要する経費を全額国庫補助対象とすること。
2. 上記の事業について、補助率の嵩上げや有利な起債の創設など地方財政措置の充実を図る

こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏

内 閣 総 理 大 臣 殿

総 務 大 臣 殿

財 務 大 臣 殿

文 部 科 学 大 臣 殿

厚 生 労 働 大 臣 殿

意見書案第2号

倒壊危険度指数（I F 値）による学校耐震改修への補助を求める意見書の提出
について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成24年9月19日

提出者	宿毛市議会議員	今城誠司
賛成者	宿毛市議会議員	岡崎利久
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	浦尻和伸
〃	〃	寺田公一
〃	〃	宮本有二

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

説明 口頭

倒壊危険度指数（I F 値）による学校耐震改修への補助を求める意見書

本市におきましては、来るべき南海地震に備えて、公立小中学校の耐震改修に取り組んでいくところです。

現在、学校の耐震改修に係る経費については、国からの補助金が交付されることとなっておりますが、補助対象となるのは、構造耐震指標、いわゆるI S 値を用いた工事に限定され、耐震診断と本体工事に要する時間と経費は、待ったなしの対応を求められる地方自治体にとって大きな負担となっております。

そのような中、倒壊危険度指数（I F 値）による耐震改修が総務省や一部自治体等の公共施設に用いられ、その経済性と耐震性の高さが注目を集めています。

これは、建物の柱にポリエステル繊維等の高延性材を接着することで、材に対して強い靱性を持たせ、建物が倒壊することを防ぐ工法（S R F 工法）であり、東京大学地震研究所等の実験や四川大地震、東日本大震災の経験により、その有効性が実証されているところです。

本年8月29日に内閣府から発表された、南海トラフ巨大地震による被害想定は、死者が最大で32万人にも及ぶという衝撃的な内容でした。

このような災害に備え、全国の自治体は学校施設の耐震改修に早急に取り組んでいかなければなりません。長引く経済低迷や高齢化と人口減少に悩む地方自治体にとって、それらの事業に要する負担は極めて重いものであります。

現在の構造耐震指標（I S 値）による工事の有効性は十分に理解しておりますが、耐震改修の選択肢を広げ、各自治体の実状に応じた、一刻も早い学校耐震改修ができますよう、倒壊危険度指数（I F 値）による耐震改修を国庫補助の対象にさせていただくよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏

内閣総理大臣殿
総務大臣殿
財務大臣殿
文部科学大臣殿

一 般 質 問 通 告 表

平成24年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	1 番 高倉真弓君	1 消防活動について（市長） （1）平常時の救急受け入れ態勢について （2）災害時の救急体制（しくみ）について 2 教育環境について（教育長） （1）いじめ問題について （2）学校再編計画について （3）学校再編に対する取り組みについて
2	8 番 浅木 敏君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）地震と津波の対策について （2）特定健診とガン検診について （3）県道宿毛城辺線の路面冠水対策について （4）循環型自然エネルギーの推進について ア 太陽光発電について イ 小水力発電について ウ 木質バイオマスについて エ 原発を必要としない地域づくりについて
3	7 番 松浦英夫君	1 保育園の防災対策について（市長） 2 沖の島における介護福祉施設について（市長）
4	5 番 岡崎利久君	1 宿毛駅東地区土地区画整理事業の保留地の処分について（市長） 2 宿毛市バイオマスタウン構想について（市長） 3 宿毛市学校給食センター調理業務委託について（市長）
5	13 番 濱田陸紀君	1 宿毛小学校建設用地について（市長） 2 宿毛斎場の運営体制について（市長）
6	11 番 寺田公一君	1 県道宿毛津島線の整備について（市長） 2 地域福祉計画の推進について（市長） 3 小中学校再編計画と施設の整備について（市長、教育長） 4 職員採用試験について（市長） 5 全国学力テストについて（教育長）

平成24年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成23年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 2 号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 3 号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 4 号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 5 号	平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 6 号	平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 7 号	平成23年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 8 号	平成23年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 9 号	平成23年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第10号	平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第11号	平成23年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第12号	平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第13号	平成23年度宿毛市水道事業会計決算認定について	9月21日	継続審査
第14号	平成24年度宿毛市一般会計補正予算について	9月21日	原案可決
第15号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第16号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第17号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	9月21日	原案可決

第18号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第19号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第20号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第21号	平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について	9月21日	原案可決
第22号	宿毛市防災会議条例の一部を改正する条例について	9月21日	原案可決
第23号	宿毛市災害対策本部条例の一部を改正する条例について	9月21日	原案可決
第24号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月21日	原案可決
第25号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月21日	原案可決
第26号	平成24年度宿毛市一般会計補正予算について	9月21日	原案可決
第27号	宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	9月21日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 9 号	伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書の提出について	9月21日	不採択
第10号	消費税増税に反対する意見書の提出について	9月21日	不採択